

# 質問書ガイドブック

コミュニケーション・オン・プロGRESS (CoP)

---

2024年3月版

GCNJ 発行年月: 2024年4月



**United Nations**  
Global Compact

# 目次

はじめに.....	3
新 CoP 全体のあらまし.....	4
企業のサステナビリティレポートの相互運用性.....	5
オンライン質問書について.....	6
オンライン質問書の構成について.....	6
各設問について.....	7
このガイドブックについて.....	8
質問書セクション 1: ガバナンス.....	9
質問書セクション 2: 人権.....	18
人権に関する追加情報.....	24
質問書セクション 3: 労働.....	27
労働に関する追加情報.....	38
質問書セクション 4: 環境.....	40
環境に関する追加情報.....	60
質問書セクション 5: 腐敗防止.....	62
腐敗防止に関する追加情報.....	69
持続可能な開発目標 (SDGs) との対照表.....	70
CoP データ準備チェックリスト.....	79
用語集 (GCNJ 事務局仮訳).....	80

## はじめに

私たちが持続可能な未来に向けて歩を進める中で、企業の透明性と客観的な報告は、国連グローバル・コンパクト 10 原則や持続可能な開発目標 (SDGs)、パリ協定の前進を図る上でますます重要になっています。私たちは今こそ、これまでも増して、グローバル・コンパクトの理念を説明責任のメカニズムに結びつけることで、変革の基盤づくりをしなくてはなりません。

強化された新 CoP は、会員企業が国連グローバル・コンパクト 10 原則の実践を図る中で、その行動の認識、透明性および比較可能性に、企業が標準化された形で進捗を測定することに資し、意思決定プロセスを支えます。新 CoP の設問は、改善すべき領域を明らかにし、成果を上げた取り組みを披露し、今後の行動にヒントを与えるように作られている一方で、会員に無償で提供されるデータ比較プラットフォームにより、自社の、経年の進捗状況の追跡が可能になり、同業他社との比較対照を行うことができます。

このガイドブックのねらいは、国連グローバル・コンパクト会員企業の新 CoP オンライン質問書への回答作業を支援し、さらなる学習と前進に向けた動機を与えることにあります。オンライン質問書の策定にあたっては、私たちが直面する問題と解決策の本質に迫るような設問を選ぶよう心がけました。設問では、1) 社会・環境課題を解決するための大がかりな変革を成し遂げるために導入が必要な、ガバナンスの枠組み・方針・プロセス、そして 2) 定量的指標によって追跡できる具体的な成果を取り扱っています。設問は可能な限り、関連する既存のサステナビリティ報告枠組みや、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」をはじめとする国連の主要指針との整合を図りました。

新 CoP は、国連機関や会員企業、政府、投資家、市民社会を含め、70 を超える組織からの意見を踏まえ、策定されました。この画期的な取り組みに貢献をいただいた皆様に感謝いたします。

国連グローバル・コンパクトの新 CoP は、数万社の企業が毎年、一貫した透明性のある報告を行うことで、サステナビリティに関する企業の志を高め、よりよい世界のためにビジネスの真の結集を図れる無限の可能性を秘めているのです。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

**サンダ・オジャンボ**

**国連グローバル・コンパクト事務局長兼 CEO**

**国連事務次長補**





## 新 CoP 全体のあらまし

コミュニケーション・オン・プログレス (CoP) は、会員企業が国連グローバル・コンパクト 10 原則と持続可能な開発目標 (SDGs) 達成に向けた進捗状況を実証するための最も重要なメカニズムです。CoP が、自社のサステナビリティの進捗を把握し、自社の事業を評価する最初のステップになる会員企業もあります。一方で、より厳格な報告義務を課せられている先進企業にとっては、長期的な進捗状況や世界中の同業他社との比較状況を容易に把握・追跡できる手段になります。

企業の規模、場所、成熟度に関係なく、CoP データを通して、会員企業の 10 原則に対する進捗状況をグローバル規模で把握し、ステークホルダーに対して企業の方針と実践の概要を提供するとともに、企業間や時系列での取り組みを容易に比較することができます。また最も重要なことは、CoP データは、会員企業が最も必要としている支援を提供するため、国連グローバル・コンパクトのプログラム企画やその他の主要なステークホルダーに役立つ情報を提供します<sup>2</sup>。

新 CoP では、国連グローバル・コンパクトに対する支持を表明する最高経営責任者 (CEO) による宣誓書の提出と、GC10 原則や SDGs に関連して企業が取った行動に関するオンライン質問書への記入が要件になっています (詳しくは「CoP 方針」を参照ください)。どちらの要件も、毎年 4 月 1 日から 7 月 31 日までの提出期間中に、CoP デジタル・プラットフォーム上で入力し、提出しなければなりません。

新 CoP のオンライン質問書では、ガバナンス、人権、労働、環境、腐敗防止の分野における会員企業の進捗状況を明らかにします。設問が標準化されたことで、会員企業は下記のことが可能になります。

- 10 原則の進捗状況を一貫性のある調和した形で測定し、実証する
- 企業のサステナビリティや GC10 原則、SDGs へのコミットメントを示すことで、信頼性とブランド価値を高める
- ギャップを特定し、目標設定に反映させることで、見識を高め、学び、サステナビリティ・パフォーマンスを継続的に改善する
- 企業のサステナビリティに関する、最大級で無償かつ公的なデータソースにアクセスすることで、他社との進捗状況を比較する

本ガイドブックは、国連グローバル・コンパクトの会員企業によるオンライン質問書の回答を支援することを目的に作られています。72 頁には、質問書の記入に際しどのような情報が必要となるかを取りまとめた「データ収集チェックリスト」があります。会員企業はこれを、CoP 作成に先立ち、必要な情報を検討したり、集計したりする際に役立てることができます。本ガイドブックには各設問の合理的根拠や、場合により計算の方法、さらには各設問に関連のグローバル報告枠組み (GRI など)、設問を GC10 原則や SDGs のターゲットと関連づけるインデックスも盛り込まれています。各設問で取り上げられたトピックについて、企業がさらに詳しく学ぶための追加情報一覧や、質問書に関する詳しい用語集もあります。なお、このガイドブックは作業文書であるため、定期的な見直しと更新が行われる予定です。

<sup>1</sup> [Our Mission](#) | UN Global Compact

<sup>2</sup> [Why Join](#) | UN Global Compact

## 企業のサステナビリティ・レポートの相互運用性

企業のサステナビリティ・レポートの領域は急速に拡大しており、国連グローバル・コンパクトは、会員企業がそのプロセスを理解し、包括的な成果を達成できるよう支援することを目指しています。

企業のサステナビリティ・レポートの主な目的は、社会、環境、そして企業の存続と収益性確保に向けて事業改善の努力と資源を向けるために、企業の進捗状況を透明性のある形で評価することです。企業がこれを達成できるよう、国連グローバル・コンパクト、GRI、IMP、IFRS、EFRAGなどの組織は、企業のサステナビリティ・レポートを簡素化し、真に進歩を遂げられるよう、国際的なフレームワークや提携支援リソースの相互運用性を高める努力をしています。本オンライン質問書は、関連する報告フレームワークに基づいており、より厳格な報告を義務付けられている企業にとって、有用な準備ツールとなるはずですが、

ますます複雑化し、重要性を増すサステナビリティ・レポートの世界を支援するために、以下のリソースを提供いたしますので、ぜひご活用ください。

- **国連グローバル・コンパクトCoP-ESRSマッピング・ツール** (作成中)は、欧州の基準とCoPオンライン質問書の整合性を示すもので、会員企業は容易に回答を送り、レポート間で関連する用語やテーマを調べることができます。
- **インパクト・マネジメント・プラットフォーム(IMP)システム・マップ**は、企業、投資家、金融機関がサステナビリティの影響を管理し、それらのリソースの関連性を理解するために利用できる国際的な公共財リソースをハイレベルな形で可視化したものです。
- **Global Reporting Initiative (GRI) Carrots and Sticks ツール**は、企業のサステナビリティと環境・社会・ガバナンス(ESG)の影響を形成する義務的および自主的な公共政策のオンラインデータベースと文書リポジトリであり、企業は地域の報告要件を理解するために利用することができます。
- **GRI-ESRS相互運用指標** (2024年初めに最終化予定)は、GRIの開示要求事項とESRSのデータポイントとの関連性を示し、高いレベルで共通していることを示すものです。

### **Forward Faster (フォワード・ファスター)**

2030年までにSDGsを達成するため、国連グローバル・コンパクトは、野心的で信頼できる企業行動のためのグローバル・プラットフォームであるForward Fasterイニシアチブを開始しました。Forward Fasterを通じて、企業は以下の5つの課題分野の中から、いくつでも目標を設定することができます: ジェンダー平等、気候変動対策、生活賃金、水レジリエンス、投資・ファイナンス。

Forward Fasterイニシアチブは、企業が公約を宣言し、目標達成のために取るべき行動を強調することで、説明責任と透明性を高めることを目的としています。

2025年から、会員企業はデジタル・プラットフォームを通じたCoPの報告に加えて、[アクション・ガイド](#)に記載された質問に回答し、国連グローバル・コンパクトに毎年報告することになります。気候変動対策の目標1にコミットする企業は、SBTiを通じて報告する必要があります。

### **GEO Water Mandate**

CEO Water Mandateは、2007年に国連事務総長と国連グローバル・コンパクト(国連GC)がパシフィック・インスティテュートと共同で設立した、企業のウォーター・スチュワードシップを世界中で推進するための特別なイニシアチブです。CEO Water Mandateは、水不足、水質、ガバナンス、水と衛生設備へのアクセスに関する喫緊の水課題に取り組むため、企業がグッド・プラクティスを共有し、パートナーシップを構築するための強力なフォーラムを提供するものです。

CEO Water Mandateの賛同者には、水に関する情報の報告が求められます。企業は、CEO Water Mandateのウェブページから、CEO Water Mandateの詳細情報を入手し、必要に応じて報告要件を完了することができます。

# オンライン質問書について

## オンライン質問書の構成について

国連グローバル・コンパクトのステークホルダーの間で、一貫した信頼できる企業のサステナビリティ報告を求める声が高まっていることを受け、CoPは進化を遂げました。フォーマットがオンライン質問書へと変わり、より定量的で、比較が可能なデータを提供できるようになったことで、企業が簡単に経年の進捗状況を追跡し、実績を他社と比較できるようになっています。各設問は、企業サステナビリティ報告指令(CSRD)、グローバル・レポーティング・イニシアチブ(GRI)、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(CDP)、国際会計報告基準(ISAR)などの主要なグローバル・レポーティングのフレームワークと整合しており、すでに多数存在するサステナビリティ報告書の状況を悪化させることなく確実な情報開示を促進することを目的としています。また、設問は国連ビジネスと人権に関する指導原則(UNGPs)とも整合しています。

質問書本体は、5つのセクションに分かれています。最初のガバナンスに関するセクションでは、各社のサステナビリティ・ガバナンス体制を横断的に概観します。残りの4つのセクションはそれぞれ人権、労働、環境、腐敗防止に関するもので、国連グローバル・コンパクト10原則に関する各社の実績について調査します。

オンライン質問書の各セクションの設問は、いくつかのカテゴリーに分かれています。原則的に下記を取り扱っています。

- GC10 原則関連のサステナビリティ課題への取り組みを前進させようとする、企業のコミットメントを実証するプロセスと方針
- これらの課題について、社会と環境への負の影響を予防するために行った取り組み
- パフォーマンス(実績)指標
- 苦情(グリーバンス)に対応し、得られた教訓について考えるための対応・救済・報告メカニズム

人権と環境に関する2つのセクションでは、各社の回答内容に応じて追加的な設問が多少異なってきます。人権のセクションでは、各社にそれぞれ開示すべきマテリアル(重要)な項目を選択する機会が与えられます。それに続く設問は、各社がマテリアルなものとして指摘した人権項目のみを取り扱うものとなります。環境のセクションでは、それらの環境項目をマテリアルと考える会員企業が回答できる、追加的な環境項目別質問(水や生物多様性に関するものなど)を設けています。場合によっては、各社がマテリアルとみなさない設問が出てくる可能性もありますが、その場合には「該当せず」を選択し、その選択を裏づける補足情報を提供します。

設問はマテリアリティ、コミットメント、予防、実績、対応と報告という5つのカテゴリーのいずれかに分類されます。表1は、オンライン質問書の構成と設問の分類を示したものです。

表1. 質問書の全体的構成

	マテリアリティ	コミットメント	予防	実績	対応と報告
ガバナンス	該当なし	G1-G5	G6-G8	G10, G11	G9, G12, G13
人権	HR1	HR2	HR3-HR6	該当なし	HR7-HR8
労働	HR1	L1- L1.2	L2-L5	L6-L10	L11-L12
環境	E12	E1- E1.1	E2-E5	E6-E11, E13-E21(選択した場合)	E20
腐敗防止		AC1- AC2	AC3-AC4	AC5	AC6-AC8

注: G = ガバナンス、HR = 人権、L = 労働、E = 環境、AC = 腐敗防止。各欄の文字は、質問書の具体的な設問を表しています。例えば、ガバナンス・セクションの設問1は G1 となります。

## 各設問について

- オンライン質問書の設問にはそれぞれ意味があり、その規模やセクター、地域に関係なく、あらゆる会員企業に関連するガバナンス、人権、労働、環境および腐敗防止の問題を取り扱っています。
- 設問は全企業が回答できるようになっています。複雑さを抑えてあるため、回答には原則として、グローバルなサステナビリティ報告基準をすでに使っていたり、サステナビリティ報告を作成していたりする企業ならば、既存のデータで回答可能なはずです。
- 指標は客観的で、詳しい解釈の必要はありません。企業は具体的な計測に照らして、回答の内容を検証できます。
- 設問のトピックは、企業がパフォーマンス(実績)を向上させるために実施を検討すべき、具体的なサステナビリティの取り組み例を扱っています。
- 設問は標準化された選択肢と明確に定められた指標を含んでおり、会員企業が自社の進捗状況を他社と比較するために使えるデータが生成されます。

大半の設問は多岐選択式マトリクスの形式をとっていますが、定量的な設問や記述形式の設問もあります。マトリクス式の設問では、一番左の回答選択肢が最も弱いパフォーマンス(実績)、一番右の回答選択肢が最も良い形のパフォーマンスとなるように並べられています。このような構造にすることで、会員企業は現状の実績を可視化しながら、将来的な改善の参考とすることができます。また、サステナビリティ課題ごとの進捗状況の差異を検討、比較する際の参考にもなります。

どの設問にも「補足説明を提供してください」という記述欄がありますが、会員企業はここで、選択した回答の背景となる情報を追加できます。ほとんどの設問につき、記述欄への入力任意となります。その規模や業種、特別な事情によって、自社に該当しないか、意味をなさない設問がある場合には「該当せず」のオプションも表示されます。但し、この「該当せず」を選んだ場合は、記述欄で簡単な説明の提供が必須となります。

ごく少数ですが、会員企業が選択した回答または選択したセクターに応じ、追加的な設問が設けられています。この更問は、GC10 原則の実施に向けた進捗状況をより詳しく把握するためのものです。

## 本ガイドブックについて

本書の以下のセクションではそれぞれ、オンライン質問書の各設問の内容を明確にし、回答を支援することを目的とした詳細を、表の形で提示しています。

- 一番左の第 1 列の「設問」には、オンライン質問書の各設問の番号と主題が記載されています。
- 第 2 列の「合理的根拠と計算に関する手引き」には、各設問の詳細が記載されています。その設問がなぜ設定されているのか、取り扱われている項目はなぜ企業のサステナビリティ推進に関係してくるのか、および／または、その設問はどのように解釈すべきかに関する説明が記載されています。定量的な設問には、計算方法に関する指示も含まれています。国連グローバル・コンパクトは、各種の報告枠組みや基準設定機関が定め、幅広く活用されている合理的根拠と計算法を活用しています。
- 第 3 列の「関連する報告基準」には、既存のサステナビリティ報告枠組みで具体的な基準が定められている場合、そのハイパーリンクが掲載されています。特定のサステナビリティ基準に沿って報告をすでに行っている企業にとって、このリンクは、必要なデータや類似性を明らかにする際に役立ちます。場合により、リンク先の基準がその設問に回答するための追加的な手引きとなることもあります。
- 各表最後の 2 列の「GC10 原則との関連」と「SDGs ターゲットとの関連」は、各設問を具体的な国連グローバル・コンパクト原則と SDGs ターゲットに関連づけるものです。また、ガイドブックの巻末には、CoP の設問と関連の SDGs ターゲットの関係を示す対応表も設けられています。

さらに、同じくガイドブック巻末の用語集に掲載されている主な用語の定義も、回答する際の参考となります。



## このガイドブックについて

### デジタル・プラットフォームの質問

デジタル・プラットフォームを通じて CoP を記入する際、皆様には 2 つの質問が提示されます: R2 は、CoP の対象となる報告期間に関する質問で、R3 は、CoP の対象となる事業範囲に関する質問です。R3 は任意ですが、R2 は CoP を開始する前にご確認ください。

質問	根拠と計算ガイダンス	関連報告基準	国連グローバル・コンパクト10原則へのマッピング	SDGs目標へのマッピング
R2: 報告期間	<p>CoPの質問書には、企業が直近に集計し終えた 12 ヶ月間のデータを入力してください。理想的には、CoP提出前の12カ月間のデータ(2024年のCoPについては、例えば、2022年7月から2023年6月まで、2023年1月から2023年12月まで、または2023年4月から2024年3月までの期間を対象とするデータ)を用いることが望ましいです。企業はCoP回答の際、デジタル・プラットフォーム入力画面冒頭でデータ期間を記入します。経年の比較を可能にするため、データ期間をできるかぎり同一に保つことをおすすめいたします。</p> <p>この設問で回答した期間内で入手できないデータが一部ある場合は、各設問の最後にある記述欄で、そのデータが収集された時期を明記してください。</p>			
(任意)R3: 報告の範囲	<p>任意の質問では、CoPの対象となる報告の範囲を明確にするよう企業に求めています。CoPの報告範囲は報告企業に任されていますが、企業は、自社の活動と影響を最も正確に表す方法でCoPを提出してください。</p> <p>グループ単位または親会社がCoPを提出する場合、報告する企業は、子会社の情報を連結するか、特定の質問について連結するか、特定の子会社のみ連結するか、連結しないかを選択できます。</p> <p>標準化されたオンライン質問書では、情報を連結することが各質問に対して必ずしも意味をなさない場合があること、また、すべての質問に対して連結データを有していない企業があることを前提に、親会社が、質問および／または特定の質問の最後に設けられた補足情報欄を使用して、適切と思われるアプローチを開示できるようにしています。</p> <p>同様に、金融機関も、CoPの対象範囲を明確にし、CoPに対する回答に含まれる事業や投資があれば、それを明確にいただくことが望ましいです。コンサルタント企業は、クライアントへの助言内容については報告をする必要はありませんが、この質問に対する回答に追加情報を提供することに意義はあるでしょう。</p>	<p><a href="#">GRI 2-2 Standard</a></p>		



## 質問書セクション 1: ガバナンス

ガバナンスとは、企業の戦略と業務を実効的なものにするために導入されたシステムやプロセスを指します。グッド・ガバナンスは法令遵守を含むほか、説明責任や誠実性、包摂性、透明性といった、組織のサステナビリティに対するあらゆる体系的アプローチにいずれも必要となる条件の充足を可能にします。ガバナンスの重要性と分野横断的な性質に鑑み、このセクションの設問は、人権、労働、環境、腐敗防止という他の 4 つのセクションにも関連するものとなっています。

設問	合理的根拠と計算に関する手引き	関連する報告基準	GC10 原則との関連	SDGs ターゲットとの関連
G1: 取締役会・最高経営幹部の関わり	<p>投資家、政府、市民社会その他サステナビリティ開示の利用者を含むステークホルダーは、サステナビリティ関連問題の監督に組織の取締役会が果たす役割と、その問題の評価と管理に経営幹部が果たす役割を理解することに関心を持っています。このような情報は、サステナビリティ関連の問題に取締役会と経営幹部が適切な関心を向けているかどうかを評価する際の参考となります。</p> <p>出典: International Sustainability Standards Board (ISSB), <a href="#">IFRS S1 General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information</a> を基に作成</p> <p>説明責任をさらに高めるためには、取締役会や最高意思決定機関がサステナビリティ目標を正式に承認し、ESG 報告に係る実践を守り、指導し、監督することが重要です。年次報告書は、報告書、ウェブページ、年次コミュニケーションなど、さまざまな形があります。多くの場合、企業の年次統合報告書や、サステナビリティに焦点を当てた出版物に含まれ、一般に公開され、企業幹部が署名し、企業のサステナビリティに関する目標や進捗状況を報告しています。企業はまた、腐敗、環境、人権などのトピックについて、利用可能な最新の方針に裏打ちされた簡潔な年次声明を発信することもできます。なお、コミュニケーション・オン・プログレスの CEO 宣誓書は、こちらには該当しません。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosures 2-12, 2-14, 2-22 (2021)</a></p>	<p>原則 1 原則 7</p>	<p>5.5, 8.1, 8.3, 8.5, 8.7, 8.8, 16.1, 16.2, 16.3, 16.4, 16.5, 16.6, 16.7</p>

設問	合理的根拠と計算に関する手引き	関連する報告基準	GC10 原則との関連	SDGs ターゲットとの関連
G2: 公に表明されたコミットメント	<p>「実効的な変革は企業経営層から始まります。グローバル・コンパクトに参加するには、CEO が役員会の支持を得て公にコミットすることが必要です。経営者は、持続可能性を考慮することの重要性と、その実行に伴う全ての責任について強いシグナルを送らなくてはなりません。」  出典: <a href="#">UN Global Compact, Guide to Corporate Sustainability</a> (英語)  <a href="#">国連グローバル・コンパクト、企業の持続可能性に関するガイド</a> (日本語)</p> <p>ここで言うコミットメントとは、企業の責任、公約または期待に関する一般に入手可能な文書で、リスクと機会の特定・管理や、有益なサービス・製品・投資の促進、負の影響の緩和、これらの問題に取り組むプロセスを定めることによる事案対応の構造化に役立つものを指します。</p> <p>会員企業が公に表明するコミットメントは、国連グローバル・コンパクト 10 原則に言及するのが理想的ですが、自社のウェブサイトやサステナビリティ報告、企業幹部の公開インタビューなど、CoP 以外の経路を通じて発表されたものでなければなりません。</p> <p>該当する項目が近い将来、優先的に取り組むべき重要問題として認識されている場合には、「いいえ。但し、2 年以内にはコミットメント表明を予定しています」を選びます。自社の業務とサプライヤー以外にも取り組むコミットメントを表明している場合には、「はい。コミットメントは、自社の事業とバリューチェーンを含みます」を選んでください。この回答に必ずしも網羅的な意図はなく、バリューチェーンの商取引関係すべてで積極的な取り組みを行っていないければ、この回答を選べないというわけではありませんので、ご注意ください。(例えば、サプライヤーの 20%と一部の消費者しか対象でない場合でも、この回答を選べます。)記述欄で、バリューチェーンのどの商取引関係が対象となっているのかを簡潔に説明することを推奨します。</p> <p>コミットメントを公式に表明している企業は、そのリンクか、これを裏づける資料を添付します。添付できない場合は、補足情報を提供します。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosure 2-23 (2021)</a></p>	<p>原則 1  原則 7  原則 10</p>	<p>8.1, 8.3, 8.5, 8.7, 8.8, 16.1, 16.2, 16.3, 16.4, 16.5, 16.6, 16.7</p>
G3: 行動規範	<p>行動規範とは、高い倫理的行動基準へのコミットメントを指し、これは企業の価値観を明らかにし、経営者と従業員の倫理的行動を促し、示す一つまたは複数の文書の形を取ります。行動規範では、個人の行動を規定する原則を確立するとともに、利益相反の可能性の防止と開示、社外での活動、事案の報告など、最低限の「法令遵守」を越える基準を設定します。違法行為を防ぐための「誠実な取り組み」を示すことで、非倫理的行為により政府からの罰金を科される財務リスクを軽減できます。  出典: <a href="#">NASDAQ, ESG Reporting Guide 2.0</a> を基に作成</p> <p>設問 G3 に掲げられているサステナビリティ項目がそれぞれ、自社の行動規範で具体的な取り組みの対象となっていることが必要です。該当する項目が近い将来、優先的に取り組むべき重要問題として認識されている場合には、「いいえ。但し、2 年以内には行動規範を設ける予定です」を選びます。従業員とサプライヤー以外も対象とする行動規範がある場合は、「はい。当社の事業およびバリューチェーンに重点を置いています」を選びます。この回答に必ずしも網羅的な意図はなく、バリューチェーンの商取引関係すべてで積極的な取り組みを行っていないければ、この回答を選べないというわけではありませんので、ご注意ください。</p>	<p><a href="#">NASDAQ G6.1 GRI Disclosure 2-23 (2021)</a></p>	<p>原則 1  原則 7  原則 10</p>	<p>5.2, 5.5, 8.1, 8.3, 8.5, 8.7, 8.8, 16.1, 16.2, 16.3, 16.4, 16.5, 16.6, 16.7</p>

設問	合理的根拠と計算に関する手引き	関連する報告基準	GC10 原則との関連	SDGs ターゲットとの関連
G4: 責任を負う個人またはグループ	<p>各項目に責任を負う個人またはグループを任命することにより、企業は環境・社会方針を策定し、イニシアチブを執行し、リスクを評価・管理し、負の影響に対処するための説明責任メカニズムを構築することができます。</p> <p>そのために任命される個人の例としては、CEO(最高経営責任者)、人権コンプライアンス責任者、インテグリティ最高責任者、サステナビリティ最高責任者、労使関係相談役、贈収賄・腐敗防止担当者などが挙げられます。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosure 2-13 (2021)</a></p>	<p>原則 1 原則 7 原則 10</p>	<p>5.2, 5.5, 8.1, 8.3, 8.5, 8.7, 8.8, 16.1, 16.2, 16.3, 16.4, 16.5, 16.6, 16.7</p>
G5: 正式な体制	<p>正式な体制は、確立された連絡経路とエンゲージメント・プロセスを提供することから、企業が社会と環境の問題に取り組む上で有効です。「中小企業は、大企業に比べると、余力が少なく、略式のプロセスや経営構造をとっているため、その方針及びプロセスは異なる形を取りうる」とは認識されています。 出典: <a href="#">UN Guiding Principles on Business and Human Rights</a> (英語) <a href="#">国連ビジネスと人権に関する指導原則</a> (日本語)</p> <p>正式な体制の例としては、経営サステナビリティ委員会、取締役会ステークホルダー委員会、取締役会サステナビリティ委員会などが挙げられます。複数の体制を備えた企業もあります。 出典: <a href="#">International Finance Corporation (IFC)</a> を基に作成</p> <p>中小企業や成熟の途上にある企業など、一部については、取締役会や最高経営幹部が、戦略や事業計画実施へのサステナビリティ視点の統合確保に直接、責任を担うほうがよい場合もあります。正式な体制を導入するキャパシティがまだ整っていない場合は、「正式な体制はありません」を選択し、記述欄で説明します。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosures 2-9, 2-13 (2021)</a></p>	<p>原則 1 原則 7 原則 10</p>	<p>5.2, 5.5, 8.1, 8.3, 8.5, 8.7, 8.8, 16.1, 16.2, 16.3, 16.4, 16.5, 16.6, 16.7</p>
G6: リスク評価プロセス	<p>「事業が地球環境に与える影響の可視性が高まり、企業責任への期待がバリューチェーン全体に拡大するにつれ、(社会と)環境への影響について十分な理解や対応を表明できないことに伴う事業リスクは増大してきています。」 出典: <a href="#">WEF Common Metrics</a> (英語) <a href="#">世界経済フォーラム: ステークホルダー資本主義の進捗の測定: 持続可能な価値創造のための共通の指標と一貫した報告を目指して</a> (日本語)</p> <p>CoPにおける「リスク評価」は、サステナビリティ問題が企業にどう影響するかに焦点を絞りつつ、財務リスク、オペレーショナルリスク、移行リスク、環境リスク、戦略リスクなど、企業にとってのさまざまなリスクを取り扱うものです。人間と環境に対する潜在的、現実的な負の影響に取り組むデュー・ディリジェンス・プロセスとは異なります。</p> <p>この設問には、企業を実績の改善へと導くことを最終目標としつつ、ビジネスに対する社会、環境および腐敗のリスクを特定するために、どのようなプロセスが導入されているかを把握する意図があります。自社の業務とサプライヤー以外のリスクを評価するプロセスがある場合は、「はい。自社の事業およびバリューチェーンに関連するプロセスがあります」を選びます。この回答に必ずしも網羅的な意図はなく、バリューチェーンの商取引関係すべてで積極的な取り組みを行っていないければ、この回答を選べないというわけではありませんので、ご注意ください。記述欄で、バリューチェーンのどの商取引関係が対象となっているのかを簡単に説明するのもよいでしょう。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosure 205- 1 (2016)</a></p>	<p>原則 1 原則 7 原則 10</p>	<p>5.2, 5.5, 8.1, 8.3, 8.5, 8.7, 8.8, 16.1, 16.2, 16.3, 16.4, 16.5, 16.6, 16.7</p>

設問	合理的根拠と計算に関する手引き	関連する報告基準	GC10 原則との関連	SDGs ターゲットとの関連
G6.1: リスク評価の詳細	<p>この設問には、GC10 原則の遵守に向けた企業の進捗状況に特に大きなリスクを提起する恐れのある商取引関係のモニタリングにつき、さらなる透明性を提供する意図があります。深刻な人権リスクまたは環境ストレスに直面していると思われるか、そう見られている地域や業界で事業をするサプライヤーなど、一部の取引関係は、負の影響を積極的に最小化するために、特に注意を要する可能性があります。こうした点に対処することは難しい可能性もある一方で、バリューチェーン全体の業務改善の機会にもなります。</p>		<p>原則 1 原則 7 原則 10</p>	<p>5.2, 5.5, 8.1, 8.3, 8.5, 8.7, 8.8, 16.1, 16.2, 16.3, 16.4, 16.5, 16.6, 16.7</p>
G7: デュー・ディリジェンス	<p>「デュー・ディリジェンスの目的は、何よりもまず、人々、環境および社会に対する負の影響の原因となったり助長したりすることを回避し、ビジネス上の関係を通じて事業、製品、サービスに直接結びつく負の影響を防止することにある。負の影響への関わりが避けられない場合、企業は、デュー・ディリジェンスによって、それらの影響を軽減し、再発を防止し、適切な場合は正することができる。」</p> <p>「負の影響を効果的に防止し軽減することは、企業が、社会に対する積極的な貢献を最大化し、ステークホルダーとの関係を向上させ、企業の信用を守ることにつながる。デュー・ディリジェンスは、コスト削減の機会の特典、市場および戦略的供給源についての理解向上、自社特有の事業リスクおよび操業上のリスクに対する管理の強化、多国籍企業行動指針で扱われている事項に関連する事故の発生率の低下、構造的リスクに晒されることの低下等を通じ、企業がさらなる価値を生み出すことに寄与する。さらに、デュー・ディリジェンスの実施は、現地労働環境、コーポレート・ガバナンス、刑法または贈賄禁止法等、具体的な RBC 課題に関する法的要件を満たすために役立つ。」</p> <p>出典: <a href="#">OECD Due Diligence Guidance for Responsible Business Conduct</a> (英語) <a href="#">責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイド</a> (日本語)</p> <p>「デュー・ディリジェンスのプロセスは、実際のまたは潜在的な人権への影響を考量評価すること、その結論を取り入れ実行すること、それに対する反応を追跡検証すること、及びどのようにこの影響に対処するかについて知らせることを含むべきである。人権デュー・ディリジェンスは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業がその企業活動を通じて引き起こしあるいは助長し、またはその取引関係によって企業の事業、商品またはサービスに直接関係する人権への負の影響を対象とすべきである。</li> <li>■ 企業の規模、人権の負の影響についてのリスク、及び事業の性質並びに状況によってその複雑さも異なる。</li> <li>■ 企業の事業や事業の状況の進展に伴い、人権リスクが時とともに変りうることを認識したうえで、継続的に行われるべきである。」</li> </ul> <p>出典: <a href="#">UN Guiding Principles on Business and Human Rights</a> (英語) <a href="#">国連ビジネスと人権に関する指導原則</a> (日本語)</p>	<p><a href="#">GRI Disclosures 2-12, 2-23-a-ii, 3-1, 3-3-d (2021)</a></p>	<p>原則 1 原則 7 原則 10</p>	<p>5.2, 5.5, 8.1, 8.3, 8.5, 8.7, 8.8, 16.1, 16.2, 16.3, 16.4, 16.5, 16.6, 16.7</p>



設問	合理的根拠と計算に関する手引き	関連する報告基準	GC10 原則との関連	SDGs ターゲットとの関連
G7.1: デュー・ディリジェンスの詳細	<p>デュー・ディリジェンスはリスク評価の一部です。そのため、リスク評価には、一般的に知られているデュー・ディリジェンスという言葉の意味に当てはまるプロセスを含む側面がある一方で、デュー・ディリジェンスに包含されない側面もあります。例えば、腐敗リスク評価の場合、評価は主に、潜在的な腐敗リスク(腐敗の潜在的な原因の一つはビジネスパートナーであるが、他にも沢山あります)に対する企業のプロセスの脆弱性に焦点を当てますが、デュー・ディリジェンスは主に、ビジネス関係から生じる法的リスクや評判リスクに焦点を当てています。従って、デュー・ディリジェンスの過程では扱われない主要な第三者リスクは、リスク評価の方で、より包括的に特定される可能性が高くなります。</p> <p>この設問には、GC10 原則の遵守に向けた企業の進捗状況に、特に大きなリスクを提起する恐れのある商取引関係のモニタリングにつき、さらなる透明性を提供する意図があります。深刻な人権リスクまたは環境ストレスに直面していることが知られているか、そう見られている地域や業界で事業をするサプライヤーなど、一部の取引関係は、負の影響を積極的に最小化するために、特に注意を要する可能性があります。こうした点に取り組むことは難しい可能性もある一方で、バリューチェーン全体の業務改善の機会にもなります。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosures 2-23-e, 3-1 (2021)</a></p>	<p>原則 1 原則 7 原則 10</p>	<p>5.2, 5.5, 8.1, 8.3, 8.5, 8.7, 8.8, 16.1, 16.2, 16.3, 16.4, 16.5, 16.6, 16.7</p>
G8: 企業の行動に関する懸念の表明	<p>「実効的な内部通報メカニズムは、健全な企業文化の表れであると同時に、優れたガバナンスと腐敗防止システムの象徴でもある。このようなメカニズムは放置すれば企業の重大な失敗や価値の喪失につながりかねない、倫理に反する行為や違法行為に関連するリスクを軽減するために企業を支援することができる。これらの問題に取り組むことは、より良いパフォーマンス、ひいては機関投資家とその受益者により良い利益をもたらす、同時に制度への信頼といった公益を保護し、持続可能な開発目標の達成に貢献する。」</p> <p>出典: <a href="#">UN Principles for Responsible Investment (PRI)</a> (英語)</p>	<p><a href="#">Reporting Guidance on the 10th Principle Against Anti-Corruption – B3; GRI Disclosure 2-26 (2021)</a></p>	<p>原則 1 原則 3 原則 7 原則 10</p>	<p>5.2, 5.5, 8.1, 8.3, 8.5, 8.7, 8.8, 16.1, 16.2, 16.3, 16.4, 16.5, 16.6, 16.7</p>
G8.1: 企業の行動に関する懸念の表明(詳細)	<p>「本開示では、倫理上のトピックや潜在的な問題の報告を受けるための仕組み(内部告発手続きなど)と、これらの仕組みを管理または保護し、しっかりとした助言と報告を奨励する方法を特定します。保護された倫理的助言と報告の仕組みがあるということは、取締役会と経営陣が、倫理的かつ合法的な行為を説明し、促進し、非倫理的または違法な行為を防止しようと真に意図していることを示します。この開示事項は、普遍的な適用可能性があり、倫理的行動の監督に対する取締役会のコミットメントを比較・評価できるよう選択されました。従業員やその他の主要なステークホルダーが、潜在的または実際の非倫理的または違法な行動について質問したり、報告したりするためのメカニズムがなければ、企業は根本的な問題を特定し、軽減する機会を逃してしまう可能性があります。ステークホルダーからのフィードバックを促す企業は、不祥事への対応をより迅速に行い、ステークホルダーとの信頼関係を構築し、長期的な価値の毀損を防ぐことができます。」</p> <p>出典: <a href="#">WEF Common Metrics</a> (英語)</p> <p><a href="#">世界経済フォーラム: ステークホルダー資本主義の進捗の測定: 持続可能な価値創造のための共通の指標と一貫した報告を目指して</a> (日本語)</p> <p>「全ての従業員」とは、現場の社員から最高幹部に至るまで、自社の業務に携わる労働者を指します。全ての従業員に、企業の行動に関する懸念を提起するための手続きを周知徹底するためには、このような情報を従業員が必要とするあらゆる言語で提供することが重要です。「その他」を選んだ場合は、記述欄に入力します。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosure 2-26 (2021); WEF Common Metrics</a></p>	<p>原則 1 原則 3 原則 7 原則 10</p>	<p>5.2, 5.5, 8.1, 8.3, 8.5, 8.7, 8.8, 16.1, 16.2, 16.3, 16.4, 16.5, 16.6, 16.7</p>

設問	合理的根拠と計算に関する手引き	関連する報告基準	GC10 原則との関連	SDGs ターゲットとの関連
G9: 教訓	<p>「企業は、社会的に弱い立場におかれまたは排除されるリスクが高くなりうる集団や民族に属する個人に対する影響への対応の有効性を追跡評価するため、特に努力すべきである。追跡評価は、関連する内部報告プロセスに組み込まれるべきである。企業は、他の問題で既に用いているツールを活用してもよい。これらのツールには、関連する場合には性別に分けられたデータを用いながら、パフォーマンス契約やレビュー並びに実態調査や監査を含めることができるだろう。事業レベルの苦情処理メカニズムも、企業の人権デュー・ディリジェンスの実効性に関する重要なフィードバックを提供できる。」</p> <p>出典：<a href="#">UN Guiding Principles on Business and Human Rights</a> (英語)  <a href="#">国連ビジネスと人権に関する指導原則</a> (日本語)</p> <p>企業は、サステナビリティと環境に関する方針が確実に実施に移されているか、自社の行動に効果はあるか、どこかに改善の余地はないか、継続的な改善に向け、どうすべきかを最もよく理解するため、学びを文書化すべきです。このような文書には、契約やレビュー、調査、監査のほか、適宜その他のデータも含めることができます。</p> <p>負の影響を回避または軽減すべく、学んだ教訓を活用し、ビジネス慣行や意思決定を改善することは大事です。理想としては、教訓を活用することが、ビジネス慣行や意思決定を改善し、社内外の負の影響の回避や軽減に繋がります。ここでいう内部とは、例えば、内部監督・統制プロセス、データ収集プロセスなど、企業のサステナビリティ管理プロセスに関するものです。教訓に基づく外部の感化には、自社の影響力や能力を活用し、商取引関係において慣行を変えることが含まれます。例えば、特定された影響に対処するために、企業が関連するサプライヤーに人権方針の策定を求め、この問題に関する研修や能力開発を支援することなどです。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosure 3-3-e (2021)</a></p>	<p>原則 1 原則 7 原則 10</p>	<p>5.2, 5.5, 8.1, 8.3, 8.5, 8.7, 8.8, 16.1, 16.2, 16.3, 16.4, 16.5, 16.6, 16.7</p>

設問	合理的根拠と計算に関する手引き	関連する報告基準	GC10 原則との関連	SDGs ターゲットとの関連
G10: 役員報酬のサステナビリティ実績との関連づけ	<p>「サステナビリティ実績を役員報酬と関連づけることで、a) 株価とは直結しない社会の期待に沿うこと、b) 株主の嗜好を金銭的価値創出以外にも(拡張すること)、および、c) 株主の利益だけでなく、社会全体にどのように利益をもたらすかという、自社のパーパスへと(企業の焦点を合わせること)が可能になる。サステナビリティへの取り組みは企業のパーパスと深い整合性を持つことが多く、役員報酬にこれを整合させることは、論理的な次の一歩となり得る。」 出典: <a href="#">Harvard Law School - Executive Pay and ESG Performance</a> (英語) を基に作成</p> <p>「取締役会メンバーと上級経営幹部に与えられるインセンティブやその構造は、長期的な価値創造を大幅に強化したり、あるいは阻害したりする可能性があります。本開示事項は、報酬に関するアプローチが組織の経済的、環境的、社会的目標にどのように関連しているか明確にして報告するよう組織に求める意味で、重要になります。企業が創出する商業的価値と社会的価値のバランスなど、企業の長期的な目標が報酬と整合していない場合、ガバナンス機関は効果的な監視を行う能力を損なわれる可能性があります。本開示事項は、取締役会の質を示す重要な先進的指標であり、報酬の様々なメカニズムとその適用方法について詳細に知ることができます。ガバナンス機関のインセンティブが長期的な価値にどのくらい合致しているかを開示することで、組織がその価値を構成する能力を図る有用な指標となります。このレベルの開示は、外部のステークホルダーがガバナンスの様々な側面の整合性を評価する上で大きな参考となり、透明性と信頼性の向上につながります。」 出典: <a href="#">WEF Common Metrics</a> (英語) を基に作成 <a href="#">世界経済フォーラム: ステークホルダー資本主義の進捗の測定: 持続可能な価値創造のための共通の指標と一貫した報告を目指して</a> (日本語)</p> <p>役員報酬とは、最高経営幹部の給与、賞与、その他の報酬を指します。この質問に対する回答と別に、この件に関する公式文書を添付する必要はありません。</p> <p>企業によっては、最高ガバナンス機関/上級役員/CEOの給与は、サステナビリティ実績を含めた、企業の業績全般の結果に基づいて決められています。CEOの給与がサステナビリティに関する実績、特に人権、労働権、環境、腐敗防止の分野に関連している場合は、該当する項目で「はい」を選択し、希望する場合は任意の補足情報欄に詳細を記入してください。サステナビリティの重点分野に前述のトピックが含まれていない場合は、「いいえ」または「いいえ。但し、2年以内に そうすることを予定しています。」を選択してください。</p>	<p><a href="#">CDP W6.4 (2022)</a>; <a href="#">CDP F4.3a (2022)</a>; <a href="#">CDP C1.3a (2022)</a>; <a href="#">Nasdaq G3 2335</a>; <a href="#">GRI Disclosure 2-19 (2021)</a>; <a href="#">WEF Common Metrics</a></p>	<p>原則 1 原則 7 原則 10</p>	<p>5.2, 5.5, 8.1, 8.3, 8.5, 8.7, 8.8, 16.1, 16.2, 16.3, 16.4, 16.5, 16.6, 16.7</p>

設問	合理的根拠と計算に関する手引き	関連する報告基準	GC10 原則との関連	SDGs ターゲットとの関連
G11:取締役会の構成	<p>「この指標の計算に必要な情報は、人事情報システム(従業員の記録と従業員総数の情報は全国または拠点レベルで入手可能)に含まれることが多く、通常、人事担当部署が管理している。」  出典:<a href="#">GRI Disclosures 2-9 (2021)</a>, <a href="#">405-1 (2016)</a> (英語)  <a href="#">GRI 開示事項 2-9(2021年)</a>, <a href="#">405-1(2016年)</a> (日本語)</p> <p>この設問の中には、全ての企業には当てはまらない要素もあります。中小企業など、取締役非設置会社は「該当せず」を選んだ上で、記述欄にその詳細を入力します。</p> <p>主な用語の説明:  「ノンバイナリー」:特定のジェンダーに属さない人々がいます。ジェンダーが男性でも女性でもない人々は、様々な語を用いて自らを形容しますが、中でもノンバイナリーは最も一般的な語の一つです。</p> <p>「マイノリティまたは社会的弱者集団」:誰がマイノリティに属するのかについて、国際的な定義はありませんが、「客観的な要因(民族性、言語または宗教の共有)と主観的要因(個人が何らかの国籍上の、あるいは民族的、宗教的または言語的マイノリティ集団に属さざるを得ない事情など)」を包含し得る概念です。この設問については、各地域で広く認められた定義に準ずることを推奨します。</p> <p>「経営幹部」は、取締役会の構成員であることに加え、社内に自身が管理、主導するチームまたは部署を持っていないなりません。経営幹部は、取締役会に対して責任を負います。この点は、組織を前進させる戦略的決定を下し、経営目標を達成する役割を担う、それ以外の取締役と異なります。経営幹部以外の取締役は、チームや部署の日常的な管理責任を負わず、社内で日常的な機能を果たさない一方で、経営幹部は企業の直接従業員であるため、こうした責任と機能を果たします。</p> <p>「社外」取締役とは、役職手当以外、当該企業とも関係する個人ともマテリアルな関係や金銭的關係を一切持たない取締役会の構成員を指します。詳細は用語集をご参照ください。</p>	<p><a href="#">UNCTAD, ISAR D.1.2 (2019)</a>,  <a href="#">UNCTAD, ISAR D.1.3 (2019)</a>;  <a href="#">GRI Disclosures 29 (2021)</a>, <a href="#">405-1 (2016)</a></p>	<p>原則 1  原則 6</p>	



設問	合理的根拠と計算に関する手引き	関連する報告基準	GC10 原則との関連	SDGs ターゲットとの関連
G12: サステナビリティ報告	<p>「現状のビジネス・モデルは、民間の活動が環境的、社会的インパクト(または外部性)に及ぼす効果を適正に報告できていない。(中略)企業が、(持続可能な開発と)SDGs に及ぼす影響への透明性を高めない限り、民間セクターの変革は達成できない。」  出典: <a href="#">UN/DESA- Policy Brief #99</a> を基に作成</p> <p>サステナビリティ報告基準に沿った報告を行えば、開示データの質と比較対照性の向上に役立つことで、透明性を高め、企業のサステナビリティへの取り組みを推進することになります。</p> <p>「その他の自発的枠組み」を選択した場合、記述欄への補足情報の提供が必須です。</p>	<p><a href="#">Nasdaq G9.1</a></p>	<p>原則 1  原則 7  原則 10</p>	<p>5.5, 8.5, 8.7, 8.8, 16.7</p>
G13: 情報の保証	<p>第三者保証は、包括的または部分的に、提供されたデータの正確性や質を測るために用いられます。これは特に、第三者証明がデータの質の高さや完全性を示し得るような、比較的複雑で定量的な指標 (GHG 排出量など) に当てはまります。</p> <p>外部保証は、適切な経験と資格を有する適切な保証機関によって行われる必要があります。第三者保証を行う「保証提供者は、組織のサステナビリティ報告について客観的かつ公平な結論を導き出し、公表するために、当該組織からの独立性を示す必要」がありますが、その中には AA1000 保証基準、ISAE 3000 または上記設問 G12 に掲げるものなどの基準を遵守する監査法人、現地のコンサルタント企業その他有資格の保証提供者が含まれます。  出典: <a href="#">GRI Disclosure 2-5, GRI Foundation 5.2</a> (英語)  <a href="#">GRI 開示項目 2-5, GRI 基礎 5.2</a> (日本語)</p> <p>保証には絶対的保証、合理的保証、限定的保証、保証なしなど、さまざまなレベルのものがあります。限定的保証の場合、監査人が行う作業は主として調査と分析(財務諸表の審査など)であり、込み入った手順はありません。合理的な保証とは、ハイレベルの保証を指し、監査人が不確実性を受入可能なレベルにまで低減するために十分な適正証拠を得られた場合に取得できます。どちらの保証も絶対的ではありませんが、合理的保証のほうが完全性は高く、限定的保証よりも大きな意義を持つ保証となるはずで  出典: <a href="#">UNTERM</a> を基に作成</p> <p>この設問には、データ全体の信憑性が何らかの形で保障されている場合、それがどのように保証されているのかについて、追加的な知見と透明性を提供するという意図があります。該当する回答を全て選ぶことによって、保証にどれだけの労力とリソースが注ぎ込まれているのかがさらに詳しく理解できるようになります。</p> <p>「その他」を選択した場合、記述欄への補足情報の提供が必須です。</p>	<p><a href="#">CDP C.10.1 (2022); GRI Disclosure 2-5 (2021)</a></p>	<p>原則 10</p>	<p>8.1, 8.3, 8.5, 8.7, 8.8, 16.1, 16.2, 16.3, 16.4, 16.5, 16.6, 16.7</p>

## 質問書セクション 2: 人権

世界人権宣言(1948年)にもあるとおり、人権は「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認」した上で、各人に付与された普遍的権利であり、「世界における自由、正義及び平和の基礎」をなしています。国連グローバル・コンパクト 10 原則の中でも、最初の 2 つの原則はこの宣言から派生したものです。これらによると、

- 原則 1: 企業は、国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、
- 原則 2: 自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである。

企業はこれらの原則を支持することで、人権を尊重し、その事業活動に関連する負の影響に取り組む最低限の責任があるとの理解を実証します。企業は負の影響を緩和するだけでなく、ダイバーシティとインクルージョンを支援する環境を整備し、バリューチェーン全体で人権をモニタリング、支援し、脆弱な、または周辺化された人々が取り残されないようにするとともに、広く社会においてプラスの変革を促進する上でも、大事な役割を果たします。

人権セクションの設問のねらいは、各社にとって最も重要な人権項目、負の影響を緩和するために設けられた方針とプロセス、および、組織と社会のレベルで人権を推進するために取られている措置について、より深く把握することにあります。

設問	合理的根拠と計算に関する手引き	関連する報告基準	GC10 原則との関連	SDGs ターゲットとの関連
HR1: マテリアルな項目	<p>「マテリアルな項目とは、組織が経済、環境、ならびに人権を含む人々に与える最も著しいインパクトを表す項目を指す。」  出典: <a href="#">GRI 3: Material Topics</a> (英語)  <a href="#">GRI 3: マテリアルな項目</a> (日本語)</p> <p>「国連ビジネスと人権に関する指導原則」の関連で定義される顕著な人権項目は通常、マテリアリティ評価でも「重大な影響」とみなされます。ある企業の顕著な人権項目とは、自社の業務または商取引関係を通じ、最も深刻な負の影響が生じるリスクがあるという点で顕著な人権を指します。</p> <p>このセクションでは、企業が自社の事業にとってマテリアルな人権項目を選択できます。企業は、マテリアルと思われる人権項目をいくつでも選択することができ、関連する人権項目が回答の選択肢に含まれていない場合は、「その他」を選択することができます。マテリアルな項目を判断するための指針として、<a href="#">GRI Disclosure 3-2</a> および <a href="#">EFRAG Implementation Guidance- Materiality Assessment</a> を参照ください。</p> <p>この設問でマテリアルとされた人権項目については、マテリアルな人権に関わる活動をさらに明確にするために、以降の7つの追加設問が表示されます。</p> <p>労働者の権利項目(結社の自由と団体交渉権の実効的承認、児童労働、強制労働、雇用と職業に関する差別禁止、安全で健康的な労働環境、および、賃金や労働時間などの労働条件)は人権の一形態であるため、この設問に含めてあります。この設問でどの項目が選択されたかに関係なく、次のセクション(L1以降)では、これら労働者の権利項目について、さらに詳細な情報提供が求められます。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosure 3-2 (2021)</a></p>	<p>原則 1 原則 2</p>	<p>1.1, 1.4, 1.5, 1.a, 1.b, 2.1, 2.3, 2.5, 2.a, 2.c, 4.1, 4.4, 4.5, 4.7, 5.1, 5.2, 5.4, 5.6, 6.1, 6.2, 8.7, 8.8, 9.1, 10.2, 10.3, 10.7, 11.1, 16.1, 16.2, 16.3</p>
HR2: 方針のコミットメント	<p>「方針のコミットメントとは、企業の活動及び取引関係全般にわたる人権尊重責任に関しての、当該企業の責任、コミットメント、または期待についての1項目以上の公式な表明を指します。(中略)コミットメントは、人権の尊重に関する単一の独立した公約の形をとる場合もあれば、倫理規定や事業原則といったより広範な文書に含まれる場合もあります。(中略)方針のコミットメントの目的は、報告企業が人権尊重責任をどのように理解し、またそこから生じる期待として、自社の全従業員、ビジネスパートナー、自社の事業、製品またはサービスに直接関係する企業やその他の事業体への期待をどのように明示しているかを説明すること。」  出典: <a href="#">UNGP Reporting Framework</a> (英語)  <a href="#">国連指導原則報告フレームワーク実施要領</a> (日本語)</p> <p>該当する項目が自社にとってマテリアルであっても、まだ対処方針が策定されていない企業は「いいえ。方針を策定する予定はありません」を選択します。該当する項目が、近い将来に優先的に取り組むべき重要な課題領域として認識されている場合には「いいえ。但し、2年以内に方針を策定する予定です」を選択します。この回答を選択したことで、必ずしも企業に対して方針の策定や実施を求めるものではありません。</p> <p>「はい。より幅広い方針に盛り込まれているか、個別の方針があります」を選択した場合は設問 HR2.1で、その方針についてさらに詳しい情報を提供し、最近の方針更新日を入力するよう求められます。方針のコミットメントがある場合は、方針へのリンクまたはこれを裏づける文書を提供します。それがない場合は、補足情報を提供します。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosures 2-23-a-iv, 2-23-b, 3-3-c (2021)</a></p>	<p>原則 1 原則 2</p>	<p>1.1, 1.2, 1.3, 1.4, 1.5, 1.a, 1.b, 2.1, 2.3, 2.5, 2.a., 2.c., 4.1, 4.4, 4.5, 4.7, 5.1, 5.2, 5.4, 5.6, 6.1, 6.2, 8.7, 8.8, 9.1, 10.2, 10.3, 10.7, 11.1, 16.1, 16.2, 16.3</p>

設問	合理的根拠と計算に関する手引き	関連する報告基準	GC10 原則との関連	SDGs ターゲットとの関連
HR2.1: 方針の詳細	<p>「人権を尊重する責任を定着させるための基礎として、企業は、以下の要件を備える方針の声明を通して、その責任を果たすというコミットメントを明らかにすべきである。</p> <p>(a) 企業の最上位レベルで承認されている。  (b) 社内及び／または社外から関連する専門的助言を得ている。  (c) 社員、取引先、及び企業の事業、製品またはサービスに直接関わる他の関係者に対して企業が持つ人権についての期待を明記している。  (d) 一般に公開されており、全ての社員、取引先、他の関係者にむけて社内外にわたり知らされている。  (e) 企業全体にこれを定着させるために必要な事業方針及び手続きのなかに反映されている。」</p> <p>出典: <a href="#">UN Guiding Principles on Business and Human Rights</a> (英語)  <a href="#">国連ビジネスと人権に関する指導原則</a> (日本語)</p> <p>国際的な人権基準の例としては、国連ビジネスと人権に関する指導原則 (UNGPs)、OECD 多国籍企業行動指針、ILO 多国籍企業宣言などが挙げられます。この設問は、企業の人権方針の性質を体系的かつ透明性のある形で、さらに詳しく示すことをねらいとしています。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosures 2-23-c, 2-23-d, 2-23-e (2021)</a></p>	<p>原則 1 原則 2</p>	<p>1.1, 2.1, 2.3, 2.5, 4.1, 4.4, 4.5, 4.7, 5.1, 5.2, 5.4, 5.6, 6.1, 6.2, 8.7, 8.8, 9.1, 16.2, 16.3</p>
HR3: ステークホルダーとの対話	<p>組織がすべきは「特定の事業の状況において特定の人々に対する特定の影響を理解することである。一般的に、これには、可能なかぎり事業計画の実施に先立って人権状況を評価することを含み、誰が影響を受けるかを特定し、関連する人権基準及び問題を整理し、そして事業計画の実施及び関連する取引関係が特定されたものに対してどのように人権の負の影響を与えうるのかを予測することである。このプロセスにおいて、企業は、社会的に弱い立場におかれまたは排除されるリスクが高くなりうる集団や民族に属する個人に対する人権の特別の影響に特に注意を向け、女性と男性では異なるリスクがありうるということにも留意すべきである。」</p> <p>出典: <a href="#">UN Guiding Principles on Business and Human Rights</a> (英語)  <a href="#">国連ビジネスと人権に関する指導原則</a> (日本語)</p> <p>ステークホルダー集団との対話は、従業員や契約労働者、影響を受ける地域社会、消費者など該当する集団の構成員との間で直接に行われることもあれば、労働組合や地域社会の指導者など、その正当な代表を通じて行われることもあります。影響を受けるステークホルダーには、外部のステークホルダー（サプライチェーン労働者、地域社会、消費者、商品のエンドユーザーなど）だけでなく、内部のステークホルダー（従業員、契約労働者など）も含まれることがあります。さらに詳しくは、用語集の「影響を受けるステークホルダー」の定義、または、<a href="#">国連指導原則報告フレームワーク実施要領</a> 59 頁の影響を受けるステークホルダーと正当な代表のコンセプトに関する部分を参照ください。</p> <p>該当する項目が自社の事業にとってマテリアルではない場合は、「この項目について対話は行っていません」を選択した上で、その理由を記述欄で説明することもできます。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosures 3-1-b, 3-3-f (2021)</a></p>	<p>原則 1 原則 2</p>	<p>1.1, 1.4, 1.5, 1.a, 1.b, 2.1, 2.3, 2.5, 2.a., 2.c., 4.1, 4.4, 4.5, 4.7, 5.1, 5.2, 5.4, 5.6, 6.1, 6.2, 8.7, 8.8, 9.1, 10.2, 10.3, 10.7, 11.1, 16.1, 16.2, 16.3</p>



設問	合理的根拠と計算に関する手引き	関連する報告基準	GC10 原則との関連	SDGs ターゲットとの関連
HR4: 予防・軽減	<p>方針を確立し、適切なリスクと影響の評価を実施した企業は、「その影響を止め、または防止するために必要な手段をとるべきである(中略)企業が負の影響を防止または軽減する影響力をもつ場合には、それを行わなければならない。もし企業が影響力を欠くならば、それを強める方法があるかもしれない。例えば、企業力強化またはその他のインセンティブを関係企業体に提供したり、他のアクターと協力したりすることで、影響力が強くなりうる。」</p> <p>出典 <a href="#">UN Guiding Principles on Business and Human Rights</a> (英語)  <a href="#">国連ビジネスと人権に関する指導原則</a> (日本語)</p> <p>ここで「関連の商取引関係(サプライヤー、消費者、地域社会など)の能力構築」とは、負の影響の予防または軽減に向けてステークホルダーと協力することを指し、具体的には、自社のミッションまたは方針について連絡経路の新設または強化、適切な実践方法または手順に関する研修の強化、バリューチェーン全体の透明性向上に向けた報告メカニズムの開発などが挙げられます。</p> <p>「監査プロセス、是正措置計画の実施」は、要求事項へのコンプライアンスを確保するために、通常第三者によって行われる、プロセスや品質管理システムの査察や検査が含まれます。</p> <p>「他社またはその他のステークホルダーと、この課題に取り組むためのコレクティブ・アクション」としては、オペレーションや生産のリスク・影響の軽減に資する製品・サービスを生み出すための、業界横断的なイニシアチブを通じた協力などが含まれます。</p> <p>「政府機関または規制当局との協力」としては、証言の提供、裏付けや、委員会への参加、または官民協力への参画、通商、技術等に関する国内的または国際的フォーラムへの参加、といった、政策への直接的な働きかけなどが挙げられます。</p> <p>この設問では、「その他」を選択した上で、能力構築と行動計画にまつわる情報を自由記述式で回答することもできます。「その他」を選択した場合は、補足情報の提供が必須です。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosure 3-3-d (2021)</a></p>	<p>原則 1 原則 2</p>	<p>1.1, 1.4, 1.5, 1.a, 1.b, 2.1, 2.3, 2.5, 2.a., 2.c., 4.1, 4.4, 4.5, 4.7, 5.1, 5.2, 5.4, 5.6, 6.1, 6.2, 8.7, 8.8, 9.1, 10.2, 10.3, 10.7, 11.1, 16.1, 16.2, 16.3</p>
HR5: 研修	<p>「この開示事項では、自らの活動や取引関係全体で、人権 尊重方針の声明を含む責任ある企業行動のための方針声明を組織がどのように実践しているかを提示する。これにより、あらゆる経営層の人々が責任ある行動を取り、人権を意識・尊重して行動することにつながる。」</p> <p>出典: <a href="#">GRI Disclosure 2-24</a> (英語)  <a href="#">GRI 開示事項 2-24</a> (日本語)</p> <p>ここで「研修」とは次のものを指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ あらゆる種類の職業訓練および教育</li> <li>■ 組織が従業員に提供する有給の教育休暇</li> <li>■ 外部研修・教育で、組織が費用の全額または一部を負担するもの</li> <li>■ 特定のテーマに関する研修</li> </ul> <p>出典: <a href="#">GRI Disclosure 404-1</a> (英語)  <a href="#">GRI 開示事項 404-1</a> (日本語)</p> <p>研修は体系的で検証可能な知識の移転とすべきです。通常は定期的な研修が異なるレベルで行われますが、「修了証」が発行されることも多くあります。場合によっては、昇進のためにこうした研修が必要となることもあります。情報の発信その他のコミュニケーションも、場当たりのだけでなく、かつ、何らかの形でその測定可能なインパクトが伴えば、有効な研修手段となり得ます。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosure 2-24 (2021) and 404-1 (2016)</a></p>	<p>原則 1 原則 2</p>	<p>1.1, 1.4, 1.5, 1.a, 1.b, 2.1, 2.3, 2.5, 2.a., 2.c., 4.1, 4.4, 4.5, 4.7, 5.1, 5.2, 5.4, 5.6, 6.1, 6.2, 8.7, 8.8, 9.1, 10.2, 10.3, 10.7, 11.1, 16.1, 16.2, 16.3</p>

設問	合理的根拠と計算に関する手引き	関連する報告基準	GC10 原則との関連	SDGs ターゲットとの関連
HR6: 予防・軽減の進捗状況評価	<p>「その他」を選択して自由記述式で回答することもできますが、その際には補足情報の提供が必須です。</p> <p>「措置の有効性を追跡することは、方針およびプロセスが最適な形で実施されているかを知る上で必要である。それは、インパクトに効果的に対処しているかを知り、改善を継続して進めていくためにも欠かせない」  出典: <a href="#">GRI Disclosure 3-3-e</a> (英語)  <a href="#">GRI 開示事項 3-3-e</a> (日本語)</p> <p>企業がその業務や取引関係の人権への影響を軽減するために取っている行動の進捗状況を追跡する場合、比較的収集しやすいデータを重視した下記のような KPI を設けることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ インプット(資源や資金の配分など)</li> <li>■ プログラム的活動(人権研修や評価・監査の実施回数など)</li> <li>■ 基本的アウトプット(監査の不適合など)</li> </ul> <p>こうした指標以外にも、企業は人権への具体的な悪影響に対処するために取った行動が、人々にとってどのような成果をもたらしているのか(購買方針またはサプライヤー契約を改善した結果、生活賃金を得られるようになった人々の数など)を追跡すべきです。</p> <p>この設問で使われる「外部のプログラム」とは、マルチステークホルダー型イニシアチブによる方法論やガイドランスに基づき正式に設定されたターゲット、または、第三者(国連、政府、NGO、ビジネス団体など)によって設定された、特定の課題に関するその他のターゲットを指します。「内部のプログラム」とは、企業が自ら定め、公表したターゲットで、外部のイニシアチブと正式に関連づけられていないか、外部のイニシアチブによる認証を受けていないものを指します。</p> <p>「その他」を選択して自由記述式で回答することもできますが、その際には補足情報の提供が必須です。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosure 3-3-e (2021)</a></p>	<p>原則 1 原則 2</p>	<p>1.1, 1.4, 1.5, 1.a, 1.b, 2.1, 2.3, 2.5, 2.a., 2.c., 4.1, 4.4, 4.5, 4.7, 5.1, 5.2, 5.4, 5.6, 6.1, 6.2, 8.7, 8.8, 9.1, 10.2, 10.3, 10.7, 11.1, 16.1, 16.2, 16.3</p>

設問	合理的根拠と計算に関する手引き	関連する報告基準	GC10 原則との関連	SDGs ターゲットとの関連
HR7: 是正・救済	<p>「企業は、最善の方針や慣行をもってしても、予見していなかった、または防ぎ得なかった人権への負の影響を引き起こし、または負の影響を助長することがありうる」</p> <p>「企業が負の影響を生じさせておらず、また助長してもいないが、取引関係によってその事業、製品、またはサービスと負の影響が直接関連している場合、人権を尊重する責任は、企業がそのような負の影響を是正するという役割を担うことはあっても、当該企業自体に是正の途を備えるよう求めるわけではない。状況によって、特に犯罪があったと申し立てられている場合は、一般に司法メカニズムとの協力を求めるであろう」</p> <p>「強調すべきは、人権を尊重する責任が、国内法により律されることが多い法的責任の問題とは別だということである。法律で義務づけられていなかったとしても、企業は UNGPs により、人権を尊重する責任の一環として、救済を提供したり、救済に協力したりすることを期待されている」</p> <p>「救済のねらいは、人権が侵害された場合に、対策または補償を行うことにある。その目標は、被害を受けた個人またはコミュニティが、侵害が起きなかったと仮定した場合の状況、または、可能な限りそれに近い状況を回復できるようにすることとすべきである」</p> <p>「救済は原状回復、補償、復権、弁済、再発防止など、多くの形態を取りうる」 出典: <a href="#">UN Guiding Principles on Business and Human Rights</a> (英語) <a href="#">国連ビジネスと人権に関する指導原則</a> (日本語)</p> <p>GRI は「影響(インパクト)」を次のように定義しています。「組織が経済、環境、ならびに人権を含む人々に及ぼすまたは及ぼすことがありうる影響。また、持続可能な発展に対する組織の(プラスまたはマイナスの)寄与。インパクトには、顕在化したもの、潜在的なもの、プラス・マイナス、短期・長期、意図的・非意図的、可逆的・不可逆的なものがある。」</p> <p>コンサルタント企業については、自社が人権項目関連の負の影響を生じさせたか、助長した場合にのみ、救済の提供が当てはまります。クライアントが及ぼした負の影響に対処するための助言を行うことは、ここに含まれません。</p> <p>具体的な項目について開示を行うことにつき、法的に慎重を要する場合などには「開示を望みません。」を選ぶこともできます。開示を望まない場合には、補足情報の提供が求められます。負の影響が全く生じていない場合(よって、救済を提供する必要が全くない場合)には「負の影響は特定されませんでした。または、生じませんでした。」を選択できます。負の影響が生じていない場合でも、救済のための手続きが定められており、その詳細を記載したい場合は、利用する必要が無かったとしても補足情報欄にその旨を記入できます。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosure 3-3-d-ii (2021)</a></p>	<p>原則 1 原則 2</p>	<p>1.1, 1.4, 1.5, 1.a, 1.b, 2.1, 2.3, 2.5, 2.a., 2.c., 4.1, 4.4, 4.5, 4.7, 5.1, 5.2, 5.4, 5.6, 6.1, 6.2, 8.7, 8.8, 9.1, 10.2, 10.3, 10.7, 11.1, 16.1, 16.2, 16.3</p>

設問	合理的根拠と計算に関する手引き	関連する報告基準	GC10 原則との関連	SDGs ターゲットとの関連
HR8:実践行動	企業が人権関連で実践した行動、設定した目標、直面した課題など、これまでの回答でカバーされていない内容や、さらなる背景・関連情報を提供したい場合に、この自由記述式の設問に回答します。	<a href="#">GRI Disclosures 3-3-c and 3-3-d (2021)</a>	原則 1 原則 2	1.1, 1.4, 1.5, 1.a, 1.b, 2.1, 2.3, 2.5, 2.a., 2.c., 4.1, 4.4, 4.5, 4.7, 5.1, 5.2, 5.4, 5.6, 6.1, 6.2, 8.7, 8.8, 9.1, 10.2, 10.3, 10.7, 11.1, 16.1, 16.2, 16.3

## 人権に関する追加情報

項目	追加情報のタイトル
人権(全般)	<a href="#">UN Global Compact, OHCHR, Shift. "E-Learning Course on Business and Human Rights: How Companies Can Operationalize the UN Guiding Principles." (2021)</a> <a href="#">UN Global Compact, OHCHR: Human Rights Translated 2.0</a> <a href="#">Human Rights: The Foundation of Sustainable Business</a> <a href="#">The SME Compass</a> <a href="#">OECD, Due Diligence Guidance for Responsible Business (英語)</a> <a href="#">責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス(日本語)</a> <a href="#">CSR Risk Check</a> <a href="#">OHCHR: The Corporate Responsibility To Respect Human Rights</a> <a href="#">UN Global Compact, OHCHR: The Guide on How to Develop a Human Rights Policy</a> <a href="#">UN Global Compact, German Helpdesk on Business and Human Rights, Verisk Maplecroft: Business and Human Rights Navigator</a> <a href="#">OHCHR: Standards of Conduct for Business: Tackling LGBTI discrimination in the private sector (英語)</a> <a href="#">レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーおよびインターセックスの人々に対する差別への取組み 企業のための行動基準(日本語)</a> <a href="#">UN Global Compact, OHCHR, PGL, BSR: The UN LGBTIQ+ Standards Gap Analysis Tool</a> <a href="#">OHCHR: THE CORPORATE RESPONSIBILITY TO RESPECT HUMAN RIGHTS: An Interpretive Guide</a> <a href="#">OECD: OECD Guidelines for Multinational Enterprises on Responsible Business Conduct (英語版)</a>

[OECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針 \(日本語\)](#)



水と衛生へのアクセス	<p><a href="#">Resolution adopted by the Human Rights Council on 6 October 2020: The human rights to safe drinking water and sanitation</a></p> <p><a href="#">Goal 6: Ensure access to water and sanitation for all</a></p> <p><a href="#">Pacific Institute, Shift, UN Global Compact, Guidance for Companies on Respecting the Human Rights to Water and Sanitation: Bringing a Human Rights Lens to Corporate Water Stewardship. (2015)</a></p>
デジタル保護とプライバシー	<p><a href="#">Shift, "Red Flag 16. Using data such that privacy and other rights are undermined." (2021)</a></p> <p><a href="#">OHCHR and privacy in the digital age</a></p> <p><a href="#">OECD: Digital security and privacy</a></p>
先住民族の権利	<p><a href="#">The Business Reference Guide to the UN Declaration on the Rights of Indigenous Peoples</a></p> <p><a href="#">United Nations, State of the World's Indigenous Peoples</a></p> <p><a href="#">IWGIA and ILO, The Impact of COVID-19 on Indigenous Communities: Insights from the Indigenous Navigator</a></p> <p><a href="#">IFC, Stakeholder Engagement: A Good Practice Handbook for Companies Doing Business in Emerging Markets</a></p> <p><a href="#">IFC, Investing in People: Sustaining Communities through Improved Business Practice</a></p> <p><a href="#">DIHR, Respecting the Rights of Indigenous Peoples: A Due Diligence Checklist for Companies</a></p> <p><a href="#">IWGIA, Interpreting the UN Guiding Principles for Indigenous Peoples</a></p> <p><a href="#">UNDP, Standard 6: Indigenous Peoples</a></p> <p><a href="#">ILO, Excerpts from Reports and Comments of the ILO Supervisory Bodies: Applying the Indigenous and Tribal Peoples Convention, 1989 (No. 169)</a></p> <p><a href="#">United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples</a></p> <p><a href="#">UN Global Compact, Indigenous Peoples' Rights and the Role of Free, Prior and Informed Consent (2014)</a></p>
難民と移民の権利	<p><a href="#">ILO – The Migrant Pay Gap: Understanding Wage Differences between Migrants and Nationals</a></p> <p><a href="#">Interfaith Centre on Corporate Responsibility (ICCR) – Best Practice Guidance on Ethical Recruitment of Migrant Workers</a></p> <p><a href="#">Verité – Fair Hiring Toolkit</a></p> <p><a href="#">Fair Labour Association – Triple Discrimination: Woman, Pregnant and Migrant, Preventing Pregnancy Discrimination among Temporary Migrant Workers, Lessons for Malaysia, Taiwan and Thailand</a></p> <p><a href="#">BSR – Migrant Worker Management Toolkit: A Global Framework</a></p> <p><a href="#">ILO – For Women, by Women: Guidance and Activities for Building Women Migrant Workers' Network</a></p> <p><a href="#">OHCHR - Principles and guidelines on the human rights protection of migrants in vulnerable situations</a></p>

## 質問書セクション 3: 労働

企業は社内とバリューチェーン全体で、基本的かつ普遍的に認められた労働者の権利を尊重、支持するとともに、その遵守を促進する必要があります。国連グローバル・コンパクトの4つの労働原則は、1998年の「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」から派生しています。

企業は、

- 原則 3: 結社の自由と団体交渉の実効的な承認を支持し、
- 原則 4: あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持し、
- 原則 5: 児童労働の実効的な廃止を支持し、
- 原則 6: 雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである。

労働者の権利尊重と労働基準の遵守は、ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の基盤です。ディーセント・ワークはILOにより「自由、公平かつ安全な、人間としての尊厳が満たされた条件下での男女にとって生産的な仕事」と定義されています。企業に対しては、自社の業務とサプライチェーンの取引先における人権問題に関し、デュー・ディリジェンスの実施を求める圧力が強まっています。どのようなデュー・ディリジェンスのプロセスを導入するにせよ、労働者の権利はその不可欠な要素と重要な柱になっています。

企業はまず何よりも、労働者の権利を尊重し、日常業務と投資を通じてディーセント・ワークに関する優先課題への取り組みに貢献することにより、持続可能な開発とSDGsのターゲット達成に寄与します。ディーセント・ワークを前進させ、全ての労働者の生活水準を上げるためには、あらゆる企業が持続可能で責任あるインクルーシブな労働慣行を採用するとともに、サプライチェーンを有する企業がその影響力を行使し、ディーセント・ワークの実現に貢献することが必要です。

労働に関するセクションは、負の影響を緩和するために確立された方針とプロセス、および、組織と社会のレベルで人権を推進するために取られた措置に関する設問を含む点で、人権に関するセクションと同じ構造となります。このセクションでは、ジェンダー・ダイバーシティ、賃金の平等、労働安全衛生などの項目に関する実績に基づく設問もあります。

本セクションの大部分は(国連グローバル・コンパクトの)4つの労働原則を中心としているものの、HR1の設問で、「労働条件(賃金、労働時間)」をマテリアルな人権項目として選択している企業は、このセクションにも関連の設問があることに留意してください。

設問	合理的根拠と計算に関する手引き	関連する報告基準	GC10 原則との関連	SDGs ターゲットとの関連
L1: 方針のコミットメント	<p>「方針のコミットメントとは、企業の活動および取引関係全般にわたる労働者の権利尊重責任に関しての、当該企業の責任、コミットメント、または期待についての 1 項目以上の公式な表明を指します。(中略)コミットメントは、労働者の権利尊重に関する単一の独立した公約の形をとる場合もあれば、倫理規定や事業原則といったより広範な文書に含まれる場合もあります。方針のコミットメントの目的は、報告企業が労働者の権利尊重責任をどのように理解し、またそこから生じる期待として、自社の全従業員、ビジネスパートナー、自社の事業、製品またはサービスに直接関係する企業やその他の事業体への期待をどのように明示しているかを説明することにあります。」</p> <p>出典: <a href="#">UNGP Reporting Framework</a> (英語) を基に作成 <a href="#">国連指導原則報告フレームワーク実施要領</a> (日本語)</p> <p>該当する項目が自社にとってマテリアルであっても、まだ対処方針が策定されていない企業は「いいえ。方針を策定する予定はありません」を選択します。該当する項目が、近い将来に優先的に取り組むべき重要な課題領域として認識されている場合は「いいえ。但し、2 年以内に方針を策定する予定です」を選択します。この回答を選択したことで、必ずしも企業に対して方針の策定や実施を求めるものではありません。</p> <p>労働協約が労働条件に関するすべての関連規則を網羅している場合、それ自体が方針のコミットメントになり得ます。企業は、補足情報欄にその旨を記入することもできます。「はい。より幅広い方針に盛り込まれているか、個別の方針があります」を選択した場合は設問 L1.1 で、その方針についてさらに詳しい情報を提供し、直近の方針更新日を入力するよう求められます。方針のコミットメントがある場合は、方針へのリンクまたはこれを裏づける文書を提供します。それが無い場合には、補足情報を提供ください。</p> <p>該当項目が自社にとってマテリアルではない場合は「該当しない」を選択可能です。「該当しない」を選択した場合は、補足情報欄の記入が必須です。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosure 3-3-c (2021) for topics GRI 407 (2016), GRI 409 (2016), GRI 408 (2016), GRI 406 (2016), GRI 403 (2018)</a></p>	<p>原則 3 原則 4 原則 5 原則 6</p>	
L1.1: 方針の詳細	<p>「労働者の権利を尊重する責任を定着させるための基礎として、企業は、以下の要件を備える方針の声明を通して、その責任を果たすというコミットメントを明らかにすべきである。</p> <p>(a) 企業の最高幹部レベルで承認を受けている。 (b) 社内・および社外の専門的知見を活用している。 (c) 社員、取引先、および企業の事業、製品またはサービスに直接関わる他の関係者に対して企業が持つ労働者の権利についての期待を明記している。 (d) 一般に公開されており、全ての社員、取引先、他の関係者にむけて社内外にわたり知らされている。 (e) 企業全体にこれを定着させるために必要な事業方針および手続きのなかに反映されている。」</p> <p>出典: <a href="#">UN Guiding Principles on Business and Human Rights</a> (英語) <a href="#">国連ビジネスと人権に関する指導原則</a> (日本語)</p> <p>この設問は、企業の労働者の権利方針の性質を体系的かつ透明な形で、さらに詳しく示すことをねらいとしています。</p>	<p><a href="#">ILO C155 - Occupational Safety and Health Convention 1981 (No. 155); GRI Disclosures 2-23-c, 2-23-d, 2-23- e (2021)</a></p>	<p>原則 3 原則 4 原則 5 原則 6</p>	

設問	合理的根拠と計算に関する手引き	関連する報告基準	GC10 原則との関連	SDGs ターゲットとの関連
L1.2: 結社の自由と団体交渉	<p>団結権と団体交渉権に関するILO第98号条約は、反組合的な差別と介入に対する保護を定めています。使用者の介入に対する保護は、採用から離職に至るまで、雇用関係の全段階をカバーします。想定される妨害行為には、従業員が労働組合に加入したり、活動したりするのを阻止すること、および／または労働組合の活動を妨害することなどが含まれます。</p> <p>労働組合の代表には、企業の業績に関する真実かつ公正な見解を持つために必要な情報を含め、必要な情報を提供すべきです。交渉を有意義なものにするためには、交渉の懸案事項について決定権限を持つ企業代表が交渉に臨むべきです。</p> <p>「真摯」すなわち「誠実」な交渉とは、当事者が自由に交渉に入れることを意味します。交渉に入る決定に当局からの介入があってはなりません。誠実の原則は、両当事者が合意に達するために労力を惜しまず、真摯で建設的な交渉を行い、交渉の不当な引き延ばしを避け、締結された協定を尊重して誠実に適用し、集団紛争の協議と解決に十分な時間をかけることを示唆します。多国籍企業の場合は、交渉に不当な影響を及ぼすことを目的に、事業所の全部または一部を国外に移転するという脅しをかけてはなりません。</p> <p>「苦情審査手続は、労働者および使用者により自発的に受諾されるような事件の解決がその手続によって設けられる各段階において得られることが実際に可能であるように設定され、かつ、適用されるべきである。苦情審査手続は、できる限り簡易かつ迅速であるべきであり、また、このため必要な場合には適当な時間的制限を設けることができる。この手続の適用の形式は、最小限のものにとどめるべきである。苦情審査手続に参加する労働者には、直接参加と、代表による補佐または代表を認めるべきである。労働者とその代表は、苦情を提出したことによっていかなる不利益も受けまいよう、守られるべきである。」 出典：<a href="#">ILO Recommendation No. 130</a> (英語) <a href="#">ILO 第 130 号勧告</a> (日本語)</p>	<p><a href="#">GRI Disclosure 2-30 (2021)</a></p>	<p>原則 3 原則 4 原則 6</p>	

設問	合理的根拠と計算に関する手引き	関連する報告基準	GC10 原則との関連	SDGs ターゲットとの関連
L2: ステークホルダーとの対話	<p>ステークホルダーとの対話は、課題に対する幅広い視点を組み入れることで、労働項目に与える結果を向上させるとともに、デュー・ディリジェンスとリスク評価のプロセスの重要な部分です。</p> <p>組織が取るべき行動とは、特定の事業の状況において特定の人々に対する特定の影響を理解すること。一般的に、これには、可能な限り事業計画の実施に先立って労働者の権利状況を評価することを含み、誰が影響を受けるかを特定し、関連する基準および問題を整理し、そして事業計画の実施および関連する取引関係が特定されたものに対してどのように労働者の権利面で負の影響を与えようのかを予測することである。このプロセスにおいて、企業は、社会的に弱い立場におかれまたは排除されるリスクが高くなりうる集団や民族に属する個人に対する特別の影響に特に注意を向け、女性と男性では異なるリスクがありうるということにも留意すべきである。</p> <p>出典: <a href="#">UN Guiding Principles on Business and Human Rights</a> (英語)  <a href="#">国連ビジネスと人権に関する指導原則</a> (日本語)</p> <p>ステークホルダー集団との対話は、従業員や契約労働者、影響を受ける地域社会、消費者など該当する集団の構成員との間で直接に行われることもあれば、労働組合や地域社会の指導者など、その正当な代表を通じて行われることもあります。影響を受けるステークホルダーには、外部のステークホルダー(サプライチェーン労働者、地域社会、消費者、商品のエンドユーザーなど)だけでなく、内部のステークホルダー(従業員、契約労働者など)も含まれることがあります。さらに詳しくは、用語集の「影響を受けるステークホルダー」の定義、または、<a href="#">国連指導原則報告フレームワーク実施要領</a> 59 頁の影響を受けるステークホルダーと正当な代表のコンセプトに関する部分を参照ください。</p> <p>該当する項目が自社の事業にとってマテリアルではない場合は、「この項目について対話は行っていません」を選択した上で、その理由を補足情報欄で説明することもできます。「その他」を選択して自由記述式で回答することもできますが、その際には補足情報欄への記入が必須です。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosures 3-1- b and 3-3-f (2021) for topics GRI 407 (2016), GRI 409 (2016), GRI 408 (2016), GRI 406 (2016), GRI 403 (2018)</a></p>	<p>原則 3 原則 4 原則 5 原則 6</p>	



設問	合理的根拠と計算に関する手引き	関連する報告基準	GC10 原則との関連	SDGs ターゲットとの関連
L3: 予防・軽減	<p>「方針を確立し、適切なリスクと影響の評価を実施した企業は、その影響を止め、または防止するために必要な手段をとるべきである。企業が負の影響を防止または軽減する影響力をもつ場合には、それを行えば、影響力が足りない場合は、影響力を増やす方法がある可能性がある。例えば、関連事業体に対して能力開発やその他のインセンティブを提供したり、その他関係者と協力したりすることで、影響力を高めることができる。」</p> <p>出典: <a href="#">UN Guiding Principles on Business and Human Rights</a> (英語) を基に作成 <a href="#">国連ビジネスと人権に関する指導原則</a> (日本語)</p> <p>ここで「関連の商取引関係(サプライヤー、消費者、地域社会など)の能力構築」とは、負の影響の予防または軽減に向けてステークホルダーと協力することを指しますが、具体的には、自社のミッションまたは方針についてつながりをつくるための連絡経路の新設または強化、適切な実践または手順に関する研修の強化、バリューチェーン全体の透明性改善に向けた報告メカニズムの開発などが挙げられるでしょう。</p> <p>「監査プロセス、是正措置計画の実施」は、要求事項へのコンプライアンスを確保するために、通常第三者によって行われる、プロセスや品質管理システムの査察や検査が含まれます。</p> <p>「他社またはその他のステークホルダーと、この課題に取り組むためのコレクティブ・アクション」としては、オペレーションや生産のリスク・影響の軽減に資する製品・サービスを生み出すための、業界横断的なイニシアチブを通じた協力などが含まれます。</p> <p>「政府機関または規制当局との協力」としては、証言の提供、裏付けや、委員会への参加、または官民協力への参画、通商、技術等に関する国内的または国際的フォーラムへの参加、といった、政策への直接的な働きかけなどが挙げられます。</p> <p>この設問では、能力構築と行動計画にまつわる情報をまとめて回答を選択することも、「その他」を選択して自由記述式で回答することもできます。「その他」を選択した場合は、補足情報の提供が必須です。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosure 3-3-d (2021) for topics GRI 407 (2016), GRI 409 (2016), GRI 408 (2016), GRI 406 (2016), GRI 403 (2018)</a></p>	<p>原則 3 原則 4 原則 5 原則 6</p>	

設問	合理的根拠と計算に関する手引き	関連する報告基準	GC10 原則との関連	SDGs ターゲットとの関連
L4: 研修	<p>「この開示事項では、自らの活動や取引関係全体で、人権(および労働者の権利)尊重方針の声明を含む責任ある企業行動のための方針声明を組織がどのように実践しているかを提示する。これにより、あらゆる経営層の人々が責任ある行動を取り、人権(および労働者の権利)を意識・尊重して行動することにつながる」</p> <p>出典:<a href="#">GRI Disclosure 2-24</a>(英語) <a href="#">GRI 開示事項 2-24</a>(日本語)</p> <p>ここで「研修」とは次のものを指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ あらゆる種類の職業訓練および教育</li> <li>■ 組織が従業員に提供する有給の教育休暇</li> <li>■ 外部研修・教育で、組織が費用の全額または一部を負担するもの</li> <li>■ 特定のテーマに関する研修</li> </ul> <p>出典:<a href="#">GRI Disclosure 404-1</a>(英語) <a href="#">GRI 開示事項 404-1</a>(日本語)</p> <p>研修は体系的で検証可能な知識の移転とすべきです。通常は定期的な研修が異なるレベルで行われますが、「修了証」が発行されることも多くあります。場合によっては、昇進のためにこうした研修が必要となることもあります。情報発信その他のコミュニケーションも、場当たり的でなく、かつ、何らかの形で測定可能なインパクトが伴えば有効な研修手段となり得ます。</p> <p>用語集では、GRI に従い、「間接サプライヤー」を、「ティア 1 (直接サプライヤー) 以外のすべて」、すなわち企業の最終製品とは無関係な取引関係と定義しています。プロフェッショナル・サービス業の場合、間接サプライヤーには、社外のマーケティングサービスや人事サービス、事務用品ベンダー、またはツールのサブスクリプション(例: Slack)なども含まれる可能性があります。</p> <p>「その他」を選択して自由記述式で回答することもできますが、その際には補足情報の提供が必須です。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosure 3-3-d (2021) for topics</a>, <a href="#">GRI 407 (2016)</a>, <a href="#">GRI 409 (2016)</a>, <a href="#">GRI 408 (2016)</a>, <a href="#">GRI 406 (2016)</a>, <a href="#">GRI 403 (2018)</a></p>	<p>原則 3 原則 4 原則 5 原則 6</p>	

設問	合理的根拠と計算に関する手引き	関連する報告基準	GC10 原則との関連	SDGs ターゲットとの関連
L5: 予防・軽減の進捗状況評価	<p>「措置の有効性を追跡することは、方針およびプロセスが最適な形で実施されているかを知る上で必要である。それは、インパクトに効果的に対処しているかを知り、改善を継続して進めていくためにも欠かせない。」          出典: <a href="#">GRI Disclosure 3-3-e</a> (英語)  <a href="#">GRI 開示事項 3-3-e</a> (日本語)</p> <p>企業がその業務や商取引関係の労働者の権利への影響を軽減するために取っている行動の進捗状況を追跡する場合、比較的収集しやすいデータを重視した下記のような KPI を設けることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ インプット(資源や資金の配分など)</li> <li>■ プログラム的活動(労働者の権利に関する研修や評価・監査の実施回数など)</li> <li>■ 基本的アウトプット(監査の不適合など)</li> </ul> <p>これらの指標に加えて、企業は、労働権への特定の悪影響に対処するために講じた行動が、人々にとって実際にどのようなプラスの結果につながっているかを追跡することに重点を置く必要があります(例えば、購買方針やサプライヤーとの契約で譲歩した結果、適正な生活賃金が支払われるようになった人の数など)。</p> <p>この設問で使われる「外部のプログラム」とは、マルチステークホルダー型イニシアチブによる方法論やガイドダンスに基づき正式に設定されたターゲット、または、第三者(国連、政府、NGO、ビジネス団体など)によって設定された、特定の課題に関するその他のターゲットを指します。「内部のプログラム」とは、企業が自ら定め、公表したターゲットで、外部のイニシアチブと正式に関連づけられていないか、外部のイニシアチブによる認証を受けていないものを指します。</p> <p>「その他」を選択して自由記述式で回答することもできますが、その際には補足情報の記入が必須です。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosure 3-3-e (2021) for topics, GRI 407 (2016), GRI 409 (2016), GRI 408 (2016), GRI 406 (2016), GRI 403 (2018)</a></p>	<p>原則 3          原則 4          原則 5          原則 6</p>	
L6: 団体交渉協約	<p>団体交渉は職場レベルでも、組織や業界レベル、国・中央レベルでも起こりえます。</p> <p>団体交渉の議題としては、賃金や諸手当、給付、労働時間、超過勤務、休息期間、年次休暇、出産休暇、育児休暇、家族休暇、病気休暇、労働安全衛生、健康保険などが挙げられます。</p> <p>労働時間に関する条件には勤務時間、超過勤務、休息期間が含まれます。          出典: <a href="#">International Labour Organization (ILO)</a> (英語)</p>		<p>原則 3          原則 4          原則 6</p>	<p>8.5</p>

設問	合理的根拠と計算に関する手引き	関連する報告基準	GC 原則との関連	SDGs ターゲットとの関連
L7: 管理職レベルの女性	<p>「この指標は、管理職に就いている女性の数を、ある所定の時期の管理職の総数で除したものとして表される。」</p> <p>職務には通常、次のものが含まれる。          企業や政府その他の組織単位の政策・予算・法律・規定の策定と助言、目標・基準の設定並びに事業計画・政策の実施手順の策定と評価、予算管理のための適正なシステム・手順の確実な策定・実施、政策・事業計画の実施に関わる資材・人材・財源の承認、組織・企業の職員の業績の監視と評価、職員の選考の承認、衛生安全要件の確実な遵守、日常業務の計画と指揮、並びに会議その他のフォーラムにおける政府や当該企業あるいは管理する内部部局を代表した交渉等。管理職の定義については、用語集を参照のこと。          出典：<a href="#">ILO, ISCO-08</a> (英語)</p> <p>「この指標を計算するための情報は通常、人事情報システム(全国または現場レベルで入手できる従業員記録と給与情報)にある。事業者の中には、この指標を計算するために必要なその他のデータを含め、従業員に関する情報を収集、精査するための専門ソフトウェア(人事ソフト)を利用しているものが多い。このソフトウェアと、関連情報の流れは通常、人事部署が管理している。機会均等委員会が存在する場合には、この委員会の議事録にも、重要な情報が含まれる可能性がある。」</p> <p>組織は、従業員の実数または正社員換算(FTE)を使って、報告期間末時点でこの指標を報告してください。管理職の特定は、社内の職階とチェックリストや、労働統計専門家会議が承認した職業分類システム(2008年の国際標準職業分類(ISCO))と整合させてください。1人で複数の管理職レベルのポジションを兼務していても、1名の管理職として数えてください。          出典：<a href="#">UNCTAD, ISAR C1.1</a> (英語)</p> <p>管理職についてさらに詳しくは、UNCTAD/ISAR ガイダンスの 87 頁を参照し、希望する場合は、この設問に回答する際に、どの職業類型・分類システムを検討したかにつき、補足情報を提供してください。管理職レベルの女性を把握していない場合は「不明」を選択できます。</p>	<p><a href="#">UNCTAD, ISAR C1.1 (2022)</a></p>	<p>原則 6</p>	<p>8.5</p>

設問	合理的根拠と計算に関する手引き	関連する報告基準	GC 原則との関連	SDGs ターゲットとの関連
L8: 賃金平等	<p>同一労働同一賃金、すなわち賃金平等の促進は、労働における基本的権利として、同一報酬条約(1951年(第100号))をはじめ、批准済みの幅広いILO条約で謳われています。 出典:<a href="#">ILO- C100- Equal Remuneration Convention 1951 (No.100)</a> (英語) <a href="#">1951年の同一報酬条約(第100号)</a> (日本語)</p> <p>ILO第100号条約に沿い、基本給という言葉には通常の、基本的または最低限の賃金または給与と、現金または現物で、使用者が労働者に直接または間接に支払う何らかの追加的報酬で、当該労働者の雇用に起因するものが含まれています。 出典:<a href="#">GRI Disclosure 405-2</a> (英語) <a href="#">GRI 開示事項 405-2</a> (日本語)</p> <p>この質問は、同じ職務レベルの男女従業員間の潜在的な賃金格差を明らかにすることを意図しています。すべての職務レベルの平均を算出し、当該企業全体での男女間における賃金格差を見積もるため、自社で定めた職務レベルごとに、男女間の潜在的な賃金格差を特定することが求められています。GRI-4-5-2スタンダードまたは<a href="#">Women's Empowerment Principles (WEPs)</a>の方法論に従うことをお勧めします。</p> <p>同一価値の労働について、女性従業員と男性従業員に支払われた総時間給の比率を計算し、全職種を通じた平均的な賃金比率を百分率で表します。例えば、女性の賃金が全職種で男性を1%下回る場合、答えは99%となります。女性がすべての職種で同一価値労働同一報酬を得ている場合、L8の回答は100%となります。希望される場合は、補足情報欄に追加情報を記入することも可能です。</p> <p>この指標は、Forward Faster(フォワード・ファスター)の方法論を用いて算出してください: 同一価値労働同一報酬: (男性従業員の平均総時間給-女性従業員の平均総時間給) _____ × 100% 男性従業員の平均総時間給</p> <p>この指標を測定していない場合は「不明」を選択できます。また、開示しないことを選んだ場合には「開示を望みません。」を選択できますが、その際には補足情報の提供が必須です。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosure 405-2 (2016)</a></p>	<p>原則 6</p>	<p>1.2, 1.4, 3.1, 3.2, 3.3, 3.4, 3.7, 3.8, 4.3, 5.1, 5.4, 5.5, 8.5</p>



設問	合理的根拠と計算に関する手引き	関連する報告基準	GC10 原則との関連	SDGs ターゲットとの関連
L9: 負傷の頻度	<p><a href="#">GRI 403-9</a> は「労働関連の傷害の種類には、死亡、手足の切断、裂傷、骨折、ヘルニア、火傷、意識喪失、麻痺、その他が含まれる。労働関連の事故の結果として、一般市民を巻き込んだ傷害は、本開示事項に含まれない」としています。</p> <p>労働者が負傷した頻度(労働時間当たりの負傷件数)は、「労働災害による負傷者数を実労働時間数で割り算」し、200,000 または 1,000,000 を乗じた値。計算の最後のステップで、標準化された率を算出するため、20 万時間または 100 万時間の労働時間に基づいて率を算出する必要があります。こうすることで、統計の有意義な比較が可能となります。なお、この計算で使用した数字を、記述欄に記入することを推奨します。将来のデータ利用者にとってより有用であるためです。 出典: <a href="#">GRI 403-9</a> を元に作成</p> <p>この指標は、報告対象期間中の負傷件数に関するもので、全従業員の総労働時間当たりの負傷件数を訊ねています。労働関連の傷害は、労働者が被っている害悪の程度を測る指標であり、安全の指標ではありません。中核事業が定期的に第三者の労働者を含む場合(例:建設や IT)、会社は安全に対して協力的なアプローチをとるべきです。そのため、ここでの「労働者」には、従業員だけでなく、中核となる事業活動を支援する第三者の労働者も含まれます。企業がこの計算に誰が含まれるのかを明確にしたい場合は、補足情報のための記述欄を使用して、詳しく説明します。</p> <p>頻度を測定していない企業は「不明」を選択できます。また、「開示を望みません。」を選択することも可能ですが、その際には補足情報の提供が必須です。</p>	<p><a href="#">ISAR C.4.2</a> <a href="#">GRI Disclosure 403-9 (2018)</a></p>	<p>原則 3 原則 4 原則 5 原則 6</p>	<p>1.4, 3.1, 3.2, 3.3, 3.4, 3.7, 3.8, 4.3, 5.1, 5.4, 5.5, 8.5</p>
L10: 労働災害発生率	<p>「この指標は、報告対象期間中の労働災害と傷病の件数に関するものである。また、事業者の労働安全衛生方針と、健康的で安全かつ生産的な作業環境を構築する能力も示唆する。」</p> <p>「労働災害発生率(労働者一人当たりの負傷件数)は次のように計算する: 報告対象期間中に発生した労働災害による全負傷件数を報告対象期間中の全労働者数で割り算する。」 計算する際には可能な限り、中核的な事業活動を支えている第三者の労働者を含む、すべての労働者を含めなければなりません。</p> <p>「サービス部門の重要性増大とその固有の特徴に鑑み、この指標は精神衛生やストレスに関する報告も反映すべきである。」 出典: <a href="#">UNCTAD, ISAR C.3.2 (英語)</a></p> <p>労働災害発生率を測定していない企業は「不明」を選択します。また、「開示を望みません。」を選択することも可能ですが、その際には補足情報の提供が必須です。労働災害発生率について、報告すべき重要な点(コロナ禍など)がある場合には、記述欄に入力してください。</p>	<p><a href="#">ISAR C.4.2</a> <a href="#">GRI Disclosure 403-9 (2018)</a></p>	<p>原則 3 原則 4 原則 5 原則 6</p>	<p>1.2, 1.4, 3.1, 3.2, 3.3, 3.4, 3.7, 3.8</p>

設問	合理的根拠と計算に関する手引き	関連する報告基準	GC 原則との関連	SDGs ターゲットとの関連
L11: 是正・救済	<p>「企業は、最善の方針や慣行をもってしても、予見していなかった、または防ぎ得なかった環境または社会への負の影響を引き起こし、または負の影響を助長することがありうる。」</p> <p>「企業が負の影響を生じさせておらず、また助長してもいないが、取引関係によってその事業、製品、またはサービスと負の影響が直接関連している場合、(労働者の)権利を尊重する責任は、企業がそのような負の影響を是正するという役割を担うことはあっても、当該企業自体に是正の途を備えるよう求めるわけではない。状況によって、特に犯罪があったと申し立てられている場合は、一般に司法メカニズムとの協力を求めるであろう。」</p> <p>「強調すべきは、労働者の権利を尊重する責任が、国内法により律されることが多い法的責任の問題とは別だということである。法律で義務づけられていなかったとしても、企業は UNGPs により、(労働者の)権利を尊重する責任の一環として、救済を提供したり、救済に協力したりすることを期待されている。」</p> <p>「救済のねらいは、労働者の権利が侵害された場合に、対策または補償を行うことにある。その目標は、被害を受けた個人またはコミュニティが、侵害が起きなかったと仮定した場合の状況、または、可能な限りそれに近い状況を回復できるようにすることとすべきである。」</p> <p>「救済は原状回復、補償、復権、弁済、再発防止など、多くの形態を取りうる。」 出典: <a href="#">UN Guiding Principles on Business and Human Rights</a> (英語) <a href="#">国連ビジネスと人権に関する指導原則</a> (日本語)</p> <p>GRI は「影響(インパクト)」を次のように定義しています。「組織が経済、環境、ならびに人権を含む人々に及ぼすまたは及ぼすことがありうる影響。また、持続可能な発展に対する組織の(プラスまたはマイナスの)寄与。インパクトには、顕在化したもの、潜在的なもの、プラス・マイナス、短期・長期、意図的・非意図的、可逆的・不可逆的なものがある。」</p> <p>コンサルタント企業については、自社が労働者の権利項目関連で負の影響を生じさせたか、助長した場合にのみ、救済の提供が当てはまります。クライアントが及ぼした負の影響に対処するための助言を行うことは、ここに含まれません。</p> <p>具体的な項目について開示を行うことにつき、法的に慎重を要する場合などには「開示を望みません。」を選ぶこともできます。開示を望まない場合には、補足情報の提供が必須です。負の影響が全く生じていない場合(よって、救済を提供する必要が全くない場合)には「負の影響は特定されませんでした。または、与えませんでした。」を選択します。</p> <p>負の影響が生じていない場合でも、救済のための手続きが定められており、その詳細を記載したい場合は、利用する必要が無かったとしても補足情報欄にその旨を記入できます。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosure 3-3-d-ii (2021) for topics GRI 407 (2016), GRI 409 (2016), GRI 408 (2016), GRI 406 (2016), GRI 403 (2018)</a></p>	<p>原則 3 原則 4 原則 5 原則 6</p>	<p>1.2, 1.4, 3.1, 3.2, 3.3, 3.4, 3.7, 3.8</p>
L12: 実践行動	<p>企業が労働関連で実践した行動、設定した目標、直面した課題など、これまでの回答でカバーされていない内容や、さらなる背景・関連情報を提供したい場合に、この自由記述式の設問に回答します。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosures 3-3-c and 3-3-d. (2021) for topics GRI 407 (2016), GRI 409 (2016), GRI 408 (2016), GRI 406 (2016), GRI 403</a></p>	<p>原則 3 原則 4 原則 5 原則 6</p>	<p>1.2, 1.4, 3.1, 3.2, 3.3, 3.4, 3.7, 3.8, 4.3, 5.1, 5.4, 5.5, 8.5</p>

## 労働に関する追加情報

項目	追加情報のタイトル
労働(全般)	<a href="#">Labour   UN Global Compact</a> <a href="#">UN Global Compact: Advancing decent work in business through the UN Global Compact Labour Principles</a> <a href="#">Decent Work in Global Supply Chains — A Baseline Report</a> <a href="#">Business and Human Rights Navigator</a>
結社の自由と団体交渉権の実効的承認	<a href="#">Principle Three: Businesses should uphold the freedom of association and the effective recognition of the right to collective bargaining Freedom of Association and Development:</a> <a href="#">ILO Convention No.98 Right to Organize and Collective Bargaining Convention</a> <a href="#">C087 - Freedom of Association and Protection of the Right to Organise Convention, 1948 (No. 87)</a>
強制労働	<a href="#">Principle Four: The elimination of all forms of forced and compulsory labour</a> <a href="#">Combating forced labour: A handbook for employers and business</a> <a href="#">ILO Convention No. 29 Forced Labour Convention</a>
児童労働	<a href="#">Principle Five: Businesses should uphold the effective abolition of child labour</a> <a href="#">Ending child labour, forced labour and human trafficking in global supply chains</a> <a href="#">ILO-IOE Child Labour Guidance Tool for Business</a> <a href="#">ILO Convention No. 138 Minimum Age Convention</a> <a href="#">ILO Convention No. 182 Worst Forms of Child Labour Convention</a>
雇用と職業に関する差別禁止	<a href="#">UN LGBTIQ+ Standards Gap Analysis Tool</a> <a href="#">Promoting Equity: gender-neutral job evaluation for equal pay. A step-by-step guide</a> <a href="#">Gender Equality in Codes of Conduct Guidance</a> <a href="#">ILO Convention No. 100 Equal Remuneration Convention</a> <a href="#">ILO Convention No. 111 Discrimination (Employment and Occupation) Convention</a> <a href="#">ILO Convention No. 190 Violence and Harassment Convention</a> <a href="#">Women's Empowerment Principles Gender Gap Analysis Tool</a> <a href="#">Diversity, Equity and Inclusion (DEI)   UN Global Compact</a> <a href="#">Equal pay for work of equal value   SDG Ambition Benchmark</a>

安全で健康的な労働環境	<a href="#">Nine Business Practices for Improving Safety and Health Through Supply Chains and Building a Culture of Prevention and Protection</a> <a href="#">ILO Convention No. 155 Occupational Safety and Health Convention</a>
労働条件(賃金、労働時間)	<a href="#">Working Conditions Laws Database</a> <a href="#">Rules of the Game: An introduction to the standards-related work of the International Labour Organization</a> <a href="#">Business and Human Rights Navigator: Working Time</a>

## 質問書セクション 4: 環境

国連グローバル・コンパクトの原則 7 から 9 は、企業が持続可能なビジネス実践を定めるための枠組みを提供しています。

企業は、

- 原則 7: 環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、
- 原則 8: 環境に関するより大きな責任を率先して引き受け、
- 原則 9: 環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである。

これらの原則は、企業が環境被害を予防し、影響を測定し、環境ステewardシップへの積極的な参加や製品のデザイン、開発、普及を通じて社会にさらに幅広い環境面の利益を提供できるよう支援することをねらいとしています。こうした活動は、企業の財務リスク、オペレーショナルリスク、風評リスクを軽減し、効率を改善することでコストを低減させ、新たなビジネスチャンスを作り出し、投資を呼び込み、そして最終的には利益の成長を駆動できる可能性があります。さらに、多くの地域で規制当局による環境実績の監視が強化されており、世界中の多くの企業に環境報告書の作成が義務づけられる可能性が高くなっています。

環境に関する設問は、(1) 全ての企業が対象になるコア設問と、(2) それら項目をマテリアル(重要)と考える企業のみには回答が求められる環境項目別設問の 2 部構成となっています。

コミットメント、予防、実績、対応・報告に関するコア設問には、全企業が回答します。実績指標に関し、全企業を対象とする設問は気候変動対策、エネルギーと資源の利用、テクノロジーを取り扱うものです。これらの設問は分野横断的な性質を有し、全ての企業に広く当てはまるためです。追加的な環境項目別設問は、一部の企業にとってマテリアルな環境課題に関する企業実績を問うものです。これらの設問は水、森林、生物多様性および土地利用、大気汚染、ならびに廃棄物を取り扱います。



設問	合理的根拠と計算に関する手引き	関連する報告基準	GC10 原則との関連	SDGs ターゲットとの関連
E1: 方針のコミットメント	<p>「方針のコミットメントとは、企業の活動及び取引関係全般にわたる環境尊重責任に関しての、当該企業の責任、コミットメント、または期待についての 1 項目以上の公式な表明を指します。(中略)コミットメントは、環境の尊重に関する単一の独立した公約の形をとる場合もあれば、倫理規定や事業原則といったより広範な文書に含まれる場合もあります。(中略)方針のコミットメントの目的は、報告企業が環境重責任をどのように理解し、またそこから生じる期待として、自社の全従業員、ビジネスパートナー、自社の事業、製品またはサービスに直接関係する企業やその他の事業体への期待をどのように明示しているかを説明することにあります。」</p> <p>出典: <a href="#">UNGP Reporting Framework</a> (英語) <a href="#">国連指導原則報告フレームワーク実施要領</a> (日本語)</p> <p>該当する項目が自社にとってマテリアルであっても、まだ対処方針ができていない企業は「いいえ。方針を策定する予定はありません」を選択してください。該当する項目が、近い将来に優先的に取り組むべき重要な問題領域として認識されている場合には「いいえ。但し、2 年以内に方針を策定する予定です」を選択してください。なお、そのように回答することで、企業に方針の策定または実施が必須になるわけではありません。</p> <p>「はい。より幅広い方針に盛り込まれているか、個別の方針があります」を選択した場合は設問 E1.1 で、その方針についてさらに詳しい情報を提供し、最近の方針更新日を入力するよう求められます。方針のコミットメントがある場合は、方針へのリンクまたはこれを裏づける文書を提供してください。それがない場合には、補足情報を提供してください。</p> <p>該当項目が自社にとってマテリアルではない場合には「該当せず」を選択可能です。例えば「水」は銀行セクターで重要課題でない可能性もあります。「該当せず」を選択した場合は、補足情報の提供が必須です。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosure 3-3-c (2021) for topics GRI 303 (2018), GRI 304 (2016), GRI 305 (2016), GRI 306 (2020), GRI 302 (2016)</a></p>	<p>原則 7 原則 8</p>	<p>1.5, 2.1, 2.3, 2.4, 3.2, 3.4, 3.8, 3.9, 6.1, 6.3, 6.4, 6.5, 6.6, 7.1, 7.2, 7.3, 8.4, 9.4, 9.5, 11.3, 11.5, 12.1, 12.2, 12.3, 12.4, 12.5, 12.6, 13.1, 13.2, 13.3, 13.a, 13.b, 14.1, 14.2, 14.3, 15.1, 15.2, 15.3, 15.4, 15.5, 15.a, 15.b</p>

<p>E1.1:方針の詳細</p>	<p>「人権を尊重する責任を定着させるための基礎として、企業は、以下の要件を備える方針の声明を通して、その責任を果たすというコミットメントを明らかにすべきである。</p> <p>a) 企業の最上級レベルで承認されている。  b) 社内及び／または社外から関連する専門的助言を得ている。  c) 社員、取引先、及び企業の事業、製品またはサービスに直接関わる他の関係者に対して企業が持つ人権についての期待を明記している。  d) 一般に公開されており、全ての社員、取引先、他の関係者にむけて社内外にわたり知らされている。  e) 企業全体にこれを定着させるために必要な事業方針及び手続のなかに反映されている。」</p> <p>出典：<a href="#">UN Guiding Principles on Business and Human Rights</a> (英語)  <a href="#">国連ビジネスと人権に関する指導原則</a> (日本語)</p> <p>この設問は、企業の環境方針の性質を体系的かつ透明な形で、さらに詳しく示すことをねらいとしています。</p> <p>コミットメントの中で権威ある政府間協定に言及している場合は、「国際環境基準と整合しています」と回答します。具体的には、パリ協定で定められた温暖化 1.5℃目標と整合する科学に基づく目標設定イニシアチブ (SBTi) のネットゼロ基準、WHO 基準 (大気汚染関連など)、ISO 14000 ファミリーの ISO 基準、IUCN 生物多様性基準、環境と開発に関するリオ宣言、人間環境に関するストックホルム宣言と行動計画、国連グローバル・コンパクト持続可能な海洋原則、エレン・マッカーサー財団のニュー・プラスチック・エコノミー・グローバルコミットメントなどが挙げられます。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosures 2-23-c, 2-23-d, 2-23-e (2021)</a></p>	<p>原則 7  原則 8</p>	<p>1.5, 2.1, 2.3, 2.4, 3.2, 3.4, 3.8, 3.9, 6.1, 6.3, 6.4, 6.5, 6.6, 7.1, 7.2, 7.3, 8.4, 9.4, 11.3, 11.5, 12.1, 12.2, 12.3, 12.4, 12.5, 12.6, 13.1, 13.2, 13.3, 13.a, 13.b, 14.1, 14.2, 14.3, 15.1, 15.2, 15.3, 15.4, 15.5, 15.a, 15.b</p>
-------------------	---	--	-----------------------	---

<p>E2:ステークホルダーとの対話</p>	<p>ステークホルダーとの対話は、ある問題についてさらに幅広い観点を取り入れることにより、環境項目に関する成果を高めるとともに、デュー・ディリジェンスとリスク評価のプロセスでも重要な要素となります。</p> <p>組織がすべきは「特定の事業の状況において特定の人々に対する特定の影響を理解することである。一般的に、これには、可能なかぎり事業計画の実施に先立って環境状況を評価することを含み、誰が影響を受けるかを特定し、関連する基準及び問題を整理し、そして事業計画の実施及び関連する取引関係が特定されたものに対してどのように環境利面で負の影響を与えうるのかを予測することである。このプロセスにおいて、企業は、社会的に弱い立場におかれまたは排除されるリスクが高くなりうる集団や民族に属する個人に対する特別の影響に特に注意を向け、女性と男性では異なるリスクがありうるということにも留意すべきである。」</p> <p>出典：<a href="#">UN Guiding Principles on Business and Human Rights</a> (英語)  <a href="#">国連ビジネスと人権に関する指導原則</a> (日本語)</p> <p>ステークホルダー集団との対話は、従業員や契約労働者、影響を受ける地域社会、消費者など該当する集団の構成員との間で直接に行われることもあれば、労働組合や地域社会の指導者など、その正当な代表を通じて行われることもあります。影響を受けるステークホルダーには、外部のステークホルダー（サプライチェーン労働者、地域社会、消費者、商品のエンドユーザーなど）だけでなく、内部のステークホルダー（従業員、契約労働者など）も含まれることがあります。さらに詳しくは、用語集の「影響を受けるステークホルダー」の定義、または、<a href="#">国連指導原則報告フレームワーク実施要領</a> 59 頁の影響を受けるステークホルダーと正当な代表のコンセプトに関する部分をご覧ください。</p> <p>たとえば気候変動について「該当するリスク・影響の予防・軽減に向けて協力するために対話」する例としては、下記が挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 適応対策と適応プロジェクトを優先課題とすべく、気候変動の最前線にある地域社会と協力を進めること</li> <li>■ レジリエンス構築を支援するため、自社のバリューチェーン全体を通して様々な地域社会と協力を進めること</li> <li>■ 海洋空間計画などのプロセスへの参画を目指し、地方自治体やその他のステークホルダーと協力を進めること</li> </ul> <p>なお、契約上の要求事項は、ステークホルダーエンゲージメントには含まれません。例えば、企業がすべてのサプライヤーにFSC/PEFC認証の木材を提供するよう要求している場合、確かに前向きな活動であり、その旨を補足情報欄に記載できますが、ステークホルダーエンゲージメントとはみなされません。</p> <p>該当する環境項目が自社にとってマテリアルではない場合には、「この項目について対話は行っていません」を選択した上で、その理由を記述欄で説明することもできます。「その他」を選択することもできますが、その際には補足情報の提供が必須です。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosures 3-1-b and 3-3- f (2021) for topics GRI 303 (2018), GRI 304 (2016), GRI 305 (2016), GRI 306 (2020), GRI 302 (2016), and GRI Disclosure 201-2-a-iv (2016)</a></p>	<p>原則 7 原則 8</p>	<p>1.5, 2.1, 2.3, 2.4, 3.2, 3.4, 3.8, 3.9, 6.1, 6.3, 6.4, 6.5, 6.6, 7.1, 7.2, 7.3, 8.4, 9.4, 11.3, 11.5, 12.1, 12.2, 12.3, 12.4, 12.5, 12.6, 13.1, 13.2, 13.3, 13.a, 13.b, 14.1, 14.2, 14.3, 15.1, 15.2, 15.3, 15.4, 15.5, 15.a, 15.b</p>
------------------------	--	--	----------------------	---

<p>E3: 予防・軽減</p>	<p>「方針を確立し、適切なりスクと影響の評価を実施した企業は、その影響を止め、または防止するために必要な手段をとるべきである(中略)。企業が負の影響を防止または軽減する影響力をもつ場合には、それを行すべきである。もし企業が影響力を欠くならば、それを強める方法があるかもしれない。例えば、企業力強化またはその他のインセンティブを関係企業体に提供したり、他のアクターと協力したりすることで、影響力が強くなりうる。」</p> <p>出典 <a href="#">UN Guiding Principles on Business and Human Rights</a> (英語)を基に作成 <a href="#">国連ビジネスと人権に関する指導原則</a> (日本語)</p> <p>ここで「関連の商取引関係(サプライヤー、消費者、地域社会)の能力構築」とは、負の影響の予防または軽減に向けてステークホルダーと協力することを指し、具体的には、自社のミッションまたは方針について連絡経路の新設または強化、適切な実践方法または手順に関する研修の強化、バリューチェーン全体の透明性向上に向けた報告メカニズムの開発、などが挙げられます。</p> <p>「監査プロセス、是正措置計画の実施」には、要求事項へのコンプライアンスを確保するために、通常、第三者によって行われる、プロセスや品質管理システムの査察や検査などが含まれます。</p> <p>「他社またはその他のステークホルダーと、この課題に取り組むためのコレクティブ・アクション」としては、国連グローバル・コンパクト海洋スチュワードシップ連合への参画など、気候変動のリスク・影響の軽減に資する製品・サービスを生み出すための、業界横断的なイニシアチブやプロジェクトを通じた協力などが含まれます。</p> <p>「政府機関または規制当局との協力」としては、証言の提供、裏付けや、委員会への参加、または官民協力への参画、通商、技術等に関する国内的または国際的フォーラムへの参加、といった、政策への直接的な働きかけなどが挙げられます。</p> <p>この設問では、「その他」を選択した上で、能力構築と行動計画にまつわる情報を自由記述式で回答することもできます。「その他」を選択した場合は、補足情報の提供が必須です。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosure 3-3-d (2021)</a> <a href="#">for topics GRI 303 (2018)</a>, <a href="#">GRI 304 (2016)</a>, <a href="#">GRI 305 (2016)</a>, <a href="#">GRI 306 (2020)</a>, <a href="#">GRI 302 (2016)</a>, <a href="#">and GRI Disclosure 201-2-iv (2016)</a></p>	<p>原則 7 原則 8</p>	<p>1.5, 2.1, 2.3, 2.4, 3.2, 3.4, 3.8, 3.9, 6.1, 6.3, 6.4, 6.5, 6.6, 7.1, 7.2, 7.3, 8.4, 9.4, 11.3, 11.5, 12.1, 12.2, 12.3, 12.4, 12.5, 12.6, 13.1, 13.2, 13.3, 13.a, 13.b, 14.1, 14.2, 14.3, 15.1, 15.2, 15.3, 15.4, 15.5, 15.a, 15.b</p>
------------------	--	--	----------------------	---

<p>E4: 予防・軽減の進捗状況評価</p>	<p>「措置の有効性を追跡することは、方針およびプロセスが最適な形で実施されているかを知る上で必要である。それは、インパクトに効果的に対処しているかを知り、改善を継続して進めていくためにも欠かせない。」  出典: <a href="#">GRI Disclosure 3-3-e (英語)</a>  <a href="#">GRI 開示事項 3-3-e (日本語)</a></p> <p>企業がその業務や商取引関係への環境上の影響を軽減するために取っている行動の進捗状況を追跡する場合、比較的収集しやすいデータを重視した下記のような KPI を設けることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ インプット(資源や資金の配分など)</li> <li>■ プログラム的活動(環境に関する研修や評価・監査の実回数など)</li> <li>■ 基本的アウトプット(監査の不適合など)</li> </ul> <p>この設問で使われる「外部のプログラム」とは、マルチステークホルダー型イニシアチブによる方法論やガイドンスに基づき正式に設定されたターゲット、または、第三者(国連、政府、NGO、ビジネス団体など)によって設定された、特定の課題に関するその他のターゲットを指します。「内部のプログラム」とは、企業が自ら定め、公表したターゲットで、外部のイニシアチブと正式に関連づけられていないか、外部のイニシアチブによる認証を受けていないものを指します。</p> <p>「年間のターゲット・目標を定めている」と回答した企業には、ターゲットの性質についてさらに詳細の提供を求める設問(E4.1)と、進捗状況の追跡がどのように行われているかに対する理解を深めるための設問(E4.2)の、2問、追加設問が表示されます。</p> <p>この設問では、「その他」を選択した上で、能力構築と行動計画にまつわる情報を自由記述式で回答することもできます。「その他」を選択した場合は、補足情報の提供が必須です。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosure 3-3-e (2021)</a>  <a href="#">for topics GRI 303 (2018), GRI 304 (2016), GRI 305 (2016), GRI 306 (2020), GRI 302 (2016), and GRI Disclosure 201-2-a-iv (2016)</a></p>	<p>原則 7  原則 8</p>	<p>1.5, 2.1, 2.3, 2.4, 3.2, 3.4, 3.8, 3.9, 6.1, 6.3, 6.4, 6.5, 6.6, 7.1, 7.2, 7.3, 8.4, 9.4, 11.3, 11.5, 12.1, 12.2, 12.3, 12.4, 12.5, 12.6, 13.1, 13.2, 13.3, 13.a, 13.b, 14.1, 14.2, 14.3, 15.1, 15.2, 15.3, 15.4, 15.5, 15.a, 15.b</p>
<p>E4.1: 目標とターゲット</p>	<p>環境課題に関する目標とターゲットの設定は、企業が体系的かつ野心的な形で進捗状況を実証することに役立ちます。いくつかの環境項目(例えば気候変動)については、広く受け入れられた枠組み(例えば <a href="#">Task Force on Climate Related Financial Disclosures</a>、<a href="#">Science Based Targets initiative</a> など)を用いて、目標とターゲットを体系化できます。効果的なターゲットの例としては、科学に基づく目標設定イニシアチブ(SBTi)に沿った年間排出量削減のターゲット設定が挙げられます。</p> <p>この設問の意図は、各社のマテリアリティに応じた詳しさで、どのような種類の環境ターゲットを定めているかを簡潔に説明する機会を会員企業に提供することです。</p>	<p><a href="#">CDP F6.1 2021</a>;  <a href="#">GRI Disclosure 3-3-e (2021)</a>  <a href="#">for topics GRI 303 (2018), GRI 304 (2016), GRI 305 (2016), GRI 306 (2020), GRI 302 (2016), and GRI Disclosure 201-2-a-iv (2016)</a></p>	<p>原則 7  原則 8</p>	<p>1.5, 2.1, 2.3, 2.4, 3.2, 3.4, 3.8, 3.9, 6.1, 6.3, 6.4, 6.5, 6.6, 7.1, 7.2, 7.3, 8.4, 9.4, 11.3, 11.5, 12.1, 12.2, 12.3, 12.4, 12.5, 12.6, 13.1, 13.2, 13.3, 13.a, 13.b, 14.1, 14.2, 14.3, 15.1, 15.2, 15.3, 15.4, 15.5, 15.a, 15.b</p>

<p>E4.2:ターゲットに照らした進捗状況の測定</p>	<p>最も効果を上げるためには、ターゲットや目標を、進捗状況を確認する方法と組み合わせる必要があります。この設問では、掲げられた目標とターゲットがどのように追跡されているかについて理解を深めるための基本情報の提供を求めます。</p> <p>この設問では、「その他」を選択した上で、自由記述式で回答することもできます。「その他」を選択した場合は、補足情報の提供が必須です。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosure 3-3-e (2021) for topics GRI 303 (2018)</a>,  <a href="#">GRI 304 (2016)</a>, <a href="#">GRI 305 (2016)</a>, <a href="#">GRI 306 (2020)</a>, <a href="#">GRI 302 (2016)</a>, and <a href="#">GRI Disclosure 201-2-a-iv (2016)</a></p>	<p>原則 7  原則 8</p>	<p>1.5, 2.1, 2.3, 2.4, 3.2, 3.4, 3.8, 3.9, 6.1, 6.3, 6.4, 6.5, 6.6, 7.1, 7.2, 7.3, 8.4, 9.4, 11.3, 11.5, 12.1, 12.2, 12.3, 12.4, 12.5, 12.6, 13.1, 13.2, 13.3, 13.a, 13.b, 14.1, 14.2, 14.3, 15.1, 15.2, 15.3, 15.4, 15.5, 15.a, 15.b</p>
-------------------------------	---	---	-----------------------	---



<p>E5: 是正・救済</p>	<p>「企業は、最善の方針や慣行をもってしても、予見していなかった、または防ぎ得なかった環境または社会への負の影響を引き起こし、または負の影響を助長することがありうる。」</p> <p>「企業が負の影響を生じさせておらず、また助長してもいないが、取引関係によってその事業、製品、またはサービスと負の影響が直接関連している場合、(環境)を尊重する責任は、企業がそのような負の影響を是正するという役割を担うことはあっても、当該企業自体に是正の途を備えるよう求めるわけではない。状況によって、特に犯罪があったと申し立てられている場合は、一般に司法メカニズムとの協力を求めるであろう。」</p> <p>「強調すべきは、環境を尊重する責任が、国内法により律されることが多い法的責任の問題とは別だということである。法律で義務づけられていなかったとしても、企業は UNGPs により、環境を尊重する責任の一環として、救済を提供したり、救済に協力したりすることを期待されている。」</p> <p>「救済のねらいは、環境が侵害された場合に、対策または補償を行うことにある。その目標は、被害を受けた個人またはコミュニティが、侵害が起きなかったと仮定した場合の状況、または、可能な限りそれに近い状況を回復できるようにすることとすべきである。」</p> <p>「救済は原状回復、補償、復権、弁済、再発防止など、多くの形態を取りうる。」 出典: <a href="#">UN Guiding Principles on Business and Human Rights</a> (英語) を基に作成 <a href="#">国連ビジネスと人権に関する指導原則</a> (日本語)</p> <p>GRI は「影響(インパクト)」を次のように定義しています。「組織が経済、環境、ならびに人権を含む人々に及ぼすまたは及ぼすことがありうる影響。また、持続可能な発展に対する組織の(プラスまたはマイナスの)寄与。インパクトには、顕在化したもの、潜在的なもの、プラス・マイナス、短期・長期、意図的・非意図的、可逆的・不可逆的なものがある」</p> <p>カーボンオフセットは「救済措置の提供」とみなされます。ただしオフセットは、炭素排出が行われている場所から遠く離れた場所で行われることが多く、他の汚染物質を軽減するものではないため、大気汚染ではなく気候変動に対する救済とみなされます。</p> <p>コンサルタント業については、自社が直接、環境項目関連の負の影響を生じさせたか、助長した場合にのみ、救済・是正の提供が当てはまります。クライアントが及ぼした負の影響に対処するための助言を行うことは、ここに含まれません。</p> <p>具体的な項目について開示を行うことにつき、法的に慎重さを要する場合などには「開示を望みません」を選ぶこともできます。開示を望まないと回答した場合には、補足情報の提供が必須です。負の影響が全く生じていない場合(よって、救済・是正を提供する必要が全くない場合)には「負の影響は特定されませんでした。または、生じませんでした」を選択します。負の影響が生じていない場合でも、救済のための手続きが定められており、その詳細を記載したい場合は、利用する必要が無かったとしても補足情報欄にその旨を記入できます。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosure 3-3-d-ii (2021) for topics GRI 303 (2018), GRI 304 (2016), GRI 305 (2016), GRI 306 (2020), GRI 302 (2016), and GRI Disclosure 201-2-a-iv (2016)</a></p>	<p>原則 7 原則 8</p>	<p>1.5, 2.1, 2.3, 2.4, 3.2, 3.4, 3.8, 3.9, 6.1, 6.3, 6.4, 6.5, 6.6, 7.1, 7.2, 7.3, 8.4, 9.4, 11.3, 11.5, 12.1, 12.2, 12.3, 12.4, 12.5, 12.6, 13.1, 13.2, 13.3, 13.a, 13.b, 14.1, 14.2, 14.3, 15.1, 15.2, 15.3, 15.4, 15.5, 15.a, 15.b</p>
------------------	--	---	----------------------	---

<p>E6: 温室効果ガス排出量(スコープ 1 およびスコープ 2)</p>	<p>「締約国は、(パリ協定)第 2 条に定める長期的な気温に関する目標を達成するため、衡平に基づき並びに持続可能な開発及び貧困を撲滅するための努力の文脈において、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成するために、開発途上締約国の温室効果ガスの排出量がピークに達するまでには一層長い期間を要することを認識しつつ、世界全体の温室効果ガスの排出量ができる限り速やかにピークに達すること及びその後は利用可能な最良の科学に基づいて迅速な削減に取り組むことを目的とする。」排出量の追跡と報告は、グローバルなターゲットに沿って排出量削減への取り組みを加速することに役立つとともに、企業によるリスクと機会の管理をさらに支援することができます。</p> <p>出典: Paris Agreement (UNFCCC) (英語)  <a href="#">パリ協定(国連気候変動枠組条約)</a> (日本語)</p> <p>スコープ 2 排出量には、マーケットベースとロケーションベースがあり、企業は、補足情報欄に、どちらの方法を用いたかを記入する必要があります。企業の SBT(科学的根拠に基づく目標)や進捗状況の把握に使用している手法と合致していることが理想的です。</p> <p>オンライン質問書には、最近の、かつ CoP 提出の 12 カ月以内に完了したデータ収集プロセスから得たデータを入力してください。(例えば、2024 年の CoP に 2023 年 1 月から 2023 年 12 月までの期間を対象とするデータを利用できます。)排出量測定方法については、<a href="#">GHG Protocol</a> を参照ください。</p> <p>GHG 排出量測定データが対象とする期間が、CoP のその他の設問に関するデータ期間と同一でない場合は、記述欄に特記します。</p>	<p><a href="#">CDP C6.1 (2022)</a>, <a href="#">CDP C6.3 (2022)</a>;  <a href="#">GRI Disclosures 305-1, 305-2 (2016)</a>;  <a href="#">UNCTAD, ISAR B.3.1</a>,  <a href="#">UNCTAD, ISAR B.3.2</a>;</p>	<p>原則 7  原則 8</p>	<p>1.5, 2.4, 11.3, 12.4, 13.1, 13.2, 13.3, 13.a, 13.b, 14.3</p>
<p>E7: 温室効果ガス排出量(スコープ 3)</p>	<p>スコープ 3 排出量は様々な形態により生み出されるため、企業にとって網羅的にそれを計測することは難しい場合があります。しかし、バリューチェーン全体を通じた排出量の測定を検討することは、企業にとって大切です。</p> <p>設問ではスコープ 3 の GHG 排出量を CO<sub>2</sub> 換算トン(tCO<sub>2</sub>e)で報告するよう求められます。排出量測定方法については、<a href="#">GHG Protocol</a> を参照ください。企業がスコープ 3 の排出量を測定している場合、測定された排出量を CO<sub>2</sub> 換算トン(tCO<sub>2</sub>e)で補足情報欄に記入する必要があります。</p> <p>GHG 排出量測定データが対象とする期間が、CoP のその他の設問に関するデータ期間と同一でない場合は、記述欄に特記します。</p>	<p><a href="#">CDP C6.5 (2022)</a>;  <a href="#">GRI Disclosure 305-3 (2016)</a></p>	<p>Principle 7  Principle 8</p>	<p>1.5, 2.4, 11.3, 12.4, 13.1, 13.2, 13.3, 13.a, 13.b, 14.3</p>

<p>E7.1:スコープ 3 排出量の詳細</p>	<p>スコープ 3 排出量の正確な測定は難しい場合があり、多くの企業は一部の排出量を報告しています。この設問は、データをより透明かつ比較可能なものにするため、報告されたスコープ 3 排出量を詳細に把握することをねらいとしています。</p> <p>この設問で提供されている選択肢は、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト(CDP C6.5)からそのまま引用したものです。「その他(上流)」または「その他(下流)」を選択した場合は、補足情報の提供が必須です。</p>	<p><a href="#">CDP C6.5 (2022)</a></p>	<p>原則 7 原則 8</p>	<p>1.5, 2.4, 11.3, 12.4, 13.1, 13.2, 13.3, 13.a, 13.b, 14.3</p>
<p>E8: 低炭素商品・サービスの研究開発への投資</p>	<p>リオ地球サミットの <a href="#">Agenda 21</a> によると「新しい効率的技術は、持続可能な開発を達成し、世界経済を持続させ、環境を守り、貧困と人的被害を軽減する能力、特に開発途上国の能力を向上させるうえで不可欠となる。これらの活動には、現時点で用いられている技術を改善するとともに適宜、これをよりアクセス可能かつ環境上適正な技術に置換することに取り組む必要性が内在している」とされています。企業は新技術の開発と普及にカギを握る役割を果たすため、この指標には、低炭素の製品とサービスにまつわる研究開発(R&amp;D)を反映するねらいがあります。</p> <p>低炭素投資への関心は高まっているものの、低炭素商品・サービスについて、広く受け入れられた明確な定義はありません。広くは、絶対的な GHG 排出量の削減またはある活動の炭素原単位の削減につながる商品またはサービスと定義できます。ある商品またはサービスが低炭素であるかどうかを判断するため、CDP は気候債券タクソミー、気候変動に関するグローバル投資家連合(GIC)の低炭素投資レジストリ、環境上持続可能な活動に関する EU タクソミーなど、既存の業界タクソミーやフレームワークの活用を奨励しています。</p> <p>出典: <a href="#">CDP - Guidance &amp; Questionnaires</a> (英語) <a href="#">CDP 企業向け質問書&amp;ガイダンス</a> (日本語)</p> <p>この指標の計算方法は、低炭素商品・サービスに割り当てられる研究開発予算を報告対象期間の総売上上で割り算し、百分率で表します。</p> <p>低炭素商品・サービスは、下記などを基に分類できますが、以下に限るものではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <a href="#">Low-Carbon Investment (LCI) Registry Taxonomy</a></li> <li>■ <a href="#">Climate Bonds Taxonomy</a></li> <li>■ <a href="#">The EU Taxonomy for environmentally sustainable economic activities</a></li> <li>■ <a href="#">Addressing the Avoided Emissions Challenge</a> (化学セクター)</li> <li>■ <a href="#">Evaluating the carbon-reducing impacts of ICT</a></li> <li>■ <a href="#">Estimating and Reporting the Comparative Emissions Impacts of Products (WRI)</a></li> <li>■ <a href="#">Green Bond Principles (ICMA)</a></li> <li>■ <a href="#">ISO 14040/44 Standards</a> (金融サービスのみ)</li> <li>■ <a href="#">IEA's Energy Technology Perspectives (ETP) Report and Clean Energy</a></li> </ul> <p>出典: <a href="#">CDP C4.5a</a> (英語)</p> <p>研究開発費を容易に低炭素商品・サービスと関連づけられない企業は「不明」を選択します。また、「該当せず」も選択できます。「該当せず」を選択した場合は、補足情報の提供が必須です。</p>	<p><a href="#">CDP C4.3c (2022)</a>, <a href="#">CDP C4.2b (2022)</a>; (部分的に関連) <a href="#">UNCTAD, ISAR A.3.3</a></p>	<p>原則 7 原則 8 原則 9</p>	

<p>E9: 気候変動適応</p>	<p>「過去 20 年間、IPCC の報告書において気候リスクへの警告は強まり続けてきたが、それは懸念理由の兆候がますます強くなっているためである。最新の IPCC 評価報告書は、非常に野心的な緩和策をとったとしても、気候変動の影響の一部は不可逆的であると結論づけた。適応策は、気候変動の影響が加速する今世紀後半においてとりわけ、損失や損害を大幅に軽減することができる。」  出典: <a href="#">Adaptation Gap Report 2021   UNEP - UN Environment Programme</a> (英語)  <a href="#">適応ギャップ報告書 2021: 差し迫る嵐—パンデミック後の世界における気候変動への適応</a> (日本語)</p> <p>「気候変動適応とは、現実の、または予期される気候変化・気候変動とその効果・影響に対して生態的・社会的・経済的システムを調整すること、また、気候変動による潜在的被害を軽減し、あるいはその機会を活用するためのプロセス、実践および構造の変化をいう。」  出典: <a href="#">UNFCCC</a> (英語)</p> <p>「企業の気候変動適応とは、企業がそのリスク暴露を特定し、機会を明らかにし、気候変動へのレジリエンスを構築するために取り得る一連の行動を含む。」  出典: <a href="#">UN Global Compact Caring for Climate</a> (英語)</p> <p>すべての状況に当てはまる画一的な気候変動適応策はなく、企業がすでに、気候変動適応の要素を含む活動を実施している可能性は充分あります(例えば事業継続計画、節水・省エネの取り組み、地域社会における浸水・洪水対策、事業運営の設計変更など)。しかし、企業が、事業を営む地域社会の気候リスクに対処し、これを緩和するためには、現状の対策をさらに一歩進めたり、戦略をシフトさせたりする必要があるかも知れません。</p> <p>この設問では、気候変動適応に関連して行った活動を全て選びます。気候変動適応を支える行動を取ったか定かではない場合は「不明」を選びます。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosure 201-2-a-iv (2016)</a></p>	<p>原則 7  原則 8  原則 9</p>	<p>1.5, 2.4, 11.3, 12.4, 13.1, 13.2, 13.3, 13.a, 13.b, 14.3</p>
<p>E10: 再生可能エネルギー</p>	<p>「世界の電力最終消費の約半分を商業・工業セクターの企業が占めている。」  出典: <a href="#">RE100</a> (英語)</p> <p>よって、企業は再生可能エネルギーの採用を推進する強力な支持層となり得ます。</p> <p><a href="#">UNCTAD, ISAR B.5.1</a> に基づき作成されたこの指標は、次のように定義されます。「企業の報告対象期間中のエネルギー総消費量のうち、再生可能エネルギー消費量が占める割合。再生エネルギーの例としては、太陽光、バイオマス、水力発電、地熱エネルギー、海洋エネルギーなどが挙げられる。」</p> <p>この指標に関するデータは、エネルギー・燃料供給業者の請求書の照合、グリーン電力証書(Renewable Energy Certificates)などにより得られます。多くの場合、エネルギー管理担当者や施設管理担当者、一般調達管理担当者または経理部門がこのようなデータを管理しています。この設問は、エネルギー消費量に関するものであり、再生可能エネルギーによるカーボンオフセットは考慮しません。企業は、自社のエネルギー消費について、すべてオフセットされている場合、補足情報欄にその旨を記載できます。</p> <p>この指標の算出方法に関する詳しい指針については、<a href="#">UNCTAD, ISAR B.5.1</a> を参照ください。</p>	<p><a href="#">UNCTAD, ISAR B.5.1</a>;  <a href="#">GRI Disclosure 302-1 (2016)</a></p>	<p>原則 7  原則 8  原則 9</p>	<p>1.5, 2.4, 11.3, 12.4, 13.1, 13.2, 13.3, 13.a, 13.b, 14.3</p>

<p>E11: 低炭素商品・サービス</p>	<p>「環境にやさしい技術は、それに代わる技術に比べ、環境を保護し、より環境汚染を少なく抑え、あらゆる資源をより持続可能な形で用い、廃棄物および製品のより大部分を再利用するとともに、残留廃棄物をより許容可能な形で処理するものである。」  出典: <a href="#">United Nations Agenda 21</a> (英語)</p> <p>この概念に基づき、国連グローバル・コンパクトの原則 9 は企業に対し「環境にやさしい技術の開発と普及を奨励」するよう求めています。投資をサステナブルな商品に振り向け、グローバルな気候変動目標およびサステナビリティ目標の達成に向けた前進を加速する低炭素商品・サービスをさらに開発、展開することはその一つの方法です。  出典: <a href="#">UN Global Compact Principle 9</a> (英語)  <a href="#">国連グローバル・コンパクト原則 9</a> (日本語)</p> <p>低炭素投資への関心は高まっているものの、低炭素商品・サービスについて、広く受け入れられた明確な定義はありません。広くは、絶対的な GHG 排出量の削減またはある活動の炭素原単位の削減につながる商品またはサービスと定義できます。ある商品またはサービスが低炭素であるかどうかを判断するため、CDP は気候債券タクソミー、気候変動に関するグローバル投資家連合 (GIC) の低炭素投資レジストリ、環境上持続可能な活動に関する EU タクソミーなど、既存の業界タクソミーやフレームワークの活用を奨励しています。  出典: <a href="#">CDP - Guidance &amp; Questionnaires</a> (英語)  <a href="#">CDP 企業向け質問書&amp;ガイダンス</a> (日本語)</p> <p>低炭素商品・サービスは、下記などを基に分類できますが、以下に限るものではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <a href="#">Low-Carbon Investment (LCI) Registry Taxonomy</a></li> <li>■ <a href="#">Climate Bonds Taxonomy</a></li> <li>■ <a href="#">The EU Taxonomy for environmentally sustainable economic activities</a></li> <li>■ <a href="#">Addressing the Avoided Emissions Challenge</a> (化学セクター)</li> <li>■ <a href="#">Evaluating the carbon-reducing impacts of ICT</a></li> <li>■ <a href="#">Estimating and Reporting the Comparative Emissions Impacts of Products (WRI)</a></li> <li>■ <a href="#">Green Bond Principles (ICMA)</a></li> <li>■ <a href="#">ISO 14040/44 Standards</a> (金融サービスのみ)</li> <li>■ <a href="#">IEA's Energy Technology Perspectives (ETP) Report and Clean Energy Technology Guide</a></li> </ul> <p>出典: <a href="#">CDP C4.5a</a> (英語)</p> <p>この指標の計算方法は、低炭素商品・サービスから派生する売上金額を、報告対象期間中の総売上金額で割り算し、これを百分率で表します。企業は、関連の商品とサービスの内容も説明します。</p>	<p><a href="#">SASB CG-MR-410a.1a</a>;  <a href="#">WEF Common Metric</a></p>	<p>原則 7  原則 8  原則 9</p>	
------------------------	--	---	---------------------------------	--

<p>E12:追加的な環境項目別設問</p>	<p>追加的な環境項目別設問では、水、森林、生物多様性および土地利用、大気汚染、ならびに廃棄物関連の項目について、それらの環境項目をマテリアルと考える会員企業に、より深掘りした情報を求めます。E12で企業がマテリアルと見なす環境項目を選択すると、続く設問(E13-E21)では、それらの項目に関する設問のみが表示されます。</p> <p>「マテリアルな項目とは、組織が経済、環境、ならびに人権を含む人々に最も著しいインパクトを与える項目である。」  出典:<a href="#">GRI Disclosure 3-2</a>(英語)  <a href="#">GRI 3-2: マテリアルな項目</a>(日本語)</p> <p>企業が、いずれの環境項目もマテリアルと見なさない場合、「上記いずれも当社にとってマテリアルな項目ではありません」を選択します。項目がマテリアルであるかは、企業が属するセクターによる場合があります。一例として、コンサルタント業に属する小規模な企業にとって大気汚染はマテリアルな項目ではないかも知れませんが、化学セクターに属する多くの企業では、この項目をマテリアルと判断する場合があります。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosure 3-2 (2021)</a></p>		<p>2.1, 2.3, 6.1, 6.3, 6.4, 6.5, 6.6, 9.4, 11.3, 11.5, 12.1, 12.2, 12.4</p>
<p>E13:取水と水消費</p>	<p>「水ストレスの高い地域における水消費量と取水量は、社会へのマイナスの影響の可能性(水の利用者同士の競争によるもの)と、操業の中断・停止の可能性などの関連するビジネスリスクを示す指標です。」  出典:<a href="#">WEF Common Metric</a>(英語)  <a href="#">世界経済フォーラム:ステークホルダー資本主義の進捗の測定:持続可能な価値創造のための共通の指標と一貫した報告を目指して</a>(日本語)</p> <p>「取水」とは、地表水、地下水、海水、あるいは第三者から提供された水を含む、あらゆる使用のために報告対象期間中に取水されたすべての水の合計を指します。</p> <p>「水消費」とは、取水して製品に取り込まれた水、作物の生産に使用された水または廃棄物として発生した水、蒸発・蒸散した水、人や家畜によって消費された水、あるいは他の使用者によって使用不可能になるまで汚染された水の合計であり、報告対象期間中に地表水、地下水、海水、または第三者に還元されないものを指します。水消費には、その後の報告対象期間における使用または還元のために、報告対象期間中は保管された水を含みます。  出典:<a href="#">GRI Disclosure 303</a>(英語)を基に作成  <a href="#">GRI 303: 水と廃水</a>(日本語)</p> <p>この指標は企業に対して、「水ストレスを抱えた地域における取水、水消費の割合」の報告も求めています。より比較可能性の高いデータを作成するため、国連グローバル・コンパクトはWRI <a href="#">Water Risk Atlas</a> ツールを用いた計算を推奨しています。この指標の計算方法は、1) 水ストレスが強い地域からの取水量を特定し、これを全水源からの総取水量で割り算するか、または、2) 水ストレスが強い地域での水の消費量を計算し、これを全水源からの総消費量で割り算します。どちらの指標も百分率で表した上で報告します。</p> <p>この指標を測定していない場合は「不明」、自社にとって特定の水カテゴリーがマテリアルな項目でない場合は「該当せず」を選択します。「該当せず」を選んだ場合は、補足情報の提供が必須です。</p>	<p><a href="#">UNCTAD, ISAR B.1.3; CDP W1.2b (2022), CDP W1.2d (2022); SASB CG-HP-140a.1; GRI 303-1; GRI 303-2; GRI 303-3</a></p>	<p>原則 7  原則 8  原則 9</p>	<p>2.1, 2.3, 6.1, 6.3, 6.4, 6.5, 6.6, 9.4, 11.3, 11.5, 12.1, 12.2, 12.4</p>



<p>E14: (用)水原単位</p>	<p>「(用)水原単位(生産単位当たりの水利用量)」は、標準化された水利用量の指標であり、企業の水効率・水管理プログラムの経年の有効性をより正確に表すためのものです。(用)水原単位は、入手可能なデータに応じ、水利用量を生産単位または商品の売上高で割った比率として報告してください。</p> <p>CDP のガイドラインに沿い、分子にあたる部分を下記の立方メートル(m<sup>3</sup>)として報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 淡水取水量</li> <li>■ 淡水消費量</li> <li>■ 総取水量</li> <li>■ 水総消費量</li> <li>■ その他</li> </ul> <p>分母に関しては、売上高または生産単位を下記の単位で報告してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ダース</li> <li>■ キログラム</li> <li>■ リットル</li> <li>■ トン</li> <li>■ その他</li> </ul> <p>商品種別が多岐にわたる業界については、製造量ベースまたは(用)水原単位ベースの上位 5 品目に係る(用)水原単位を報告してください。なお、(用)水原単位の測定は非常に大変であることから、所属するセクターの CDP ガイダンスに合わせた形式で報告可能とします。そのため、この指標を報告する場合は、計算方法に関する詳しい情報も併せて提供します。この指標についてさらに詳しく知るには、<a href="#">CDP 1.3</a>を参照ください。</p> <p>(用)水原単位を測定していない場合は「不明」を、水ストレスが高い、または極めて高い地域で水を使用していない場合は「該当せず」を選択します。「該当せず」を選んだ場合は、補足情報の提供が必須です。</p>	<p><a href="#">CDP W1.3 (2022)</a>, <a href="#">CDP W1.3a (2022)</a></p>	<p>原則 7 原則 8 原則 9</p>	<p>2.1, 2.3, 6.6, 12.2, 12.4, 14.1, 14.2, 15.1, 15.2, 15.3, 15.4, 15.5, 15.a, 15.b</p>
---------------------	--	--	-------------------------------	--

<p>E15: 生物多様性の保全の鍵となる地域またはそれらの近隣地域の敷地</p>	<p>「生物多様性の保全の鍵となる地域(KBA)は、科学的根拠に基づき国際的に認められた、生物多様性の持続可能性に大きく貢献している場所を特定する手段であるのに対し、保護区は、国(多くの場合、国際的にも)が認めた特定の法的保護要件を備えた生態学的または文化的に重要な地域を示します。このような地域の内側または近くで事業を行っている、生物多様性に悪影響を及ぼすリスクが高くなり、関連する法的リスクや風評リスクにさらされる危険性が高くなります。」  出典: <a href="#">WEF, IBC - Measuring Stakeholder Capitalism Report</a> (英語)  <a href="#">世界経済フォーラム:ステークホルダー資本主義の進捗の測定:持続可能な価値創造のための共通の指標と一貫した報告を目指して</a> (日本語)</p> <p>この設問では、(1) 保護区または KBA と境界を接するか、その内部にある敷地の数、および、(2) これら敷地のヘクタール単位の総陸地面積、を報告します。敷地とは、保護区、KBA (例えば固有の動物種・植物種・生物群集の生存に欠かせない地域)、またはそれらの近隣地域において、報告を行う企業が所有、賃貸、賃借または管理する不動産と定義します。保護区等の境界線は、<a href="#">KBA database</a> または各国政府が管理するデータベースを用いて特定します。</p> <p>企業は、保護区、KBA またはそれらに隣接する場所に所有、賃借、または管理しているすべての敷地の数と面積を、操業中でない場合や他の敷地と物理的に離れている(飛び地)場合も含めて記載します。企業は、補足情報欄に、明確にしたい事項を記入します。</p> <p>保護地域、KBA 近隣の土地利用を測定していない企業は「不明」を、KBA に接する、または KBA に含まれる土地がない場合は「該当せず」をそれぞれ選択します。「該当せず」を選択した場合は、補足情報の提供が必須です。</p>	<p><a href="#">WEF Common Metric: GRI Disclosure 304-1 (2016); UNCTAD, ISAR B.6.1</a></p>	<p>原則 7  原則 8  原則 9</p>	<p>2.1, 2.3, 6.6, 12.2, 12.4, 14.1, 14.2, 15.1, 15.2, 15.3, 15.4, 15.5, 15.a, 15.b</p>
<p>E16: 自然生態系の転用</p>	<p>「この情報は、最終的な森林破壊および/または自然生態系の転用との関連性を含め、貴社の市場支配力と異なる地域における土地利用への潜在的影響力を測る指標となります。貴社が統制または管理する土地での森林破壊と転用は、人間と環境に影響を及ぼすだけでなく、消費者による不買運動や投資引き揚げ方針の対象となるなどの形で、オペレーショナルリスクまたは風評リスクを引き起こしかねません。よって、貴社が統制および/または管理する土地資源をしっかりと把握していることを投資家その他のステークホルダーに実証することが重要です。」  出典: <a href="#">Carbon Disclosure Project (CDP) - Forests</a> (英語)  <a href="#">CDP フォレスト質問書および報告ガイダンス</a> (日本語)</p> <p>該当する場合は、報告対象期間中にどれだけの面積(ヘクタール)の自然生態系が転用されたかを報告します。自社が所有、賃借または管理する土地のうち、転用された面積が分からない場合は「不明」を選択します。自社にとってこの設問が該当しない場合には「該当せず」を選ぶこともできます。「該当せず」を選んだ場合は、補足情報の提供が必須です。</p>	<p><a href="#">CDP F1.3 2022; GRI Disclosure 304-1 (2016)</a></p>	<p>原則 7  原則 8</p>	<p>2.1, 2.3, 6.6, 12.2, 12.4, 14.1, 14.2, 15.1, 15.2, 15.3, 15.4, 15.5, 15.a, 15.b</p>

<p>E17:生態系の回復と保護</p>	<p>「この設問では、貴社が支援または実施したか、今後2年で実施を予定しているプロジェクトで、生態系の回復、植林および／または森林その他の生態系の保護に関連するものに関するデータを収集します。この情報は、貴社が森林スチュワードシップを確約し、積極的に関わっていることを投資家その他のデータ利用者に実証するものとなります。」  出典:<a href="#">Carbon Disclosure Project (CDP) - Forests</a>  <a href="#">CDP フォレスト質問書および報告ガイド</a> (日本語)</p> <p>この設問は、GRI304-3 のガイドンスに依拠しており、関連するプロジェクトを以下のように分類しています:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 保護された地域: 事業活動中にいかなる損害からも保護され、環境が健全で機能する生態系を持つ元の状態のままである地域。</li> <li>- 修復された地域: 事業活動中に使用された、または事業活動によって影響を受けた地域で、修復措置によって環境が元の状態に回復したか、または健全で機能する生態系を有する状態に回復した地域。</li> </ul> <p>これらの定義に基づく場合、都市部の森林再生はこの設問には当てはまりません。しかし、この設問には「支援する」プロジェクトも含まれているため、ゴールド・スタンダード等の排出権も含めることができます。選択肢に当てはまらないようなプロジェクトについては、補足情報欄に詳細を記入することを推奨します。</p> <p>この設問では、生態系の回復に関する詳細を提供します。実施中のプロジェクトがある場合、プロジェクト面積をヘクタール単位で報告します。</p>	<p><a href="#">CDP F6.11 2022: GRI Disclosure 304-3 (2016)</a></p>	<p>原則 7  原則 8  原則 9</p>	<p>3.2, 3.4, 3.8, 3.9, 6.3, 12.4</p>
----------------------	---	--	---------------------------------	--------------------------------------

<p>E18: 大気汚染</p>	<p>「大気汚染は 9 人に 1 人の死因となっています。現代で最も大きな環境上の健康リスクと言えます。」  出典: <a href="#">UN Environment Programme (UNEP) - Air</a> (英語)</p> <p>大気汚染は「汚染物質が適切に消散されず、かつ、人間の健康または福祉に影響を与えるか、その他の環境への負の影響を及ぼす形で、大気中に存在すること」と定義されています。  出典: <a href="#">OECD</a> (英語)</p> <p>この設問は、温室効果ガス以外の、以下の大気汚染物質: NOx、Sox、VOC、HAP、PM10、POP および「その他」の排出量を問うものです。「その他」の欄で「該当せず」と回答した場合も補足情報の記入が必須ですが、その場合は記述欄に「N/A(該当せず)」または「We do not produce any additional types of air pollution (その他の大気汚染物質を排出していません)」と回答ください。</p> <p>地域社会における点源・特定汚染源を削減し、大気の質を守るうえで、企業は重要な役割を担います。それぞれの汚染物質につき、あらゆる排出源からの総排出量を、トン単位で報告します。各用語の定義については、用語集を参照ください。</p> <p>この設問に回答するために、企業は有意の大気排出物量を、次の方法の中から一つ選んで計算します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 排出量の直接的な測定(オンライン分析など)</li> <li>■ 拠点別のデータに基づく計算</li> <li>■ 公開されている排出係数に基づく計算</li> <li>■ 推計値</li> </ul> <p>デフォルト値がないために推計値を使用する場合は、推計値の根拠と前提条件を明示します。  出典: <a href="#">GRI Disclosure 305-7</a> (英語)  <a href="#">GRI 305: 大気への排出</a> (日本語)</p> <p>この設問では、汚染物質を排出しながらも測定していない企業は「不明」と報告します。汚染物質の排出量が微量である場合は「該当せず」を選択できます。「該当せず」を選択した場合は、補足情報の提供が必須です。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosure 305-7 (2016); UNCTAD, ISAR B.4.1</a></p>	<p>原則 7  原則 8</p>	<p>3.9, 6.3, 12.2, 12.3, 12.4, 12.5, 14.1, 14.2, 15.1, 15.2, 15.3, 15.4, 15.5, 15.a, 15.b</p>
------------------	---	--	-----------------------	---

<p>E19: 廃棄物</p>	<p>「廃棄物は、管理が不十分な場合、環境や人の健康に著しいマイナスのインパクトを及ぼす可能性がある。これらのインパクトは、多くの場合、廃棄物が発生し、廃棄される場所を超えて拡大する。焼却または埋立てされた廃棄物に含まれる資源や材料は、将来の使用はできず、その枯渇が加速する。国連は、持続可能な開発目標を達成する上で、責任ある消費と生産の役割を認識している。特に目標 12 では、環境に配慮した廃棄物管理を実施し、再利用やリサイクルを通じた廃棄物の防止・削減を組織に求めている。」  出典: <a href="#">GRI Disclosure 306-3</a> (英語)  <a href="#">GRI 306: 廃棄物 2020</a> (日本語)</p> <p>「ある報告対象期間中に発生した廃棄物の総量は、何らかの廃棄物処理技術によって処理された、あらゆる鉱物廃棄物、非鉱物廃棄物、有害廃棄物を合計した量と定義される。但し、クローズドループ型のリサイクル、再利用または再製造プロセスを通じて、現場またはそれ以外の場所で処理された量、すなわち、リサイクル、再利用または再製造された廃棄物素材で、報告団体の工程に還元されたものは、この中に含まない。廃棄物は計量またはメーター計測すべきである。廃棄物は固形、液体、ペースト状のいずれの形態もとりに得るため、キログラムやトン、リットルまたは立法メートル単位で計測できる。しかし、指標としては、容積(リットル、m<sup>3</sup>)ではなく、重量ベース(kg、t)で報告を行うべきである。」液体廃棄物と固形廃棄物の両方を合わせて追跡している場合は、そのように報告することができます。補足情報欄を使って、どの種類の廃棄物が回答に含まれるかを記入できます。  出典: UNCTAD, <a href="#">ISAR B.2.1</a> (英語)</p> <p>測定と報告についてさらに詳しくは、UNCTAD, <a href="#">ISAR B.2.1</a> を参照ください。</p> <p>この設問では、固形廃棄物を排出しているものの測定システムを確立していない企業は、「不明」と回答します。固形廃棄物の排出が微量である企業は「該当せず」を選択できます。「該当せず」を選択した場合は、補足情報の提供が必須です。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosure 306-3 (2020)</a>;  (部分的に関連)  UNCTAD, <a href="#">ISAR B.2.1</a></p>	<p>原則 7  原則 8</p>	<p>3.9, 6.3, 12.2, 12.3, 12.4, 12.5, 14.1, 14.2, 15.1, 15.2, 15.3, 15.4, 15.5, 15.a, 15.b</p>
-----------------	--	---	-----------------------	---

<p>E20: 有害廃棄物</p>	<p>有害廃棄物は、爆発性、引火性の液体、可燃性の固体、自然発火しやすい物質、水と作用して引火性のガスを発生する物質もしくは廃棄物、酸化性、有機過酸化物、毒性、感染性、腐食性、水や空気と作用して毒性のガスを発生する物質、有害、環境に有害、またはこれら特性を有する浸出液を生成する物質のうち、いずれか一つまたは複数の特性を有する廃棄物と定義できます。放射性物質も有害廃棄物に含まれるものがあります。</p> <p>出典: <a href="#">Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and their Disposal (Basel Convention)</a> (英語)  <a href="#">有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約</a> (日本語)</p> <p>「報告対象期間中に排出された有害廃棄物の総量は、上記の定義に掲げられた全種類の有害廃棄物の合計量と定義される。これらはキロおよびトンの単位で測定すべきである。」</p> <p>出典: UNCTAD, <a href="#">ISAR B.2.3</a> (英語)</p> <p>この指標の計算方法は、報告対象期間内に排出した有害廃棄物発生量を、排出した総廃棄物量で割り算し、これを百分率で表します</p> <p>データは事業拠点で直接測定することも、廃棄物管理会社からの請求書を通じて報告することもできます。このようなデータは通常、施設管理者または一般調達管理者が管理しているか、これらの役職が存在していない場合は、廃棄物管理費報告の一環として買掛金勘定に含まれています。</p> <p>測定と報告についてさらに詳しくは、UNCTAD, <a href="#">ISAR B.2.3</a> を参照ください。</p> <p>この設問では、有害廃棄物を排出しているものの、測定システムを確立していない企業は、「不明」と回答します。有害廃棄物排出がマテリアルな課題でない企業は「該当せず」を選択できます。「該当せず」を選択した場合は、補足情報の提供が必須です。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosures 306-4, 306-5 (2020)</a>;  UNCTAD, <a href="#">ISAR B.2.3</a></p>	<p>原則 7  原則 8</p>	<p>3.9, 6.3, 12.2, 12.3, 12.4, 12.5, 14.1, 14.2, 15.1, 15.2, 15.3, 15.4, 15.5, 15.a, 15.b</p>
-------------------	--	---	-----------------------	---



<p>E21:使い捨てプラスチック</p>	<p>「シングルユーズプラスチックに関する報告のための指標はまだ標準化されていませんが、その使用に関連する負の影響の世界的規模は、その主な用途や利用規模を明らかにするための企業のバリューチェーン追加調査を正当化するのに十分なものです。測定を試みることで、世間的に関心度の高い問題に対する自社の露出度を把握し、その結果とアプローチを開示することで、より広く問題の理解を進めることができます。」  Source: <a href="#">WEF Common Metrics</a> (英語)  <a href="#">世界経済フォーラム:ステークホルダー資本主義の進捗の測定:持続可能な価値創造のための共通の指標と一貫した報告を目指して</a> (日本語)</p> <p>使い捨てプラスチックの定義については、用語集を参照ください。</p> <p>バリューチェーン上での過程においても、マテリアル(重要)であると判断される使い捨てプラスチックの消費量をメートルトンで推計し、報告します。小売企業が、使い捨てプラスチックを生産も消費もしていないものの、使い捨てプラスチックを販売している場合、そのような小売品目もこの計算に含めます。バリューチェーン上のどこから計算のためのインプットデータが得られたかについては、補足情報欄に記入してください。</p> <p>この設問では、使い捨てプラスチックを排出しているものの、測定システムを確立していない企業は「不明」と回答します。使い捨てプラスチック排出がマテリアルな課題でない企業は「該当せず」を選択できません。「該当せず」を選択した場合は、補足情報の提供が必須です。</p>	<p><a href="#">WEF Common Metrics</a></p>	<p>原則 7 原則 8</p>	<p>1.5, 2.1, 2.3, 2.4, 3.2, 3.4, 3.8, 3.9, 6.1, 6.3, 6.4, 6.5, 6.6, 7.1, 7.2, 7.3, 8.4, 9.4, 11.3, 11.5, 12.1, 12.2, 12.3, 12.4, 12.5, 12.6, 13.1, 13.2, 13.3, 13.a, 13.b, 14.1, 14.2, 14.3, 15.1, 15.2, 15.3, 15.4, 15.5, 15.a, 15.b</p>
<p>E22:実践行動</p>	<p>企業が環境関連で実践した行動、設定した目標、直面した課題など、これまでの回答でカバーされていない内容や、さらなる背景・関連情報を提供したい場合に、この自由記述式の設問に回答します。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosures 3-3-c and 3-3-d</a> (2021)</p>	<p>原則 7 原則 8 原則 9</p>	

## 環境に関する追加情報

項目	追加情報のタイトル
環境(全般)	<a href="#">AR6 Synthesis Report: Climate Change 2023   Intergovernmental Panel on Climate Change (IPCC)</a> <a href="#">Resources   UNEP - UN Environment Programme</a>
気候変動対策	<a href="#">Think Lab on Just Transition   UN Global Compact</a> <a href="#">UN-backed Credibility Standard, “Integrity Matters”</a> <a href="#">Climate Change   UN Global Compact</a> <a href="#">Climate Ambition Accelerator   UN Global Compact</a> <a href="#">Engage Responsibly in Climate Policy   UN Global Compact</a> <a href="#">Net-Zero Standard   Science Based Targets initiative (SBTi)</a> <a href="#">Sector Guidance   Science Based Targets initiative (SBTi)</a> <a href="#">Climate Adaptation   UNFCCC</a>
水	<a href="#">Corporate Water Accounting – An Analysis of Methods and Tools for Measuring Water Use and its Impacts</a> <a href="#">Measuring Water Use and its Impacts</a> <a href="#">Guide to Responsible Business Engagement with Water Policy</a> <a href="#">CEO Water Mandate</a> <a href="#">Water Action Hub</a> <a href="#">100 Priority Basins</a> <a href="#">Water Resilience Assessment Framework</a> <a href="#">NPWI (Net Positive Water Impact) [Forthcoming September 2024]</a> <a href="#">WASH Self Assessment Tool</a> <a href="#">Water Resilience Coalition</a> <a href="#">WASH4Work</a> <a href="#">Forward Faster Water Resilience</a>
海洋	<a href="#">Oceans and seas   UNEP</a> <a href="#">The Ocean Decade</a> <a href="#">The Ocean Action Hub</a> <a href="#">UN Global Compact   A framework for assessing and disclosing ocean practices</a>

	<a href="#">UNFCCC Ocean Breakthroughs</a>
森林・生物多様性・土地利用	<a href="#">Goal 15: Life on Land</a> <a href="#">Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework</a> <a href="#">Global Forest Goals and Targets of the UN Strategic Plan for Forests 2030</a> <a href="#">Biodiversity Risk Filter   WWF</a> <a href="#">Biodiversity Tools and Resources   International Union for Conservation of Nature (IUCN)</a> <a href="#">Think Lab on Biodiversity and Nature   UN Global Compact</a>
大気汚染	<a href="#">About Air   UNEP</a> <a href="#">Stockholm Convention on Persistent Organic Pollutants</a>
廃棄物（化学物質の漏出、固形廃棄物、有害廃棄物、プラスチックなど）	<a href="#">Plastic Pollution   UN Environment Programme (UNEP)</a> <a href="#">Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and their Disposal</a>
エネルギーと資源利用	<a href="#">UN Energy</a> <a href="#">Sustainable Energy for All (SEforALL)</a>

## 質問書セクション 5: 腐敗防止

腐敗防止とは、公正な競争を根底から損なう不正行為や詐欺的行為の積極的予防を指します。国連グローバル・コンパクトの原則 10 は「企業は、強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである」としています。

方針や手順を充実させることは、組織が腐敗リスクを特定、軽減し、事案が起きた場合には是正措置を講じることに役立ちます。質問書のこのセクションのねらいは、腐敗防止コンプライアンス・プログラム、研修・モニタリング実践、および疑いのある事案に取り組むための実践行動を評価することにあります。

設問	合理的根拠と計算に関する手引き	関連する報告基準	GC10 原則との関連	SDGs ターゲットとの関連
AC1: コンプライアンス・プログラム	<p>「効果的な腐敗行為防止プログラムは、企業の上級経営陣の強靱で明確な、目に見える支援とコミットメントに基づくものでなければならない。上級経営陣は、腐敗行為を容赦しないというゼロトレランス（非寛容）の姿勢を明確に打ち出し、そのコミットメントを行動に移す方針や手順で補強すべきである。こうしたコミットメントは、誠実性、透明性、説明責任等の基本的価値に立脚した文化を構築する上で重要な役割を果たす。</p> <p>上級経営陣の強靱で明確な、目に見える支援とコミットメントは、腐敗行為を容赦しないというゼロトレランスの公式声明において表現したうえで、腐敗防止プログラムによって裏づける必要がある。このようなプログラムは、詳細な方針と手順からなり、コミットメントを構造へと移すものとする。」</p> <p>出典: <a href="#">UNODC - An Anti-Corruption Ethics and Compliance Programme for Business: A Practical Guide</a> (英語)  <a href="#">事業のための腐敗行為防止の倫理とコンプライアンス・プログラム: 実務ガイド</a> (日本語)</p> <p>腐敗防止プログラムは、組織がリスクを予防、発見し、必要な場合に制裁を加えることに役立ちます。腐敗防止プログラムには、(1) 贈収賄、贈答品、接待と経費、寄付金とスポンサーシップ、政治献金、便宜供与に対する支払および利益相反の取り扱い方に関する詳細な手順、(2) 最高幹部の監督のもとにプログラムを考案、改善、監視および改善する管理職の任命、(3) 取引先に対する腐敗防止へのコミットメントの伝達、(4) 従業員の理解を確保するための通達と研修の実施、(5) 腐敗防止プログラム違反が起きた場合の適切な措置の確保、ならびに、(6) 内部監査を含め、腐敗防止プログラムの定期的な審査を実施し、監査報告書を最高幹部と取締役会に提出し、プログラム改善に必要な対策を取るためのモニタリングと継続的改善を含めることができます。</p> <p>出典: <a href="#">United Nations Global Compact: Transparency International</a> (英語)</p> <p>「はい」を選んだ企業は、自社の腐敗防止プログラムの性質について、補足情報の提供が必須です。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosure 3-3-c (2021) for the topic GRI 205 (2016)</a></p>	原則 10	16.4, 16.5, 16.6

AC1.1:プログラムの見直し年	<p>「監視と継続的な改善で、強みと弱みが特定されること、および、腐敗防止プログラムがリスクの変化に対応する上で常に実効的かつ最新のものであることを確保できます。」  出典:<a href="#">United Nations Global Compact; Transparency International</a> (英語)</p> <p>最近のプログラム見直しの年を入力します。</p>		原則 10	16.4, 16.5, 16.6
AC2:方針	<p>「企業が方針と手順を通じ、腐敗の様々な発現形態に対処することが重要です。企業は、ファシリテーション・ペイメント、贈答品関連の経費、歓待、旅行、接待、スポンサーシップなど、主要なリスク分野について方針を定めることができます。この方針には、特定された問題(ファシリテーション・ペイメント、寄付金など)の明確な定義を含めるとともに、リスク特定と軽減オプション実施のための包括的手順でこれを裏づけるべきです。」  出典:<a href="#">UNODC - An Anti-Corruption Ethics and Compliance Programme for Business: A Practical Guide</a>(英語)  <a href="#">事業のための腐敗行為防止の倫理とコンプライアンス・プログラム:実務ガイド</a>(日本語)</p> <p>従業員の行動に特化した方針は、企業がリスクを特定、管理し、負の影響を緩和するとともに、これら問題に取り組むための体系的プロセスを提供することにより、事案への対応策を開発することに役立ちます。このような方針は内部的なものとして策定されることもあるため、企業のウェブサイトやその他の一般向け情報発信経路に必ずしも掲載されません。それでも、企業は要請に応じ、これを共有または開示できるようにすべきです。</p> <p>方針のコミットメントがある企業は、リンクまたはこれを裏づける文書を提供します。そうでない場合は、補足情報を提供します。この項目が自社にとってマテリアルではあるものの、方針をまだ策定していない企業は「いいえ。方針などを策定する予定はありません。」を選択します。この項目が、近い将来に優先的に取り組むべきマテリアリティだと認識されている場合は、「いいえ。但し、2年以内に用意する計画です。」を選びます。この回答を選択したことで、必ずしも企業に対して方針の策定や実施を求めるものではありません。</p>		原則 10	16.4, 16.5, 16.6

AC3: 研修	<p>「汚職はステークホルダーの正当性と信頼を損なうものであり、資本の誤配分、環境への悪影響、人材の搾取、非倫理的で違法な行動と関連しています。汚職防止のためのトレーニングや、事業環境と文化の両方を改善するための取り組みへ投資することで、企業の汚職防止能力の向上が可能です。」  出典: <a href="#">WEF Common Metrics</a> (英語)  <a href="#">世界経済フォーラム:ステークホルダー資本主義の進捗の測定:持続可能な価値創造のための共通の指標と一貫した報告を目指して</a> (日本語)</p> <p>ここで「研修」とは、次のものを指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ あらゆる種類の職業訓練および教育</li> <li>■ 組織が従業員に提供する有給の教育休暇</li> <li>■ 外部研修・教育で、組織が費用の全額または一部を負担するもの</li> <li>■ 特定のテーマに関する研修</li> </ul> <p>出典: <a href="#">GRI Disclosure 404-1</a> (英語)  <a href="#">GRI 404: 研修と教育</a> (日本語)</p> <p>研修は、腐敗事案を予防し、組織内の不正行為を明らかにすることに資する効果的なツールとなり得ます。また、取引先やサプライチェーンでも腐敗防止措置を実施するための効果的なツールとなる可能性もあります。</p> <p>研修は体系的で検証可能な知識の移転とすべきです。通常は定期的な研修が異なるレベルで行われますが、「修了証」が発行されることも多くあります。場合によっては、昇進のためにこうした研修が必要となることもあります。情報発信その他のコミュニケーションも、場当たりのでなく、かつ、何らかの形で測定可能なインパクトが伴えば有効な研修手段となり得ます。</p> <p>この設問の趣旨は、誰が腐敗防止の研修を受けているのかを把握することです。「その他」を選んだ場合は、補足情報の提供が必須です。</p>	<a href="#">WEF Common Metrics;</a> <a href="#">GRI Disclosure 205-2 (2016)</a>	原則 10	16.4, 16.5, 16.6
AC3.1: 研修の頻度	<p>腐敗防止項目について一貫した研修を行えば、従業員や企業幹部が潜在的な事案に関する知識と意識を保ち、企業の方針に変化があった場合でも、これを常に把握することに役立ちます。</p>		原則 10	16.4, 16.5, 16.6



<p>AC4:コンプライアンスのモニタリング</p>	<p>「措置の有効性を追跡することは、方針およびプロセスが最適な形で実施されているかを知る上で必要である。それは、インパクトに効果的に対処しているかを知り、改善を継続して進めていくためにも欠かせない。」  出典:<a href="#">GRI Disclosure 3-3-e (2021) for the topic GRI 205 (2016)</a> (英語)  <a href="#">GRI 3: マテリアルな項目 2021</a> (日本語)</p> <p>「腐敗行為防止の方針と手順を包括的に精査するには、下記をはじめとする様々なソースから幅広い情報の投入が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ プログラムの全体的内容に関して広範な情報を提供するための、会社の経営陣による関係実務(内部統制を含む)の内部監視の結果</li> <li>■ 内外の監査の結果</li> <li>■ プログラムと方針に関する内外関係者からのフィードバック</li> <li>■ 従業員の力量、ビジネスパートナー、方針及びリスクの評価</li> <li>■ それぞれの産業における基準又は競合他社との比較</li> </ul> <p>こうした見直しは、取締役会又はそれに相当する機関の定めるところにより定期的を実施され、必要時(例えば、従業員もしくはビジネスパートナーによる不正行為が探知又は主張された場合)の臨時精査により補強されるべきである。」  出典:<a href="#">UNODC - An Anti-Corruption Ethics and Compliance Programme for Business: A Practical Guide</a> (英語)  <a href="#">事業のための腐敗行為防止の倫理とコンプライアンス・プログラム:実務ガイド</a> (日本語)</p> <p>「いいえ。腐敗防止のためのコンプライアンス・プログラムのモニタリングは行っていません。」または「はい。その他の仕組みを通じて行っています。」を選択した場合は、補足情報の提供が必須です。</p>	<p><a href="#">SDG Action Manager - SDG 16: Monitoring Ethics and Corruption; GRI Disclosure 3-3-e (2021) for the topic GRI 205 (2016)</a></p>	<p>原則 10</p>	<p>16.4, 16.5, 16.6</p>
----------------------------	--	--	--------------	-------------------------

<p>AC5: 腐敗事案</p>	<p>「この指標は、報告対象期間中に確認された立件された事案の件数を含む、腐敗事案の件数を指す。</p> <p>腐敗には贈収賄、ファシリテーション・ペイメント、詐欺、強要、共謀、マネーロンダリングのほか、不正、違法または背信にあたる行為の誘因としての贈答品、貸付、手数料、報酬その他の利益の授受などの実行が含まれる。また、着服、影響力に係る取引、権限濫用行為、不正蓄財、隠匿および司法妨害などの実行も含めることができる。」  出典: <a href="#">UNCTAD, ISAR D.2.1</a> (英語)</p> <p>「腐敗事案の脅威にさらされていない組織はありません。腐敗事案は、組織に大きな負の影響を及ぼしかねないため、このような事案をうまく処理し、その影響を軽減し、教訓を学び、プログラムに改善措置を適用できるよう、準備すべきです。具体的な悪影響としては、当局による訴追で、罰金その他のコストのリスクが生じること、評判に傷がつくこと、腐敗防止プログラムが根底から損なわれることが挙げられます。」  出典: <a href="#">United Nations Global Compact; Transparency International</a> (英語)</p> <p>「汚職の総数と性質は、企業の包括的な反汚職文化と能力の有効性を代弁するものです。企業の汚職は、ガバナンスが弱いところで蔓延する可能性があります。国民は、企業が倫理的な商習慣を守ることを期待しています。反汚職政策と実践を実施している企業は、SDG16.5 のビジョンである『あらゆる形態の汚職と贈収賄を大幅に削減する』ことに直接貢献し、自らの長期的な価値と長期的な社会的価値への貢献を保護しています。過去数年とは関係のない新たな汚職事件の数と割合を、過去数年に関連した事件と比較してモニタリングすることで、この効果の刑事的な変化についてのいくつかの洞察を得ることができます。これらの指標は、成果への嗜好性と、企業間および長期的な比較可能性を考慮して選択されました。報告組織は、ガイドラインとしてここに引用されている基準の実施方法を決定づけたり、制約したりする可能性のある現地の法律に注意を払う必要があります。」  出典: <a href="#">WEF Common Metrics</a> (英語)  <a href="#">世界経済フォーラム:ステークホルダー資本主義の進捗の測定:持続可能な価値創造のための共通の指標と一貫した報告を目指して</a> (日本語)</p> <p>「この指標を測定する際には、報告対象期間中に確認された腐敗事案を全て検討する必要がある。捜査中の腐敗事案はまだ含めるべきでない。確認済み事案を特定するには、行動規範や倫理機関、規制当局および裁判所が法に基づき事案に分類したものを参照する必要がある。」  出典: <a href="#">UNCTAD, ISAR Core Indicators</a> (英語)</p> <p>この指標を測定していない企業は「不明」を選びます。この指標が慎重を要する性質を持つことに鑑み、企業は「開示を望みません。」を選ぶこともできます。この情報を開示しないことを選択した旨は公表されません。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosure 205-3 (2016); WEF Common Metrics; UNCTAD, ISAR D.2.1</a></p>	<p>原則 10</p>	<p>16.4, 16.5, 16.6</p>
------------------	--	--	--------------	-------------------------

<p>AC6:腐敗の疑いのある事案に係る方策</p>	<p>「腐敗事案の脅威にさらされていない組織はありません。腐敗事案は、組織に大きな負の影響を及ぼしかねないため、このような事案をうまく処理し、その影響を軽減し、教訓を学び、プログラムに改善措置を適用できるよう、準備すべきです。具体的な悪影響としては、当局による訴追で、罰金その他のコストのリスクが生じること、評判に傷がつくこと、腐敗防止プログラムが根底から損なわれることが挙げられます。」 出典：<a href="#">United Nations Global Compact, Transparency International</a> (英語)</p> <p>腐敗のコンセプトには、多様な定義があります。その一つは「公人(任命か民選かを問わず)による、個人の金銭的その他の利益を得るための権力の積極的または消極的濫用」というものです。 出典：<a href="#">OECD Glossary</a> (英語)</p> <p>幅広い腐敗行為をカバーするものとしては「公私の立場を濫用して個人的利益を得ること」という定義も広く用いられています。「腐敗には贈収賄、ファシリテーション・ペイメント、詐欺、強要、共謀、マネーロンダリングのほか、不正、違法または背信にあたる行為の誘因としての贈答品、貸付、手数料、報酬その他の利益の授受などの実践が含まれる。」 出典：<a href="#">UNCTAD, ISAR Core Indicators</a> (英語)</p> <p>この質問の目的は、腐敗の可能性を調査するために設置されているプロセスを理解することです。例えば、確証の得られていない腐敗事案を誰かが報告した場合、企業としてその主張の正当性を調査するためにどのような手順を踏むでしょうか？ここでいう「疑いのある」事案とは、必ずしも確証は得られていないものの、さらなる行動を起こすだけの正当な根拠がある事案を指します。この指標を測定していない企業は、「不明」を選びます。この指標が慎重を要する性質を持つことに鑑み、企業は「開示を望みません。」を選ぶこともできます。この情報を開示しないことを選択した旨は公表されます。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosure 3-3-d (2021) for the topic GRI 205 (2016)</a>;</p> <p><a href="#">Reporting Guidance on the 10th Principle Against Anti-corruption – B3</a>;</p> <p><a href="#">UNCTAD, ISAR D.2.1</a></p>	<p>原則 10</p>	<p>16.4, 16.5, 16.6</p>
<p>AC6.1:腐敗の疑いのある事案に対処する理由</p>	<p>「腐敗行為防止当局は、腐敗行為が発生した経緯、腐敗行為が当初どのように隠蔽されたのか知ることができるという点で、会社の協力による恩恵を受け、今後の捜査に活かすことができる。民間部門の行為者もまた、犯罪収益の特定とその正当な所有者への返還において極めて重要な役割を果たすことができる立場にある。このように、民間部門と当局の協力関係は、腐敗行為とその悪影響と効果的に戦う上で役立っている。」</p> <p>出典：<a href="#">United Nations Office on Drugs and Crime, An Anti-Corruption Ethics and Compliance Programme for Business: A Practical Guide</a> (英語) 参考：<a href="#">事業のための腐敗行為防止の倫理とコンプライアンスプログラム:実務ガイド</a> (日本語) 日本弁護士連合会 国際刑事立法対策委員会 仮訳</p> <p>追加情報については、UNODC の <a href="#">A Resource Guide on State Measures for Strengthening Corporate Integrity</a> (英語) を参照ください。</p> <p>この質問は、腐敗の疑いのある事案を調査する理由について理解することを目的としています。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosure 3-3-d (2021) for the topic GRI 205 (2016)</a>;</p> <p><a href="#">Reporting Guidance on the 10th Principle Against Anti-corruption – B3</a>;</p> <p><a href="#">UNCTAD, ISAR D.2.1</a></p>	<p>原則 10</p>	<p>16.4, 16.5, 16.6</p>

<p>AC7: 腐敗防止のためのコレクティブ・アクション</p>	<p>「コレクティブ・アクションとは、ステークホルダー間の協調的かつ持続的な協力プロセスを指す。コレクティブ・アクションは、個別行動のインパクトと信頼性を高め、脆弱な個々の主体を同志の組織のアライアンスへと結束させ、競争者間に公平な条件を整備する。コレクティブ・アクションは、未整備の国内法や腐敗防止実践を補完するか、これを一時的に置換し、強化できる。」  出典: <a href="#">World Bank</a> (英語)</p> <p>コレクティブ・アクションは幅広い項目に適用できますが、コレクティブ・アクションが腐敗の防止または対策に役立ち得る一例として、サプライチェーン上での取り組みが挙げられます。「特に腐敗が蔓延している国では、サプライチェーンにおける腐敗リスクが高まります。顧客、主として多国籍企業は、腐敗対策へサプライチェーン(主にリソースの乏しい中小企業)のエンゲージメントを促す上で、鍵となります。複雑な生産バリューチェーンの一環として、全ての企業は取引先による腐敗行為と関連づけられる恐れがあるため、サプライヤーが腐敗で有罪判決を受けた結果、事業の閉鎖を余儀なくされたり、ブラックリストに載ったりした場合には、供給に混乱をきたすリスクに直面します。」  出典: <a href="#">United Nations Global Compact</a>; <a href="#">Transparency International</a> (英語)</p> <p>この設問に「はい。」と回答した場合は、そのコレクティブ・アクションのイニシアチブの性質について、補足情報の提供が求められます。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosure 3-3-d (2021) for the topic GRI 205 (2016)</a></p>	<p>原則 10</p>	<p>16.4, 16.5, 16.6</p>
<p>AC8: 実践行動</p>	<p>この自由記述式の設問では、実施されたその他の関連する活動や、設定された腐敗防止関連の目標、腐敗防止項目に取り組む上で直面した課題など、これまでの設問でカバーされていない状況や関連情報を追加で提供できます。</p>	<p><a href="#">GRI Disclosures 3-3-c and 3-3-d (2021) for the topic GRI 205 (2016)</a></p>	<p>原則 10</p>	<p>16.4, 16.5, 16.6</p>

## 腐敗防止に関する追加情報

項目	追加情報のタイトル
腐敗防止(全般)	<a href="#">Principle 10: Businesses should work against corruption in all its forms, including extortion and bribery</a> <a href="#">UN Convention Against Corruption</a> <a href="#">UNODC: An Anti-Corruption Ethics and Compliance Programme for Business: A Practical Guide</a> <a href="#">OECD: Anti-Corruption Ethics and Compliance Handbook for Business</a> <a href="#">RESIST Resisting Extortion and Solicitation in International Transactions</a>
コレクティブ・アクション	<a href="#">UN Global Compact: Uniting against Corruption: A Playbook on Anti-Corruption Collective Action</a> <a href="#">UN Global Compact: A Practical Guide for Collective Action Against Corruption</a> <a href="#">UN Global Compact: Taking Collective Action for Anti-Corruption</a>
リスク評価	<a href="#">UN Global Compact: A Guide for Anti-Corruption Risk Assessment</a>
サプライチェーン	<a href="#">UN Global Compact: Fighting Corruption in the Supply Chain: A Guide for Customers and Suppliers</a>
第10原則に関する実施と報告	<a href="#">Business Against Corruption – A Framework for Action</a> <a href="#">Reporting Guidance on the 10th Principle Against Corruption</a>

## 持続可能な開発目標 (SDGs) との対照表

17 の持続可能な開発目標 (SDGs) は、2015 年に国連加盟国によって採択された [持続可能な開発のための 2030 アジェンダ](#) の要です。企業は国連グローバル・コンパクト 10 原則を実践に向け行動することにより、SDGs の達成にも貢献します。

下表は、CoP の設問で SDGs のどのターゲットが取り扱われているかについて、詳しい関係を示したものです。

持続可能な開発目標 (SDGs)	SDG ターゲット	関連する CoP オンライン質問書の設問
目標 1: あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	1.1	HR1, HR2, HR2.1, HR3, HR4, HR5, HR6, HR7, HR8
	1.2	HR2, HR2.1, L1, L1.1, L2, L3, L4, L5, L7, L8, L10, L11, L12
	1.3	HR2, HR2.1, L1, L1.1, L2, L3, L4, L5
	1.4	HR1, HR2, HR2.1, HR3, HR4, HR5, HR6, HR7, HR8, L1, L1.1, L2, L3, L4, L5, L7, L8, L9, L10, L11, L12
	1.5	HR1, HR2, HR2.1, HR3, HR4, HR5, HR6, HR7, HR8, L1, L1.1, L2, L3, L4, L5, E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E6, E6.1, E7, E8, E9, E10, E20
	1.a	HR1, HR2, HR2.1, HR3, HR4, HR5, HR6, HR7, HR8
	1.b	HR1, HR2, HR2.1, HR3, HR4, HR5, HR6, HR7, HR8
目標 2: 飢餓に終止符を打ち、食糧の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	2.1	HR1, HR2, HR2.1, HR3, HR4, HR5, HR6, HR7, HR8, E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E10, E11, E12, E13, E14, E15, E20
	2.2	
	2.3	HR1, HR2, HR2.1, HR3, HR4, HR5, HR6, HR7, HR8, E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E10, E11, E12, E13, E14, E15, E20
	2.4	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E6, E6.1, E7, E8, E9, E10, E20
	2.5	HR1, HR2, HR2.1, HR3, HR4, HR5, HR6, HR7, HR8
	2.a	HR1, HR2, HR2.1, HR3, HR4, HR5, HR6, HR7, HR8
	2.b	



持続可能な開発目標 (SDGs)	SDG ターゲット	関連の CoP 設問
	2.c	HR1, HR2, HR2.1, HR3, HR4, HR5, HR6, HR7, HR8
目標 3:あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	3.1	L1, L1.1, L2, L3, L4, L5, L6, L8, L19, L10, L11, L12
	3.2	L1, L1.1, L2, L3, L4, L5, L8, L9, L10, L11, L12, L13, E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E16, E20
	3.3	L1, L1.1, L1.2, L2, L3, L4, L5, L7, L8, L9, L10, L11, L12
	3.4	L1, L1.1, L1.2, L2, L3, L4, L5, L7, L8, L9, L10, L11, L12, E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E16, E20
	3.5	
	3.6	
	3.7	L1, L1.1, L1.2, L2, L3, L4, L5, L6, L7, L8, L9, L10, L11, L12
	3.8	L1, L1.1, L2, L3, L4, L5, L7, L8, L9, L10, L11, L12, E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E16, E20
	3.9	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E9, E10, E16, E17, E18, E19, E20
	3.a	
	3.b	
	3.c	
	3.d	
目標 4:すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	4.1	HR1, HR2, HR2.1, HR3, HR4, HR5, HR6, HR7, HR8, L1, L1.1, L2, L3, L4, L5, L11, L12
	4.2	L1, L2, L3, L4, L5, L11, L12
	4.3	L1, L2, L3, L4, L5, L8, L9, L11, L12
	4.4	HR1, HR2, HR2.1, HR3, HR4, HR5, HR6, HR7, HR8
	4.5	HR1, HR2, HR2.1, HR3, HR4, HR5, HR6, HR7, HR8

持続可能な開発目標 (SDGs)	SDG ターゲット	関連の CoP 設問
	4.6	
	4.7	HR1, HR2, HR2.1, HR3, HR4, HR5, HR6, HR7, HR8
	4.a	
	4.b	
	4.c	
目標 5: ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	5.1	HR1, HR2, HR2.1, HR3, HR4, HR5, HR6, HR7, HR8, L1, L1.1, L1.2, L2, L3, L4, L5, L7, L8, L9, L11, L12
	5.2	HR1, HR2, HR2.1, HR3, HR4, HR5, HR6, HR7, HR8, G3, G4, G5, G6, G6.1, G7, G7.1, G8, G8.1, G9
	5.3	HR1, HR2, HR2.1, HR3, HR4, HR5, HR6, HR7, HR8, L1, L1.1, L2, L3, L4, L5, L8, L9, L11, L12
	5.4	L9
	5.5	L1, L1.1, L2, L3, L4, L5, L6, L7, L8, L9, L11, L12, G3, G4, G5, G6, G6.1, G7, G7.1, G8, G8.1, G9, G11
	5.6	HR1, HR2, HR2.1, HR3, HR4, HR5, HR6, HR7, HR8
	5.a	
	5.b	
	5.c	
目標 6: すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	6.1	HR1, HR2, HR2.1, HR3, HR4, HR5, HR6, HR7, HR8, E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E11, E12, E22
	6.2	HR1, HR2, HR2.1, HR3, HR4, HR5, HR6, HR7, HR8
	6.3	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E11, E12, E16, E17, E18, E19, E20, 21, and E22
	6.4	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E11, E12, E22
	6.5	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E10, E11, E12, E22

持続可能な開発目標 (SDGs)	SDG ターゲット	関連の CoP 設問
	6.6	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E11, E12, E13, E14, E15, E22
	6.a	
	6.b	
目標 7: すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	7.1	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E9, E10, E20
	7.2	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E9, E10, E21
	7.3	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E9, E10, E22
	7.a	
	7.b	
目標 8: すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する	8.1	G1, G2, G3, G4, G5, G6, G6.1, G7, G7.1, G8, G8.1, G12
	8.2	
	8.3	G1, G2, G3, G4, G5, G6, G6.1, G7, G7.1, G8, G8.1, G13, L1, L1.1, L1.2, L2, L3, L4, L5
	8.4	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E9, E10, E20
	8.5	G1, G2, G3, G4, G5, G6, G6.1, G7, G7.1, G8, G8.1, G9, G12, G13, L1, L1.1, L2, L3, L4, L5, L6, L7, L8, L9, L12
	8.6	L1, L1.1, L2, L3, L4, L5, L11, L12
	8.7	HR1, HR2, HR2.1, HR3, HR4, HR5, HR6, HR7, HR8, L1, L1.1, L1.2, L2, L3, L4, L5, L11, L12, G1, G2, G3, G4, G5, G6, G6.1, G7, G7.1, G8, G8.1, G11, G12
	8.8	HR1, HR2, HR2.1, HR3, HR4, HR5, HR6, HR7, HR8, L1, L1.1, L2, L3, L4, L5, L11, L12, G1, G2, G3, G4, G5, G6, G6.1, G7, G7.1, G8, G8.1, G11, G12
	8.9	
	8.a	
	8.b	

持続可能な開発目標 (SDGs)	SDG ターゲット	関連の CoP 設問
	8.b	
目標 9: レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る	9.1	HR1, HR2, HR2.1, HR3, HR4, HR5, HR6, HR7, HR8
	9.2	L1, L1.1, L2, L3, L4, L5, L11, L12
	9.3	
	9.4	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E9, E10, E11, E12, E20
	9.5	E10
	9.a	
	9.b	
	9.c	
目標 10: 国内および国家間の不平等を是正する	10.1	L1, L1.1, L2, L3, L4, L5, L11, L12
	10.2	HR1, HR2, HR2.1, HR3, HR4, HR5, HR6, HR7, HR8, L1, L1.1, L2, L3, L4, L5, L11, L12
	10.3	HR1, HR2, HR2.1, HR3, HR4, HR5, HR6, HR7, HR8, L1, L1.1, L2, L3, L4, L5, L11, L12
	10.4	L1, L1.1, L2, L3, L4, L5, L11, L12
	10.5	
	10.6	
	10.7	HR1, HR2, HR2.1, HR3, HR4, HR5, HR6, HR7, HR8
	10.a	
	10.b	
	10.c	

持続可能な開発目標 (SDGs)	SDG ターゲット	関連の CoP 設問
目標 11: 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする	11.1	HR1, HR2, HR2.1, HR3, HR4, HR5, HR6, HR7, HR8
	11.2	
	11.3	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E6, E6.1, E7, E8, E9, E10, E11, E12, E20
	11.4	
	11.5	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E9, E10, E11, E12, E20
	11.6	
	11.7	
	11.a	
	11.b	
	11.c	
目標 12: 持続可能な消費と生産のパターンを確保する	12.1	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E9, E10, E11, E12, E20
	12.2	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E9, E10, E11, E12, E13, E14, E15, E16, E18, E19, E20
	12.3	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E10, E18, E20
	12.4	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E6, E6.1, E7, E8, E9, E10, E11, E12, E13, E14, E15, E16, E17, E18, E19, E20, E21 and E22
	12.5	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E17, E18, E19, E20, E21 and E22
	12.6	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E20
	12.7	
	12.8	
	12.a	
	12.b	

持続可能な開発目標 (SDGs)	SDG ターゲット	関連の CoP 設問
	12.c	
目標 13: 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	13.1	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E6, E6.1, E7, E8, E22
	13.2	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E6, E6.1, E7, E8, E22
	13.3	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E6, E6.1, E7, E8, E22
	13.a	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E6, E6.1, E7, E8, E22
	13.b	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E6, E6.1, E7, E8, E22
目標 14: 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する	14.1	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E10, E13, E14, E15, E17, E18, E19, E20, E21 and E22
	14.2	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E10, E13, E14, E15, E16, E18, E19, E20, E21 and E22
	14.3	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E6, E6.1, E7, E8, E20
	14.4	
	14.5	
	14.6	
	14.7	
	14.a	
	14.b	
	14.c	
目標 15: 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る	15.1	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E13, E14, E15, E16, E18, E19, E20, E21 and E22
	15.2	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E14, E15, E16, E17, E18, E19, E20, E21 and E22
	15.3	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E10, E13, E14, E15, E17, E18, E19, E20, E21 and E22



持続可能な開発目標 (SDGs)	SDG ターゲット	関連の CoP 設問
	15.4	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E10, E13, E14, E15, E17, E18, E19, E20, E21 and E22
	15.5	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E10, E13, E14, E15, E17, E18, E19, E20, E21 and E22
	15.6	
	15.7	
	15.8	
	15.9	
	15.a	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E10, E13, E14, E15, E16, E18, E19, E20, E21
	15.b	E1, E1.1, E2, E3, E4, E4.1, E4.2, E5, E10, E13, E14, E15, E16, E18, E19, E21, E22
	15.c	
目標 16: 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する	16.1	G6, G6.1, G7, G7.1, G8, G8.1, G9, HR1, HR2, HR2.1, HR3, HR4, HR5, HR6, HR7, HR8, L1, L2, L3, L5
	16.2	G6, G6.1, G7, G7.1, G8, G8.1, G9, HR1, HR2, HR2.1, HR3, HR4, HR5, HR6, HR7, HR8, L1, L5
	16.3	G6, G6.1, G7, G7.1, G8, G8.1, G9, HR3, HR5, HR7, L3
	16.4	G6, G6.1, G7, G7.1, G8, G8.1, AC.1, AC1.1, AC2, AC3, AC4, AC5, AC6, AC7, AC8
	16.5	G2, G6, G6.1, G7, G7.1, G8, G8.1, G10, AC.1, AC1.1, AC2, AC3, AC4, AC5, AC6, AC7, AC8
	16.6	G1, G2, G3, G4, G5, G6, G6.1, G7, G7.1, G8, G8.1, G9, G10, G12, G13, E1, E1.1, E2, L1, L2, L3, L5, HR7, AC.1, AC1.1, AC2, AC3, AC4, AC5, AC6, AC7, AC8
	16.7	G1, G2, G3, G4, G5, G8, G8.1, G11, HR8, E2, L1, L1.2, L2, L7, L8,

持続可能な開発目標 (SDGs)	SDG ターゲット	関連の CoP 設問
	16.8	G1, G2, G3, G4, G5, G6, G6.1, G7, G7.1, G8, G8.1, G9, G10, L3, E1, E1.1, E3, AC7, AC8
	16.9	HR1, HR2, HR2.1, HR3
	16.1	G6, G6.1, G7, G7.1, G8, G8.1, G9, HR1, HR2, HR2.1, HR3, HR4, HR5, HR6, HR7, HR8, E2, L1.2, L6
	16.a	
	16.b	
目標 17: 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化 する	17.1-17.19	

## CoP データ準備チェックリスト

このチェックリストは、CoP のオンライン質問書入力に必要な情報を取りまとめたものです。このリストを参照し、事前に必要なデータをまとめておけば、より簡単・効率的に CoP に回答出来るでしょう。

情報の種類	CoPオンライン質問書の内容
公表されたコミットメント	CEOと企業によるサステナビリティ対策の誓約
方針	全項目(人権、労働、環境、腐敗防止)をカバーする既存方針によるコミットメント
ターゲット	それぞれの項目にはどのような既存のターゲットがあるか ターゲットの設定と見直しは、どれだけの頻度で行われているか ターゲットを設定または見直しするのは誰か ターゲット達成に向けた進捗状況は、どのように追跡しているか
リスク評価プロセス	リスクの特定と優先付けのプロセス(デュー・ディリジェンス・プロセス、リスク評価プロセス、監査プロセスなど) 影響を受けるステークホルダーは関連の項目について参画しているか。また、どのように参画しているか 各項目に関する他社や政府、関連ステークホルダーとの協調的活動 リスクの防止と軽減に向けた進捗状況を追跡するためのメカニズム 救済が行われた事例
能力構築活動	研修で取り扱われる項目 研修の対象者(一部従業員、全従業員、サプライヤーなど) 研修のペース(年1回、年2回)
役割と体制	各項目の担当者・担当チームのポジション 各項目に取り組むための正式な体制
環境	スコープ1、スコープ2、スコープ3の温室効果ガス排出量 気候変動適応活動に関する情報 収益のうち、低炭素商品・サービスの研究開発に投資されたものと、低炭素商品・サービスに起因するものの割合(%) 再生可能エネルギーの消費量 取水と水消費の指標: 水ストレスが強い地域における商品の(用)水原単位 生物多様性の保全の鍵となる地域、またはそれらの近隣地域において所有、貸借または管理する敷地の数と面積(ヘクタール) 報告対象期間中に転用された自然生態系の面積(ヘクタール) 生態系回復プロジェクトに関する情報 大気汚染物質排出量(NO <sub>x</sub> 、SO <sub>x</sub> 、揮発性有機化合物(VOCなど)) 有害廃棄物の割合(%)を含む廃棄物排出重量 使い捨てプラスチック消費量

注 1: 追加的環境項目設問は企業にとってマテリアルである場合に回答します。

注 2: 該当する指標が測定されていないか、自社にとってマテリアルではない場合には、「不明」または「該当せず」を選ぶことができます。

## 用語集（GCNJ事務局仮訳）

用語	定義
介入行為 (Acts of interference)	<p>「介入」とは、労働者団体を使用者または使用者団体の支配の下に置くため、使用者もしくは使用者団体に支配される労働者団体の設立を促進し、または労働者団体に経理上の援助その他の援助を与える行為を指す。団結権および団体交渉権に関するILO第98号条約には、反組合的な差別待遇と介入からの保護が盛り込まれている。使用者の介入からの保護は、採用から離職に至るまで、雇用関係の全段階を対象とする。</p> <p>出典：<a href="#">International Labour Organization (ILO) Convention No. 98</a> (英語)  <a href="#">1949年の団結権及び団体交渉権条約(第98号)</a> (日本語)</p>
臨時精査 (Ad hoc basis review)	<p>日常的または定期的評価以外に、通常は具体的なプロセスまたは新たに生じた懸念を評価する目的で行われる企業の(腐敗防止)コンプライアンス・プログラムの評価。</p> <p>出典：<a href="#">UNODC</a></p>
影響を受けるステークホルダー (Affected stakeholders)	<p>「影響を受けるステークホルダー」とは、その項目において企業の行動や判断により(負の)インパクトを受ける可能性がある集団または個人を指す。「影響を受けるステークホルダー」には、内部ステークホルダー(例えば被雇用者と契約労働者)および外部ステークホルダー(例えばサプライチェーンの労働者、コミュニティ、消費者、製品のエンドユーザー)が含まれる。</p> <p>出典：<a href="#">UN Guiding Principles Reporting Framework</a> (英語)  <a href="#">国連指導原則 報告フレームワーク実施要領</a> (日本語)</p> <p>バリューチェーン全体を通じて、企業の活動および、その直接的・間接的な取引関係により、プラスまたはマイナスの影響を受ける、または受ける可能性のある個人またはグループ。</p> <p>出典：<a href="#">EFRAG, Draft ESRS- Appendix VI. Acronyms and glossary of terms</a> (英語)</p>
大気汚染 (Air pollution)	<p>汚染物質が適切に拡散されず、かつ、人間の健康または福祉に影響を与えるか、その他の環境への悪影響を及ぼす形で大気中に存在すること。</p> <p>出典：<a href="#">OECD</a></p>
自動で人の手を介さないモニタリング (Automated controls monitoring)	<p>さまざまなプロセス、文書作成、その他の要件など、企業のコンプライアンス・プログラムを監視するコンピュータ・ベースのモニタリング・システム。これによって、コンプライアンス違反の早期の検知と是正が可能になる。</p> <p>出典：<a href="#">UNODC</a></p>
生物多様性 (Biodiversity)	<p>「生物の多様性(Biological diversity)」とは、すべての生物(陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息または生育の場のいかなるもの)の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性および生態系の多様性を含む。</p> <p>出典：<a href="#">Convention on Biological Diversity (CBD)</a> (英語)  <a href="#">生物多様性条約</a> (日本語)</p>
商取引関係 (Business relationships)	<p>ビジネスパートナー、自社バリューチェーン内にある事業体、国有または国有以外の機関を含め、企業の事業運営、製品またはサービスに直接関連づけられる関係、バリューチェーン内の間接的関係、ならびに／または、ジョイントベンチャーにおける少数株および過半数株所有。企業がその事業目的達成との関連で、何らかの形態の直接的かつ正式な関係を有する事業体。この中には契約関係その他が含まれる。具体例としては、ジョイントベンチャーのパートナー、ベンダー、フランチャイズ加盟店または実施権者、企業顧客、クライアント、政府、サプライヤー、請負業者およびコンサルタントが挙げられる。</p> <p>出典：<a href="#">Glossary: UN Guiding Principles Reporting Framework ungreporting.org</a> (英語)  <a href="#">国連指導原則 報告フレームワーク実施要領:用語集</a> (日本語)</p>

<p>化学物質の漏出 (Chemical spill)</p>	<p>人の健康、土壌、植生、水塊および地下水に影響を及ぼしかねない有害物質の偶発的流出。  出典: <a href="#">Sustainability Reporting Guidelines - GRI</a> (英語)  <a href="#">サステナビリティ・レポート・ガイドライン</a> (日本語)</p>
<p>児童労働 (Child labour)</p>	<p>「児童労働」という語は、子どもからその幼年期、潜在的な可能性および尊厳を奪い、かつ、身体的・精神的発達に害悪を及ぼす労働と定義されることが多い。具体的には、子どもにとって精神的、身体的、社会的または道徳的に危険または有害であり、かつ／または、通学の機会を奪ったり、退学を余儀なくさせたり、通学を過度に長時間の重労働と両立させるよう要求したりすることにより、就学を阻害する労働を指す。  出典: <a href="#">International Labour Organization</a> (英語)  <a href="#">ILO 駐日事務所</a> (日本語)</p>
<p>気候変動適応 (Climate adaptation)</p>	<p>「気候変動適応」とは、現実のまたは予測される気候変動とその効果または影響に応じた生態系、社会システムまたは経済システムの調整を指す。具体的には、潜在的な被害を緩和するか、気候変動に関連する機会を活用するためのプロセス、実践および構造の変革をいう。  出典: <a href="#">United Nations Climate Change</a> (英語)</p>
<p>二酸化炭素換算 (CO<sub>2</sub>e)</p>	<p>温室効果ガス (GHG) 排出量の正規化指標で「所定の期間内に GHG または複数の GHG の混合物の排出量と同じだけの放射強制力の積算値または基本変化を生じさせる二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 排出量」として報告されるものを指す。このような換算排出量を計算し、適切な期間を選ぶ方法は数多くある。最も典型的な場合、二酸化炭素換算排出量は、ある GHG の排出量にその 100 年間にわたる地球温暖化係数 (GWP) を乗じることにより算出される。複数の GHG が排出される場合、この値は各 GHG の二酸化炭素換算排出量の和として算出される。二酸化炭素換算排出量は、異なる GHG の排出量を比較する共通の尺度であるが、これに対応する気候変動対策が同等のものとなることを意味しない。原則的に、二酸化炭素換算排出量とその結果としての二酸化炭素換算濃度との間には関係はない。  出典: <a href="#">IPCC</a> (英語)</p>
<p>行動規範 (Code of conduct)</p>	<p>企業の「行動規範」とは、全従業員と自社の代理を務める第三者が従わねばならない原則と基準の概要を示した方針を指す。行動規範は、企業のミッションと価値観を審査し、こうした理想を職務上の行動基準に結びつける役割を果たす。行動規範が業績のベンチマークとなっている職場も多い。  出典: <a href="#">GAN Integrity</a> (英語)</p>
<p>コレクティブ・アクション (Collective action)</p>	<p>合意されたプロセスの中で、人々および／または機関の集団が共通の目標を目指して行う協調的な取り組み。  出典: <a href="#">Pacific Institute and Shift</a> (「腐敗防止のためのコレクティブ・アクション」も参照) (英語)</p>

<p>腐敗防止のためのコレクティブ・アクション (Collective action against corruption)</p>	<p>「コレクティブ・アクション」とは、ステークホルダー間の協調的かつ持続的な協力プロセスを指す。コレクティブ・アクションは、個別行動のインパクトと信頼性を高め、脆弱な個々の主体を同志の組織のアライアンスへと結束させ、競争者間に公平な条件を整備する。コレクティブ・アクションは、未整備の国内法や腐敗防止実践を補完するか、これを一時的に置換し、強化できる。コレクティブ・アクションには通常、企業や市民社会、政府を含め、多様なステークホルダーが関与する。主なコレクティブ・アクションの類型は、腐敗防止宣言、原則に基づくイニシアチブ、誠実協定、およびビジネス連合認証の4つである。</p> <p>出典: <a href="#">World Bank Institute</a> (英語)</p>
<p>団体交渉 (Collective bargaining)</p>	<p>「一人または複数の雇用者もしくは雇用者組織を一方とし、一人または複数の労働者から成る組織(例:労働組合)を他方として、労働条件および雇用条件の決定や雇用者と労働者との関係の調整のために行われるすべての交渉」</p> <p>注1: 団体協約は企業のレベルでも、それが慣行となっている国では産業のレベルでも、また、その両方のレベルでも締結できる。 注2: 団体協約は、特定の業務を遂行しているか、特定の場所で働いている労働者など、特定の労働者集団を対象とすることもある。 注3: この定義は、国際労働機関(ILO)第154号条約、すなわち1981年の「団体交渉条約」に基づくものである。</p> <p>出典: <a href="#">GRI Standards Glossary</a> (英語) <a href="#">GRIスタンダード用語集</a> (日本語)</p>
<p>請負業者 (Contractor)</p>	<p>請負業者は、コア請負業者とノンコア請負業者に分かれる。コア請負業者とは、企業に労働者を提供する人材紹介会社や派遣会社などの第三者を指す。この場合の労働者は、ユーザー企業の直接雇用従業員ではないが、ユーザー企業に監督されながら、ユーザー企業のコアビジネスに他の雇用形態を通して従事する従業員または労働者同一の、またはこれに準じる職務・役割を果たす。例としては、メーカーの生産ラインで働く労働者や、介護施設でケアを提供する労働者が挙げられる。ノンコア請負業者とは、企業に役務を提供する第三者の請負業者またはサービス業者を指す。この場合の労働者は、ノンコア請負業者の監督下で、清掃、配膳または警備サービスなど、ユーザー企業のコアビジネスではない役務を提供する。</p> <p>出典: <a href="#">UN Global Compact, Forward Faster Living Wage Action Guide</a> (英語) <a href="#">Moving Living Wage Forward Faster Guide-JP 和訳版</a> (日本語)</p>
<p>団体交渉協約 (Collective bargaining agreement)</p>	<p>使用者と従業員を代表する組合との間の法的な契約書。団体交渉協約は業種レベル、国レベル、地域レベル、企業レベルまたは職場レベルで締結できる。</p> <p>出典: <a href="#">SAM - CSA companion</a> (英語)</p>
<p>腐敗 (Corruption)</p>	<p>個人や組織に扇動されて行う「委任された権限を個人の利益のために濫用すること。」</p> <p>出典: Transparency International - Business Principles for Countering Bribery</p> <p>腐敗には、贈収賄、便宜供与、詐欺、強要、共謀、マネーロンダリングなどの行為が含まれる。そして贈答物、貸付金、手数料、謝礼その他便宜の授受(個人が供与または受領するもの)で、企業の事業活動における不正、違法または背信行為を誘発するものも含む。対象物には現金のほか、無償提供の物品、贈答品、旅行、特別な個人的サービスなど不適切な便宜を受けるために提供されるもの、当該便宜を受けることで道義的なプレッシャーが生じるようなものも含まれる。</p> <p>出典: <a href="#">GRI Standards Glossary</a> (英語) <a href="#">GRIスタンダード用語集</a> (日本語)</p>
<p>ディーセント・ワーク (Decent work)</p>	<p>ディーセント・ワークは、人々が職業人生で希求するものを体現する概念である。そこには、生産的であるとともに、公正な賃金、職場での安全、家族に対する社会的保護、自己啓発と社会的統合の見通しの改善、人々が懸念を表明し、団結し、自身の生活と影響する決定に参加する自由、および、全ての男女の機会と処遇の平等を実現する労働の機会が絡んでくる。</p> <p>出典: <a href="#">International Labour Organization</a> (英語) <a href="#">ILO 駐日事務所</a> (日本語)</p>



デジタル保護・プライバシー・リスク (Digital security/privacy risk)	<p>プライバシーおよびその他の人権に負の影響を及ぼすような形で、顧客または利用者に関するデータをオンラインで収集、保管またはマネタイズすること。</p> <p>出典: <a href="#">Shift</a> (英語)</p>
デュー・ディリジェンス (Due diligence)	<p>顕在化している、あるいは潜在的なマイナスのインパクト について、組織がこれを識別、防止、軽減 し、対処に責任を負うプロセスを指す。</p> <p>出典: <a href="#">GRI Standards Glossary</a> (英語) <a href="#">GRI スタンダード用語集</a> (日本語)</p>
生態系回復 (Ecosystem restoration)	<p>景観、湖沼および海洋などの生態系の劣化を逆転させ、その生態学的機能性を復旧するプロセス。すなわち、生態系が社会のニーズを充足できる生産性と能力を改善すること。これは、乱開発された生態系が自然再生できるようにするか、樹木その他の植物を植えることにより達成できる。</p> <p>出典: <a href="#">International Union for Conservation of Nature (IUCN)</a> (英語)</p>
従業員 (Employee)	<p>国内法または慣行により組織と雇用関係にある個人。請負業者やベンダー、外部コンサルタントは含まない。</p> <p>出典: <a href="#">GRI Standards Glossary</a> (英語) <a href="#">GRI スタンダード用語集</a> (日本語)</p>
従業員カテゴリー (Employee category)	<p>国連グローバル・コンパクトの Forward Faster イニシアチブでは、従業員のカテゴリーを次のように定義している: トップマネジメント(正式には最高経営責任者 (CEO) に直接報告)、上級管理職(正式にはトップマネジメントに直接報告)、中間管理職(正式には上級管理職に直接報告)、若手 / 新入社員(正式には中間管理職に直接報告)、業務部門(上記のいずれのカテゴリーにも含まれない)。</p> <p>出典: <a href="#">UN Global Compact</a> (英語)</p>
エネルギー消費量 (Energy consumption)	<p>「組織内の総エネルギー消費量は、再生不能燃料消費量 + 再生可能燃料消費量 + 消費目的で購入した電力、暖房、冷房および蒸気 + 自家生産の電力、暖房、冷房および上記のうち消費されていないもの - 売却された電力、暖房、冷房および蒸気として算出される。(この総消費量は、指標算出の際の分母となる。)再生可能エネルギーの計算に関し、ISAR はジュール単位の報告を推奨している。」</p> <p>出典: <a href="#">UNCTAD, ISAR</a> (英語)</p>
外部監査・審査 (External audit/review)	<p>独立の機関または個人が、特定の事案について、適切かつ効果的な取り扱いが行われているかどうかを判定するために、当該事案の包括的な審査と検証を委託される正式なプロセス。審査の結果、処罰や是正措置の提言が出されることもある。</p> <p>出典: <a href="#">UNODC</a> (英語)</p>

<p>外部の独立したモニタリング (External independent monitoring)</p>	<p>企業または規制当局により、当該企業の腐敗防止コンプライアンス・プログラムの効率と効果を評価することを委託された外部の独立した個人または組織。 出典: <a href="#">UNODC</a> (英語)</p>
<p>外部のプログラム (External programmes)</p>	<p>科学に基づく目標設定イニシアチブ (SBTi) など、マルチステークホルダー型イニシアチブによる方法論やガイダンスを通じて正式に設定されたターゲット、または、第三者 (国連、政府、NGO、ビジネス団体など) によって特定または設定された一定の課題に関するその他のターゲット。 出典: <a href="#">UN Global Compact</a> (英語)</p>
<p>ティア 1 (First tier)</p>	<p>バイヤーと直接の契約関係にあるベンダー。多くは中小企業であるサプライチェーン下位の下請サービス業者とサプライヤーを含まない。 出典: <a href="#">ILO: Getting Beyond Tier 1: Using a systems approach to improve working conditions in global supply chains</a> (英語)</p>
<p>強制労働 (Forced labour)</p>	<p>ある者が処罰の脅威の下に強要され、かつ、同人が自ら任意に申し出ていない一切の労務。 出典: <a href="#">ILO Forced Labour Convention, 1930 (No. 29)</a> (英語) <a href="#">1930年の強制労働条約(第29号)</a> (日本語)</p>
<p>結社の自由 (Freedom of association)</p>	<p>雇用主および労働者が、国家その他の団体による事前認可や介入を受けることなく組織を形成する権利、組織に参加する権利、組織を運営する権利。 出典: <a href="#">GRI_Standards_Glossary</a> (英語) <a href="#">GRIスタンダード用語集</a> (日本語)</p>
<p>苦情処理メカニズム (Grievance mechanism)</p>	<p>苦情とは、個人または集団の権利感覚を呼び起こすような不正に対する懸念で、法律、契約、明示的または黙示的な約束、慣習、あるいは害を被った地域社会の一般的な公平性の観念を基礎とすることがある。苦情処理メカニズムとは、苦情を申し立て、救済を求めることができる手続きとして定着したプロセスを指す。 出典: <a href="#">GRI Standards Glossary</a> (英語) <a href="#">GRIスタンダード用語集</a> (日本語)</p>

有害大気汚染物質 (HAP)	<p>有害大気汚染物質 (hazardous air pollutants) は、toxic air pollutants または air toxics と呼ばれることもあり、がんのほか、生殖毒性や出生異常などの深刻な健康への影響、または環境への悪影響を及ぼすことが知られているか、疑われている。</p> <p>有害大気汚染物質の例としては、ガソリンに含有されるベンゼン、一部のドライクリーニング施設から排出されるペルクロロエチレン、多くの業界で溶剤やペンキ除去剤として用いられる塩化メチレンが挙げられる。その他、ダイオキシン、アスベスト、トルエンに加え、カドミウムや水銀、クロム、鉛化合物などの金属も有害大気汚染物質に含まれる。</p> <p>出典: <a href="#">United States Environmental Protection Agency</a> (英語)</p>
有害物質 (Hazardous materials)	<p>1) 人や財産、動植物またはその他の天然資源に害悪を及ぼす恐れのある物理的または化学的因子。 2) 人の健康および/または環境にとって脅威となる物質。典型的な有害物質としては、毒性物質、腐食性物質、発火性物質、爆発性物質、化学反応性物質が挙げられる。</p> <p>出典: <a href="#">GEMET: InforMEA - Information on Multilateral Environmental Agreements</a> (英語)</p>
有害廃棄物 (Hazardous waste)	<p>廃棄物は、有害特性のリストを定めている <a href="#">Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and their Disposal (Basel Convention)</a> に応じて分類できる。</p> <p>出典: <a href="#">UNCTAD, ISAR</a> (英語)</p>
最高ガバナンス機関 (Highest governance body)	<p>組織内の最高権限を有する個人から成る正式な集団。 注: 二層構成のガバナンスシステムの場合、両層とも最高ガバナンス機関の定義に含まれる。</p> <p>出典: <a href="#">GRI Standards Glossary</a> (英語) <a href="#">GRI スタンダード用語集</a> (日本語)</p>
人権 (Human rights)	<p>「人権とは、私たちが人間として存在するというそれだけの理由で持っている権利であり、いかなる国家からも与えられるものではない。これら普遍的権利は、国籍や性別、国民的または民族的出身、皮膚の色、宗教、言語その他いかなる地位とも関係なく、私たちに生来備わっているものである。その内容は、最も基本的な生存権から、食料や教育、労働、健康、自由を得る権利など、人生を生きるに値するものにする権利に至るまで、多岐にわたる。」</p> <p>出典: <a href="#">OHCHR   What are Human Rights</a> (英語)</p>
インパクト (Impact)	<p>組織が経済、環境、ならびに人権を含む人々に及ぼすまたは及ぼすことがありうる影響。また、持続可能な発展に対する組織の(プラスまたはマイナスの)寄与。インパクトには、顕在化したもの・潜在的なもの、プラス・マイナス、短期・長期、意図的・非意図的、可逆的・不可逆的なものがある</p> <p>出典: <a href="#">GRI Standards Glossary</a> (英語) <a href="#">GRI スタンダード用語集</a> (日本語)</p>
腐敗事案発生数 (Incidence of corruption)	<p>報告期間中に確認された腐敗事案の総数として測定されるもの。</p> <p>出典: <a href="#">UNCTAD, ISAR</a> (英語)</p>

社外取締役 (Independent board member)	<p>外部からの影響や利益相反のない独立した判断を行う取締役会メンバー。一般的に独立性とは、客観的で自由な判断の行使を意味する。独立性を評価する際や、行政、経営、監督機関もしくはその委員会の非業務執行役員が独立しているかどうかを判断する際には、合理的かつ十分な情報に基づいた第三者の立場から判断できるかが重要で、意思決定に不当な影響を与えたり、偏りを生じさせたりする可能性のある利害、立場、関連または関係がないことが求められる。</p> <p>出典: <a href="#">EFRAG, Draft ESRS- Appendix VI, Acronyms and glossary of terms</a> (英語)</p>
間接サプライヤー (Indirect suppliers)	<p>当該組織の上流(すなわち当該組織のサプライチェーンにおける上流)に位置し、当該組織の製品・サービスの開発に使用されない製品やサービスを提供する事業体、すなわち、ティア 1 以外のサプライヤー。</p> <p>出典: <a href="#">GRI Standards Glossary</a> (英語) <a href="#">GRI スタンダード用語集</a> (日本語)</p>
当初の事例評価 (Initial case assessment)	<p>ある事例に関する入手可能な情報と文書の予備的な一次分析。当初の事例評価には、事例に関する資料、関与する個人、潜在的な違反、時系列その他の事実要素の関係説明が含まれることもある。当初の評価では、事例の内容だけでなく、評価をさらに進めるために必要な補足的資料や情報を迅速に把握すべきである。また、それによって事例の評価が終了することもある。</p> <p>出典: <a href="#">UNODC</a> (英語)</p>
内部調査 (Internal investigation)	<p>疑われる腐敗事例が内部の方針または法令違反にあたるかどうかを判定するため、社内で行われる調査または正式審議。追加的な事実究明を要する事例の体系的かつ詳細な検討を指す。</p> <p>出典: <a href="#">UNODC</a> (英語)</p>
社内従業員自己評価 (Internal employee self-investigations)	<p>企業の腐敗防止コンプライアンス・プログラムが、あらかじめ定められた標準的な評価基準とベンチマークを用いて、従業員によって社内では評価されることを指す。その際にはアンケート、またはこれに類似する手段が用いられるのが普通である。このような従業員は通常、経営幹部に直属し、コンプライアンスまたは審査に責任を負う。利益相反を避けるため、事業運営には関与しない。</p> <p>出典: <a href="#">UNODC</a> (英語)</p>
内部のプログラム (Internal programmes)	<p>「内部のプログラム」とは、企業が自ら定め、公言したターゲットで、外部のイニシアチブと正式に関連づけられているか、外部のイニシアチブによる認証を受けたものを指す。</p> <p>出典: <a href="#">UN Global Compact</a> (英語)</p>
生物多様性の保全の鍵となる地域 (Key biodiversity areas: KBAs)	<p>生物多様性の保全を目的とする地域、自然地域または文化遺産。全世界の生物多様性の保全の鍵となる地域に関する GIS データは、下記からダウンロードできる。</p> <p>出典: <a href="#">KBA: Key Biodiversity Areas</a> (英語)</p> <p>その他、政府機関が KBA の範囲に関し、より詳細な情報を発表していることもある。例えば米国では、地質研究所 (USGS) が米国の陸域・海域保護地域のインベントリを作成している(「保護地域データベース」)。</p> <p>出典: <a href="#">United States Geological Survey</a> (英語)</p>

労働者の権利 (Labour rights)	<p>労働者の権利には、ディーセント・ワークを得る権利と結社の自由から機会均等と差別からの保護に至るまで、幅広い範囲の人権が含まれる。職場関連の具体的な権利としては、職場における安全衛生、労働におけるプライバシー権その他、多くの権利が挙げられる。労使と国家の間の関係を見ると、労働者の権利はビジネスと人権が最も多く交わる場と言える。</p> <p>国際的なレベルにおける労働者の権利は、多くの人権条約のほか、世界人権宣言(第 23 条および第 24 条、1948 年)と経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約(1966 年)を含む協定で定められている。国際労働機関(ILO)は 1919 年以来、国際労働基準のシステムを開発してきた。国際労働基準とは、ILO を構成する三者(政労使)が定めた法律文書で、労働における基本的な原則と権利を定めている。ILO 理事会は 8 つの条約を「基本」条約としているが、これらは結社の自由、団体交渉、同一報酬、差別禁止、強制労働と児童労働の廃止を取り扱うものである。基本条約以外の ILO 条約では、賃金や労働時間、職業安全衛生、母性保護、社会保障といった問題が取り扱われている。</p> <p>ILO はまた、男女の同一労働同一賃金(同一報酬条約)、性別その他を理由とする差別の禁止(差別待遇(雇用・職業)条約)、働いて家族の生計を支える責任のある労働者に対する均等な機会と均等な処遇の提供(家族的責任を有する労働者条約)および女性のリプロダクティブ・ライツの支援に関する規定(母性保護条約)を含め、ジェンダー平等に関する基準もいくつか策定している。</p> <p>出典: <a href="#">The Danish Institute for Human Rights</a> (英語)</p>
限定的保証 (Limited assurance)	<p>監査で提供される水準の保証に満たない保証。限定的保証業務の目的は、当該保証業務が成立する状況のもとで、合理的保証業務に係るリスクよりは高い水準ではあっても、任命された監査人が消極的形式による結論の報告を行う基礎としては受容可能な水準にまで保証業務リスクを低下させることにある。限定的保証業務は広く「レビュー」と呼ばれている。</p> <p>出典: <a href="#">Auditing and Assurance Standards Board GS 012</a> (英語)</p>
地域社会 (Local communities)	<p>組織の活動によって経済的、社会的または環境的に(正または負の)影響を受ける、または受ける地域に居住ないし勤労する個人または集団。</p> <p>注: 地域社会は、組織の事業に隣接して住む人々から、遠く離れた場所に住んでいるが、それでも当該事業によって影響を受ける公算が高い人々まで、さまざまである。</p> <p>出典: <a href="#">GRI Standards Glossary</a> (英語) <a href="#">GRI スタンダード用語集</a> (日本語)</p>
低炭素商品・サービス (Low-carbon products/services)	<p>低炭素投資にますます関心が集中する中でも、低炭素商品・サービスの正確で広く受け入れられた定義は存在しない。大雑把に言えば、絶対的な GHG 排出量削減またはある活動の二酸化炭素排出原単位の削減につながる製品またはサービスと定義できる。ある製品またはサービスが低炭素かどうかを判定するため、CDP では気候債券タクソミー、気候変動に関するグローバル投資家連合の低炭素投資レジストリ、環境的に持続可能な経済活動に関する EU タクソミーなど、既存の業界別タクソミーや枠組みの利用を促している。</p> <p>出典: <a href="#">Guidance &amp; Questionnaires - CDP</a> (英語) <a href="#">CDP 企業向け質問書&amp;ガイダンス</a> (日本語)</p>
管理職 (Manager)	<p>管理職には、企業や政府その他の組織、あるいはその内部部局の活動全般の計画・指揮・調整・評価を行い、その政策・法律・規則・規定の策定あるいは見直しを行うものが分類される。</p> <p>出典: <a href="#">ILO, ISCO-08</a> (英語)</p> <p>参考: <a href="#">国際標準職業分類 2008 年改定版(仮訳)</a> (日本語)</p>
マテリアリティ(インパクト) (Materiality (Impact))	<p>サステナビリティに関する事項は、短期、中期、長期にわたって、人や環境に実際の、または潜在的な、プラスまたはマイナスの重大な影響を企業が与える場合、影響の観点から重要事項(マテリアル)である。影響の観点から見た重要(マテリアル)なサステナビリティ事項には、事業者自身の事業や、その製品やサービス、取引関係を含む上流・下流のバリューチェーンが含まれる。</p> <p>出典: <a href="#">EFRAG, Draft ESRS- Appendix VI, Acronyms and glossary of terms</a></p>

<p>マテリアリティ(財務) (Materiality (Financial))</p>	<p>サステナビリティに関する事項が、短期、中期、長期にわたって、事業の財政状態、財務パフォーマンス、キャッシュフロー、資金調達、資本コストに影響を与える(または与えることが合理的に予想される)リスクまたは機会を生み出す場合、財務的観点から重要事項(マテリアル)である。 出典: <a href="#">EFRAG, Draft ESRS- Appendix VI, Acronyms and glossary of terms</a></p>
<p>ミッション・ステートメント (Mission statement)</p>	<p>ある組織が現在、および将来に向けてどのような事業に従事しているか(また、していないか)を記すもの。そのねらいは、経営者と社員に対し、業務上の焦点を示すことにある。 出典: <a href="#">Harvard Business Review</a> (英語)</p>
<p>ノンバイナリー (Non-binary)</p>	<p>ほとんどの人々(ほとんどのトランスジェンダーを含む)は男性または女性である。しかし中には「男性」と「女性」のどちらの類型にもしっかりと当てはまらない人もいる。例えば、男性と女性の要素が混ざり合ったジェンダーを有する人もいれば、男性とも女性とも異なるジェンダーを有する人もいる。また、どのジェンダーにも帰属意識を持たない人もいる。さらに、時間の経過とともにジェンダーが変わる人もいる。</p> <p>ジェンダーが男性でも女性でもない人は、多くの異なる言葉を使って自分自身を表現しているが、中でも「ノンバイナリー」は最もよく用いられる表現の一つである。その他、ジェンダークエア、エイジェンダー、バイジェンダーといった表現も使われる。これらはいずれも全く同じ意味を持つものではないが、単に男性でも女性でもないジェンダーの経験を指すという点では同じである。 出典: <a href="#">National Center for Transgender Equality</a> (英語)</p>
<p>非常勤役員 (Non-executive board)</p>	<p>ある企業の独立または社外取締役で、経営管理チームの一員ではない者。 出典: <a href="#">UN Global Compact</a> (英語)</p>
<p>NOx</p>	<p>酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)を含む窒素酸化物は有毒ガスであり、燃料を高温で燃焼させた場合に生じることが多い。高い反応性をもつガスであり、強酸化剤でもあることから、スモッグや酸性雨の大きな原因になる。 出典: <a href="#">US EPA</a> (英語)</p>
<p>海洋行動 (Ocean action)</p>	<p>海洋行動とは、海洋の健全性に対する活動の短期的、中期的な(正と負双方の)影響評価と、そのような影響の戦略や方針への取り込みを指す。その中には、海洋の健全性と生産性のほか、ブルー・エコノミーに依存する生計の回復、保護および維持につながる可能性のあるサステナブルな海洋ビジネスチャンスを検討することにより、海洋に対するプラスの影響を増やすことが含まれる。海洋行動には、海洋の健全性に対する 2 大脅威である汚染(プラスチック、流出液など)と温室効果ガスの削減により、海洋への負の影響を緩和することも含めるべきである。その他、海洋行動の例としては、関連の規制機関との連携、関連セクターと海洋を基盤とする業務に関するベストプラクティスや基準への貢献、海洋生態系に対する科学的理解を深めるための海洋関連データの共有などが挙げられる。 出典: <a href="#">UN Global Compact</a> (英語)</p>
<p>粒状物質 (PM10)</p>	<p>直径 10 ミクロン以下の粒子。このような粒子は、点源(建設現場、大煙突など)から放出されることもあれば、大気中の化学反応で生じることもある。微細であるため、吸入されやすく、肺障害を引き起こしたり、場合によっては人の血液に吸収されたりするおそれがある。 出典: <a href="#">US EPA</a> (英語)</p>



<p>残留性有機汚染物質 (POPs)</p>	<p>健康に悪影響を及ぼす有毒化学物質。残留性有機汚染物質には、工業・農業の生産過程で用いられる合成化合物 (PCB、DDT など) が多いが、ダイオキシンなど産業副産物が含まれることもある。</p> <p><a href="#">Stockholm Convention</a> では、下記をはじめ、多くの POPs が規制対象となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- アルドリン</li> <li>- クロルデン</li> <li>- ジクロロジフェニル・トリクロロエタン (DDT)</li> <li>- デILDリン</li> <li>- エンドリン</li> <li>- ヘプタクロル</li> <li>- ヘキサクロロベンゼン</li> <li>- マイレックス</li> <li>- トクサフェン</li> <li>- ポリ塩化ジフェニル (PCB)</li> <li>- ポリ塩化ジオキシン (ダイオキシン)</li> <li>- ポリ塩化ジベンゾフラン (フラン)</li> </ul> <p>出典: <a href="#">US EPA</a> (英語)</p>
<p>方針 (Policy)</p>	<p>方針には、自社にとっての特定項目の関連性を述べる文書、当該項目関連の実績改善に向けた自社のコミットメント、当該項目に関する実績の管理とモニタリングに対するコミットメント、自社が該当する法令を遵守するという認識、国際的な目標または基準への言及などを盛り込むことができる。</p> <p>出典: <a href="#">UN Global Compact</a> (英語)</p>
<p>方針のコミットメント (Policy commitment)</p>	<p>マテリアルな項目に固有の方針のコミットメントとは、企業の責任、コミットメント、または期待についての 1 項目以上の公式な表明を指し、企業がリスクや機会を特定、管理し、利益となる環境サービス、商品および投資を促進し、負の影響を軽減するとともに、こうした問題に取り組むためのプロセスを提供することにより、事案に体系的な対応をすることに役立ちます。</p> <p>出典: <a href="#">UN Global Compact</a> (英語)</p>
<p>保護地域 (Protected area)</p>	<p>保全のための特定の目的を達成するために指定され、または規制され、および管理されている地理的に特定された地域。</p> <p>出典: <a href="#">UN Convention on Biological Diversity</a> (英語)</p> <p><a href="#">生物多様性条約</a> (日本語)</p>
<p>救済 (Remedy)</p>	<p>「救済／是正」とは、マイナスのインパクトを打ち消す、または改善するための手段、あるいは救済措置の提供を指す。</p> <p>出典: <a href="#">GRI Standards Glossary</a> (英語)</p> <p><a href="#">GRI スタンダード用語集</a> (日本語)</p> <p>権利を執行するか、不正を防止または是正する手段。法的または衡平法上の救済。</p> <p>出典: <a href="#">UNTERM</a> (英語)</p>
<p>再生可能エネルギー (Renewable energy)</p>	<p>再生可能な燃料源 (バイオ燃料など)、太陽エネルギー、バイオマス、水力発電、地熱エネルギーおよび海洋エネルギーで、再生可能な熱源からの熱と再生可能な電源からの電力を含む。</p> <p>出典: <a href="#">UNCTAD, ISAR</a> (英語)</p>

グリーン電力証書、再生可能エネルギー証明書 (Renewable energy Certificate: REC)	再生可能エネルギーを購入した企業に提供されるもの。 出典: <a href="#">UNCTAD, ISAR</a> (英語)
合理的保証 (Reasonable assurance)	高い水準ではあるものの、絶対的ではない保証。合理的保証業務の目的は、当該保証業務が任命された監査人の積極的形式による結論表明の基礎となる場合に、保証業務リスクを受容可能な低い水準にまで低下させることにある。合理的保証業務は広く「監査」と呼ばれている。 出典: <a href="#">Guidance Statement GS 012 Prudential Reporting Requirements for Auditors of Authorised Deposit-taking Institutions</a> (英語)
取締役会による審査 (Review by board of directors)	腐敗事例の疑いに関する企業の最高経営陣による審査で、通常はリスク・倫理委員会など、他の内部委員会・グループによる調査と潜在的審査を受けて、当該事例について決定的な最終措置を講じることを目的とする。 出典: <a href="#">UNODC</a> (英語)
リスク・倫理委員会による審査 (Risk/ethics committee review)	内部調査後、腐敗事例の疑いについて評価するために社内に設けられることのある正式な委員会。企業によっては、この種の委員会に朝会・処罰権限があったり、その他の救済提言を出したりすることもある。一部の企業では、この種の事例が取締役会などの最高経営層まで直接、持ち上げられることがある。 出典: <a href="#">UNODC</a> (英語)
根本原因分析・調査 (Root cause analysis/investigation)	「根本原因分析によって、使用者は事案の一般的または直接の原因ではなく、根本的またはシステミックな原因を発見できる。直接の原因を正すだけでは、対症療法にはなっても、問題それ自体はなくなる。」 出典: <a href="#">OSHA – The Importance of Root Cause Analysis During Incident Investigation</a> (英語)
安全で健康的な労働環境 (Safe and healthy working environment)	安全で健康的な労働環境は、労働安全衛生とも呼ばれ、仕事関連の傷害や病気の予防のほか、労働者の健康の保護と増進も取り扱う分野とされている。 出典: <a href="#">International Labour Organization</a> (英語) <a href="#">ILO 駐日事務所</a> (日本語)
顕著な人権 (Salient human rights)	企業の活動や取引関係を通じて、最も深刻な負の影響を受ける恐れのある人権。 出典: <a href="#">UNGP</a>
上級経営幹部 (Senior executive)	最高経営責任者 (CEO)、CEO や最高ガバナンス機関への直接の報告者など、組織の経営層のうち最高位に位置する者。 出典: <a href="#">GRI Standards Glossary</a> (英語) <a href="#">GRI スタンダード用語集</a> (日本語)
使い捨てプラスチック (Single-use plastics)	使い捨てプラスチック製品とも呼ばれ、その製品寿命の間に、生産者に返送して詰め替えたり、元々の同じ用途に再利用したりすることで、何度も繰り返し使うことを想定していない、全体または一部がプラスチックでできた製品のこと。  主な例としては、プラスチックの包装材、飲料用カップ、食品容器、蓋、カトラリー、皿、ストロー、袋、たばこフィルター、使い捨てマスクが挙げられる。 出典: <a href="#">World Economic Forum</a> (英語)
敷地 (Site)	報告企業が所有、賃借または管理する不動産。 出典: <a href="#">World Economic Forum</a> (英語)

<p>スコープ 1 温室効果ガス排出量 (Scope 1 GHG emissions)</p>	<p>組織が所有または管理する発生源からの温室効果ガス (GHG) の排出。</p> <p>注 1: GHG 発生源とは、GHG を大気中に放出する物理的設備またはプロセスをいう。 注 2: 直接的な温室効果ガス (GHG) 排出 (スコープ 1) には、燃料消費からの CO<sub>2</sub> 排出を含み得る。 出典: <a href="#">GRI Standards Glossary</a> (英語) <a href="#">GRI スタンダード用語集</a> (日本語)</p>
<p>スコープ 2 温室効果ガス排出量 (Scope 2 GHG emissions)</p>	<p>組織が購入または取得し、消費した電気、冷暖房および蒸気から生じた温室効果ガス (GHG) の排出。 出典: <a href="#">GRI Standards Glossary</a> (英語) <a href="#">GRI スタンダード用語集</a> (日本語)</p>
<p>スコープ 3 温室効果ガス排出量 (Scope 3 GHG emissions)</p>	<p>温室効果ガス (GHG) の間接的排出 (スコープ 2) に含まれない間接的排出量で、組織外で発生するもの。上流と下流の両方の排出量を含む。 出典: <a href="#">GRI Standards Glossary</a> (英語) <a href="#">GRI スタンダード用語集</a> (日本語)</p>
<p>SOx</p>	<p>硫酸化物を意味する略語で、二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) が最も代表的。SO<sub>2</sub> は通常、化石燃料の燃焼または金属鉱石抽出などの産業工程の副産物として生じる。呼吸刺激剤であるほか、粒状物質や煙霧の生成も助長する。 出典: <a href="#">US EPA</a></p>
<p>ステークホルダー (Stakeholder(s))</p>	<p>ステークホルダーとは、事業に影響を与える、あるいは影響を受ける可能性のある人々のことである。ステークホルダーには、主に 2 つのグループがある:</p> <p>a) 影響を受けるステークホルダー: 事業者の活動およびそのバリューチェーン全体にわたる直接的・間接的な取引関係によって、その利害が影響を受ける、または影響を受ける可能性のある個人またはグループ (肯定的または否定的な影響を受ける可能性のある個人またはグループ)。 b) サステナビリティ報告書の利用者: 一般目的財務報告の主要な利用者 (既存および潜在的な投資家、貸し手やアセットマネージャー含む債権者、資産運用会社、信用機関、保険会社を含むその他の債権者)、ならびに事業体のビジネスパートナー、労働組合、社会的パートナー、市民社会、非政府組織、政府、アナリスト、学者を含むその他の利用者。すべての利害関係者がこの 2 つのグループに属するとは限らない。 出典: <a href="#">EFRAG, Draft ESRS- Appendix VI, Acronyms and glossary of terms</a></p>
<p>ステークホルダーエンゲージメント (Stakeholder engagement)</p>	<p>事業者とそのステークホルダーとの間の継続的な相互作用と対話のプロセスで、事業者がステークホルダーの関心や懸念を聞き、理解し、それに応えることを可能にするもの。 出典: <a href="#">EFRAG, Draft ESRS- Appendix VI, Acronyms and glossary of terms</a></p>
<p>サプライヤー (Supplier(s))</p>	<p>当該組織の上流 (すなわち当該組織の サプライチェーン における上流) に位置し、当該組織の製品・サービスの開発に使用される製品やサービスを供給する事業体。 例: ブローカー、コンサルタント、請負業者、販売業者、フランチャイズ加盟店、在宅ワーカー、自営請負業者、ライセンス、製造業者、一次生産者、下請業者、卸売業者 注: サプライヤーは、当該組織と直接的な取引関係を持つこともあれば (一次サプライヤーとよばれる)、間接的な取引関係を持つこともある。 出典: <a href="#">GRI Standards Glossary</a> (英語) <a href="#">GRI スタンダード用語集</a> (日本語)</p>

サプライチェーン(Supply chain)	<p>ある組織に商品またはサービスを提供する一連の活動または当事者。</p> <p>出典: <a href="#">GRI Standards Glossary</a> (英語)  <a href="#">GRI スタンダード用語集</a> (日本語)</p>
持続可能な開発 (Sustainable development)	<p>将来の世代がそのニーズを満たす能力を損なうことなく現在のニーズを満たすような発展。</p> <p>注 1: 持続可能な開発は経済、環境、社会の 3 つの側面を包含する。  注 2: 持続可能な開発は、特定組織の利益ではなく、さらに幅広い環境面、社会面の利益を指す。  注 3: GRI スタンダードでは「サステナビリティ」および「持続可能な開発」は、互換的な用語として使われている。</p> <p>出典: <a href="#">GRI Standards Glossary</a> (英語)  <a href="#">GRI スタンダード用語集</a> (日本語)</p>
持続可能な開発目標 (The Sustainable Development Goals, SDGs)	<p>貧困に終止符を打ち、地球環境を守り、あらゆる場所のあらゆる人の生活を改善するための普遍的な行動の呼びかけ。この 17 の目標は 2015 年、SDGs 達成に向けた 15 年計画を定める「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の一環として、国連の全加盟国によって採択された。SDGs は、全ての人のためによりよく、より持続可能な未来を実現するための青写真であり、貧困や不平等、気候変動、環境破壊、平和、正義を含め、私たちが直面するグローバルな課題に取り組むものである。</p> <p>出典: <a href="#">UN Sustainable Development Goals</a> (英語)</p>
第三者の水 (Third-party water)	<p>地方自治体の水供給業者および地方自治体の廃水処理施設、公共または民間の公益事業者、ならびに、水および廃水の提供・輸送・処理・処分または使用に関与するその他の組織。</p> <p>出典: <a href="#">GRI Standards Glossary</a> (英語)  <a href="#">GRI スタンダード用語集</a> (日本語)</p>
労働組合 (Trade union)	<p>労働者の利益を促進し、守ることを目的に設立された労働者団体。</p> <p>出典: <a href="#">International Labour Organization (ILO)</a></p>
研修 (Training)	<p>「研修は次のものを指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• あらゆる種類の職業訓練および教育</li> <li>• 組織が従業員に提供する有給の教育休暇</li> <li>• 外部研修・教育で、組織が費用の全額または一部を負担するもの</li> <li>• 特定のテーマに関する研修」</li> </ul> <p>出典: <a href="#">GRI Disclosure 404-1</a> (英語)  <a href="#">GRI 404: 研修と教育 2016</a> (日本語)</p> <p>知識の体系的で検証可能な移転。</p> <p>出典: <a href="#">UN Global Compact</a></p>
国連グローバル・コンパクト持続可能な海洋原則 (UN Global Compact's Sustainable Ocean Principles)	<p>業種や地域を越えた責任あるビジネス実践の枠組み (海洋の健全性と生産性、ガバナンスとエンゲージメント、および、データと透明性) を提供するもの。人権、労働、環境および腐敗防止に関する国連グローバル・コンパクト 10 原則に基づき、これを補足する役割を果たす。</p> <p>出典: <a href="#">UN Global Compact</a> (英語)</p>

<p>発言権が低いグループ (Under-represented social group)</p>	<p>ある社会で、全体に占める人数に対して、経済、社会、政治的なニーズや意見を表明する機会が少ない層。  注: この定義にあてはまる層は、どの組織でも同じという訳ではない。各組織は、その業務遂行の状況に応じ、該当するグループを特定する。  出典: <a href="#">GRI Standards Glossary</a> (英語)  <a href="#">GRI スタンダード用語集</a> (日本語)</p>
<p>バリューチェーン (Value chain)</p>	<p>ある組織のバリューチェーンは、付加価値によってインプットをアウトプットに転換する活動全体を包含する。その中には、当該組織が直接または間接の商取引関係を有し、かつ、(a) 当該組織自身の商品またはサービスに寄与する商品またはサービスを提供するか、(b) 当該組織から商品またはサービスを受け取る事業体を含む。  注 1: この定義は、United Nations (UN), The Corporate Responsibility to Respect Human Rights: An Interpretive Guide, 2012 に基づいている。  注 2: バリューチェーンは、製品やサービスの構想から最終使用に至るまでに、当該組織やその上流・下流の事業体が行う活動の範囲全体をカバーする概念である。  出典: <a href="#">GRI Standards Glossary</a> (英語)  <a href="#">GRI スタンダード用語集</a> (日本語)</p>
<p>揮発性有機化合物 (Volatile organic compounds; VOCs)</p>	<p>蒸気圧と水溶性がともに低い化合物で、気体であることが多い。典型的なものとしては、塗料や医薬品、冷媒、接着剤、燃料、クリーニング用品、殺虫剤、建材、家財道具などに含まれる人工の化学薬品が挙げられる。  出典: <a href="#">US EPA</a> (英語)</p>
<p>社会的弱者 (Vulnerable group)</p>	<p>組織の活動の社会的、経済的または環境的影響を負担するリスクが高いか、その影響の不当に大きな負担を強いられるリスクのある特定の身体的、社会的、政治的または経済的条件を有する社会階層。  注 1: 社会的弱者には子どもと若者、高齢者、障がい者、元兵士、国内避難民、難民または帰還民、HIV/AIDS 罹患世帯、先住民および少数民族が含まれる可能性がある。  注 2: 脆弱性や影響は、性別によって異なることがある。  出典: <a href="#">GRI Standards Glossary</a> (英語)  <a href="#">GRI スタンダード用語集</a> (日本語)</p>
<p>廃棄物 (Waste)</p>	<p>廃棄物とは、製品以外の産物として意図され、市場価値がマイナスまたはゼロであるものを指す。水質・大気汚染をもたらす排出物は、製品以外の産物ではあっても、廃棄物とはみなされない。  出典: <a href="#">UNCTAD, ISAR</a> (英語)</p>

水消費 (Water consumption)	<p>取水され、製品に取り込まれたか、作物の生産に用いられたか、廃棄物として発生したか、人間または家畜によって蒸発、発散または消費されたか、その他の利用者が利用できないほどに汚染されたために、報告期間中に地表水、地下水、海水または第三者に戻されなかった水の総量。</p> <p>注 1: 水消費量には、報告期間中に将来的な報告期間における利用または放出を目的に貯蔵された水が含まれる。 注 2: この定義は、CDP, CDP Water Security Reporting Guidance, 2018 に基づくものである。 出典: <a href="#">CDP Water Security 2019 Questionnaire</a> (英語)</p>
水原単位 (Water intensity)	<p>水の容積測定面と生産単位、財務指標またはその他何らかの単位との関係を示す指標。 出典: <a href="#">CDP Water Security 2019 Reporting Guidance</a> (英語)</p>
水ストレス (Water stress)	<p>人間と生態系の淡水需要を充足する能力またはそれが無い状態をいう。水不足と比べ、水ストレスはより包括的で幅広い概念であり、水の入手可能性や水質、および、インフラ整備の度合いや水の金銭的利用可能性と関連することが多い水のアクセス可能性 (人々が物理的に入手可能な水源を実際に利用できるか否か) などを含め、いくつかの物理的側面も考慮に入れる。水消費と取水はともに、相対的な水ストレスについて見識を深める有用な情報を提供する。</p> <p>水ストレスには主観的な要素があり、社会的価値に応じて異なる評価を受ける。例えば、十分にきれいな飲み水とみなされるための閾値や、淡水生態系に提供するための適切な環境水要件は、社会によって異なるため、ストレスも違った形で評価されることがある。</p> <p>注: 水ストレスの定義は組織によって異なる、ここでは、Alliance for Water Stewardship (水スチュワードシップ連合) に沿い、CEO 水マンドートの 2014 年 Corporate Water Disclosure Guidelines の定義を用いている。 出典: <a href="#">CEO Water Mandate</a> (英語)</p>
取水 (Water withdrawal)	<p>地表水または地下水からの淡水抽出量。取水量の中には蒸発する部分と、取水された集水域に戻される部分があるが、これに加えて別の集水域や海に戻される部分もありうる。 出典: <a href="#">CEO Water Mandate</a> (英語)</p>
内部告発方針 (Whistle-blowing policy)	<p>違法、非倫理的または危険な実践を告発しようとする個人に保護を提供するプロセス。効率的な内部告発者保護メカニズムは、不正行為や腐敗の通報を容易にするための明確な手順と経路を定め、保護対象となる開示を定義し、報復に対する救済措置と制裁の概要を示す。 出典: <a href="#">GRESB Infrastructure 2021 - Asset Reference Guide</a> (英語)</p>
労働者 (Workers)	<p>組織のために仕事に従事する者、例えば従業員、派遣社員、見習い、請負業者、在宅ワーカー、インターン、自営業者、下請業者、ボランティア、報告組織以外の組織 (例: サプライヤー) の仕事に従事する者。 出典: <a href="#">GRI Standards Glossary</a> (英語) <a href="#">GRI スタンダード用語集</a> (日本語)</p>
労働者代表 (Workers' representatives)	<p>1971 年労働者代表 (第 135 号) 条約第 3 条は、労働者の代表を「国内法令又は国内慣行の下で労働者代表と認められる者をいい、次のいずれに該当するかを問わない。 (a) 労働組合代表、すなわち、労働組合又は労働組合員が指名し又は選挙した代表 (b) 被選出代表、すなわち、企業の労働者が国内法令又は労働協約に従って自由に選挙した代表であって、その任務に当該国において労働組合の専属的特権として認められている活動が含まれていないもの」と定義している。 出典: <a href="#">International Labour Organization (ILO)</a> (英語) <a href="#">ILO 駐日事務所</a> (日本語)</p>



# 謝辞

国連グローバル・コンパクトは、協議期間中を含む提言やフィードバックを通じ、コミュニケーション・オン・プログレス (CoP) の見直しに貢献をいただいた数多くの個人や企業、組織に感謝いたします。

CoP 質問書は、国連機関や市民社会団体、会員企業を含む 70 以上の組織からの技術的なインプットと貢献を受けて作成されました。

特に国際労働機関 (ILO)、国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR)、国連環境計画 (UNEP)、国連薬物犯罪事務所 (UNODC) および Shift からは、CoP 質問書の作成に多大な貢献をいただきました。

国連グローバル・コンパクトは、上級顧問として CoP 見直しのプロジェクトに指導的な専門知識と戦略的方向性を提供いただいたローラ・パルメイロ氏と、このプロジェクトを実現可能にした Danone に対し、特に謝意を表します。国連グローバル・コンパクトはまた、幅広い貢献と技術的なインプットをいただいたデルフィーヌ・ジバシエ オーデンシア大学持続可能な開発のための会計学常勤教授にも特に感謝いたします。

また、Boston Consulting Group によるインプットと支援、助言にも感謝します。

CoP 質問書とこのガイドブック、参考資料は、リラ・カルバッシ、ベルンハルト・フライ、モラマイ・ナバーロ・ペレス、シルヴィー・ジョゼル、ジュリア・マサーロ、ユリア・エリチェバ、ショーン・クルーズ、モリン・マキーチェンの各氏をメンバーとする国連グローバル・コンパクト・チームが作成しました。また、エレナ・ボンビス、フリート・カタール、アシュリー・デミング、フラビオ・フェルテス、アントニオ・オートル、ジュリー・コフォード、マイラン・ハ、アンナ・クルイブの各氏を含め、CoP の見直しに貴重な貢献をいただいた国連グローバル・コンパクトとグローバル・コンパクト・ネットワークのすべての方々にも感謝いたします。

ニコラ・アントーム、エマニュエル・コルダノ、ユジェニー・フォール、バヌ・プトウンバカ、スアド・タイビの各氏からは、オーデンシア大学の教授、研究者としての専門知識を提供いただきました。ここに感謝いたします。

また、PwC による貢献と支援にも感謝します。

下記の組織からは、国連グローバル・コンパクトが 2021 年 3 月から 4 月にかけて開催した協議でご意見をいただきました。国連グローバル・コンパクトはその専門知識と貢献に感謝いたします (CoP の見直しに対する意見表明は、必ずしも最終成果物に対する支持を意味しません)。

## 国連機関:

国際労働機関 (ILO)、国連環境計画 (UNEP)、国連薬物犯罪事務所 (UNODC)、国連貿易開発会議 (UNCTAD)、国連開発計画 (UNDP)、国連社会開発研究所 (UNRISD)、国連統計部 (UNSD)、国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR)

## 報告機関:

B Lab、資本連合、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト (CDP)、Future Fit、グローバル・レポーティング・イニシアチブ (GRI)、インパクト・マネジメント・プロジェクト (IMP)、Reporting 3.0、ワールド・ベンチマーキング・アライアンス (WBA)

## 項目別専門機関:

社会的責任のためのビジネス (BSR)、デンマーク人権研究所 (DIHR)、パシフィック・インスティテュート/ウォーターレジリエンス連合、Shift、トランスペアレンシー・インターナショナル、世界経済フォーラム、反汚職パートナー・イニシアチブ (PACI)、世界資源研究所 (WRI)、世界自然保護基金 (WWF)、ストックホルム・レジリエンス・センター (ストックホルム大学)

## 個人:

マルグリット・メンデル (コンコルディア大学)、リチャード・ハウイト (IIIRC 元 CEO)

## 企業:

BlackRock、Colgate、Danone、Eni Spa、Firmenich、Grupo Bimbo、Knoll Printing & Packaging、Marshalls、Nechi Group、Novo Nordisk、Novozymes、Pathologists-Lancet-Kenya、PIMCO、PT-Rimba-Makmur-Utama、RELX、Safaricom PLC、SESO、Sprout Coffee、住友化学、UPM、Verizon



## 国連グローバル・コンパクト 10 原則



### 人権

企業は、

1. 国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、
2. 自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである。



### 労働

企業は、

3. 結社の自由と団体交渉の実効的な承認を支持し、
4. あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持し、
5. 児童労働の実効的な廃止を支持し、
6. 雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである。



### 環境

企業は、

7. 環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、
8. 環境に関するより大きな責任を率先して引き受け、
9. 環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである。



### 腐敗防止

企業は、

10. 強要や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである。



United Nations  
Global Compact

## 国連グローバル・コンパクトについて

国連グローバル・コンパクトは、各地の企業が、その事業や戦略を、人権、労働、環境、腐敗防止の分野にわたる 10 原則に沿ったものとするよう、国連事務総長の特別イニシアチブとして呼びかけたもの。変革を可能にする責任ある企業とエコシステムを通じて、10 原則を遵守し、SDGs に貢献することで、ビジネスによる世界的なコレクティブ・インパクトを加速させ、拡大することを目指す。

国連グローバル・コンパクトは、160 を超える国々で、14,000 以上の企業及び 3,800 以上の非営利団体によって署名されており、69 のローカル・ネットワークを持つ、世界最大のコーポレート・サステナビリティ・イニシアチブ。より良い世界の為に、ワン・グローバル・コンパクトでビジネスを繋ぐ。

さらに詳しい情報は、ソーシャルメディアで @globalcompact のフォローとともに、国連グローバル・コンパクトのウェブサイト ([unglobalcompact.org/](http://unglobalcompact.org/)) をご覧ください。